第1節　国民保護対策本部設置までの体制

武力攻撃事態等においては、住民の生命、身体及び財産の保護のために、事態認定がなされる前に対応が必要となる場合が考えられる。そのような事態において、市が速やかに初動体制を確立できるよう、国民保護対策本部を設置するまでの体制等について定める。

【国民保護対策本部と他の対策本部との関係】

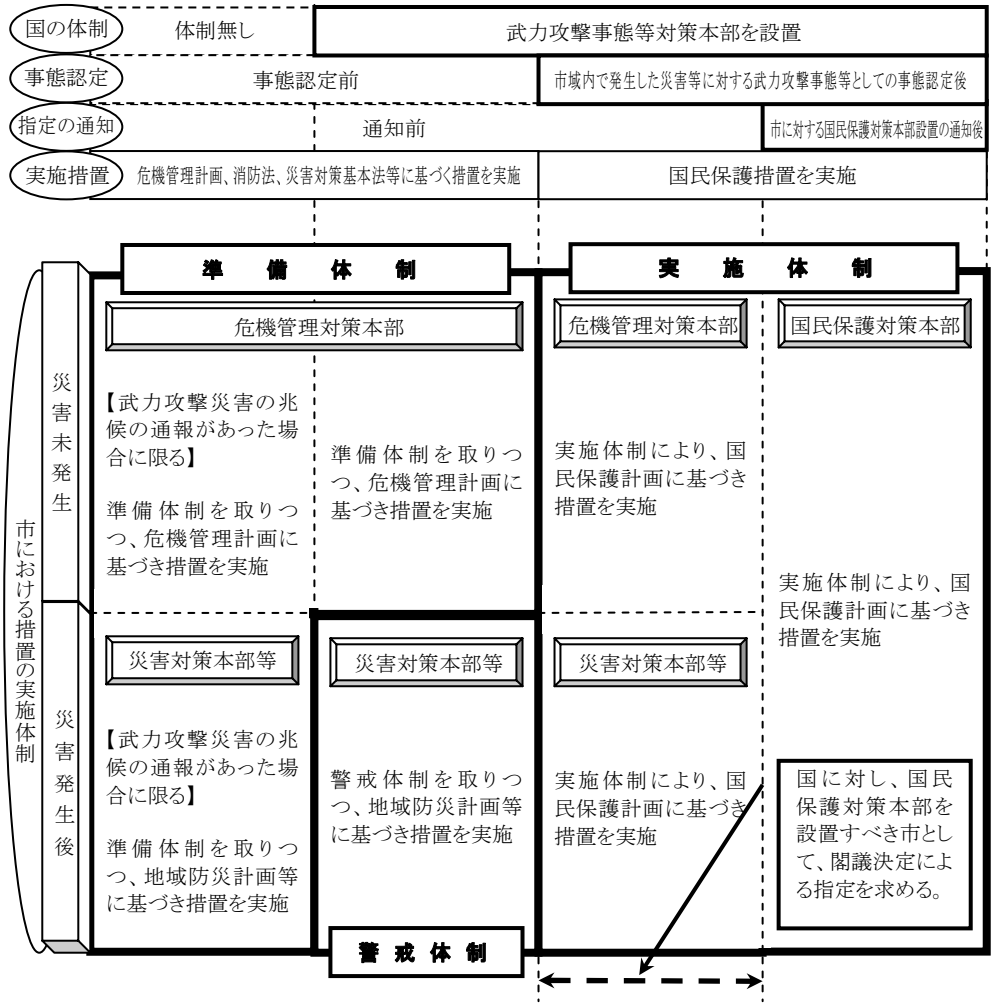

1　武力攻撃事態等対策本部設置前の対応　　県P. 100

国が、武力攻撃事態等対策本部を設置していない場合に、市に対して武力攻撃災害の兆候の通報があった場合、市長は、各局室区に、準備体制として情報担当職員を配置するとともに、庁内に国民保護準備室を設置し、以下の(1)及び(2)の定めに基づき必要な措置を実施する。

(1) 災害が未発生の場合の対応

通報された兆候に基づき災害が発生していない場合、国等により、

その兆候が武力攻撃災害の兆候ではないことが確認されるまでの間、危機管理対策本部において、危機管理計画に基づき必要な措置を実施する。

(2) 災害発生後の対応

通報された兆候に基づき災害が発生した場合及び発生した災害に対して武力攻撃災害の兆候の通報を受けた場合、国等により、これらの災害が武力攻撃災害ではないことが確認されるまでの間、発生した災害の状況に応じ、危機管理対策本部又は災害対策本部において、危機管理計画、地域防災計画、関係法令等に基づき必要な措置を実施する。

2　武力攻撃事態等対策本部設置後の対応　　県P. 100

国が武力攻撃事態等対策本部を設置している場合で、市が通報を受けた武力攻撃災害の兆候及び市域内に発生した災害に対して国が事態認定をしていない場合、市長は、以下の(1)及び(2)の定めに基づき必要な措置を実施する。

(1) 災害が未発生の場合の対応

① 国民保護準備室の設置

各局室区に準備体制として情報担当職員を配置するとともに、庁内に国民保護準備室を設置する。

② 危機管理対策本部との連携

危機管理対策本部に準備体制を加え、危機管理計画に基づき必要な措置を実施する。

(2) 災害発生後の対応

① 国民保護警戒室の設置

各局室区に、警戒体制として必要な市職員を配置するとともに、庁内に国民保護警戒室を設置する。

② 関係する対策本部との連携

危機管理対策本部又は災害対策本部に警戒体制を加え、発生した災害の状況に応じ、危機管理計画、地域防災計画、関係法令等に基づき必要な措置を実施する。

3　国により事態認定された後の対応　　法第29条⑪、県P. 100

市が通報を受けた武力攻撃災害の兆候及び市域内に発生した災害に対して国が事態認定をした場合、市長は、実施体制として、各局室区に全職員を配置し、以下の(1)及び(2)の定めに基づき国民保護措置を実施する。

（1）国民保護対策本部設置の通知を受けていない場合

① 災害が発生していない場合で、市が通報を受けた武力攻撃災害の兆候に対して国が事態認定をした場合、危機管理対策本部において国民保護措置を実施する。

② 発生した災害に対して国が事態認定をした場合、災害の状況に応じて危機管理対策本部又は災害対策本部において国民保護措置を実施する。

③ ①及び②の場合、県知事を経由して、内閣総理大臣に対し、国民保護対策本部を設置すべき市町村として、閣議決定による指定を行うよう要請する。　法第26条①

（2）国民保護対策本部設置の通知を受けている場合　法第27条①

直ちに国民保護対策本部を設置し、国民保護措置を実施する。

4　体制整備にあたっての留意事項

（1）市長による体制の変更

他の市町村において、武力攻撃災害と思われる災害が発生した場合等において、市域内に多数の住民が避難してきているなど、国民保護措置の実施の必要があると認められる場合、市長は、本節第1項又は第2項に定める場合以外の場合においても、その定めに準じた体制を整備して必要な措置を実施することができる。　P. 67、68へ

（2）県への連絡

本節第1項、第2項又は本項（1）の定めに基づき、準備体制又は警戒体制を整備したとき、市は、その旨を直ちに県に連絡する。　P. 67、68へ

（3）関係機関との間での情報収集及び提供

本節第1項、第2項又は本項（1）の定めに基づき、準備体制又は警戒体制を整備したとき、市は、国民保護準備室又は国民保護警戒室において、国民保護措置に準じて、国や県などの関係機関との間における情報の収集及び提供等に努める。　P. 67、68へ

第2節　国民保護対策本部の設置等

国民保護対策本部を迅速に設置するため、設置の際の手順や国民保護対策本部の組織などについて定めるとともに、設置時における通信の確保について定める。

1　国民保護対策本部の設置の流れ　　第27条①

（1）国民保護対策本部の設置等

① 市長は、総務大臣を通じて、内閣総理大臣から国民保護対策本部設置の指定の通知を受けた場合、直ちに国民保護対策本部を設置する。

② 国民保護対策本部を設置するまでに、国民保護準備室、国民保護警戒室、危機管理対策本部又は災害対策本部において措置を実施していた場合、市長は、国民保護対策本部以外の全ての対策本部等を直ちに廃止する。

③ 市長は、国民保護対策本部を設置した場合、直ちに、第2章第4節第3項に掲げる市の他の執行機関及び関係機関にその旨を通知する。　　P. 35へ

（2）国民保護対策本部の開設

① 市長が国民保護対策本部を設置した場合、市は、庁内に国民保護対策本部を開設するとともに、直ちに国民保護措置を開始する。

② 市は、庁舎が被災しているなどの理由により、庁内に国民保護対策本部を開設できない場合、あらかじめ定める施設のうち、事態の状況に応じて最も適当な施設に、国民保護対策本部を開設する。

③ 市は、避難住民の誘導の終了後など、市域内から国民保護対策本部を移設する必要がある場合、県知事と協議のうえ移設場所を決定する。

（3）通常業務の取り扱い　　地域防災計画準拠

① 通常業務の実施

準備体制及び警戒体制の場合、国民保護措置に携わらない市職員は、勤務時間中、原則として通常業務を実施する。

② 通常業務の縮小等

①の場合において、武力攻撃事態等の現状及び予測を考慮し必要と認めるとき、市は、通常業務の縮小又は一時休止等の措置を行うことができる。

2　広報・広聴体制の整備　　法第8条①、県P. 100、104

市は、国民保護対策本部を開設したとき、住民に適切な情報を提供し、また、市民の不安を解消するとともに、被災者のニーズを把握するため、以下の（1）及び（2）の定めに基づき、広報・広聴体制を整備する。

（1）広報窓口の設置

国民保護対策本部内に広報窓口を設置するとともに、そこに広報

責任者を配置し、県と相互に情報交換を行ないながら、報道関係機関に対し、市の国民保護措置の実施状況ついて、適時かつ正確な情報を提供する。

(2) 広聴窓口の設置　　地域防災計画準拠

市は、速やかに広聴体制の確立を図り、他部及び関係機関等の協力を得て広聴活動を実施する。

3 各部等の設置等　　県P．99、地域防災計画準拠

(1) 本部長及び副本部長

① 市長を本部長とし、助役を副本部長とする。　　法第28条①⑤

② 本部長が欠けたとき、市長の職務代理として、市が定める市長代理順序規則に基づき、助役をその職務代理者とする。

(2) 各部の設置及び役割　　法第28条④

① 本部長は、実施する必要がある国民保護措置の内容に応じ、国民保護対策本部内に、以下の表の定めに基づき必要な部を設置する。

部	担当局室	部長
総括部	消防局	消防長
庶務部	総務局	総務局長
	市長室	
	監査事務局	
	人事委員会事務局	
	選挙管理委員会事務局	
	市会事務局	
経理部	財政局	財政局長
	収入役室	
市民経済部	市民経済局	市民経済局長
環境部	環境局	環境局長
健康福祉部	健康福祉局	健康福祉局長
	子ども青少年局	
住宅都市部	住宅都市局	住宅都市局長
緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局長
学校部	教育委員会事務局	教育長
上下水道部	上下水道局	上下水道局長
交通部	交通局	交通局長

② 各部の事務分掌は、以下の表に定めるものとする。

部	事務分掌
総括部	1　国民保護対策本部の設置及び運営に関すること。 2　区対策部の設置に関すること。 3　配備種別の指示及び伝達に関すること。 4　各部、区対策部及び現地対策本部との連絡調整に関すること。 5　県その他の関係機関との連絡調整に関すること。 6　各部及び区対策部への警報等の伝達及び通知に関すること。 7　サイレンに関すること。 8　所管する通信施設の確保に関すること。 9　避難実施要領に関すること。 10　避難住民の誘導（復帰を含む。）に関すること。 11　避難施設等に対する特例（消防法）に関すること。 12　各種協定（他部に属するものを除く。）に基づく応援要請に関すること。 13　消火・救急・救助活動に関すること。 14　被災者の捜索に関すること。 15　情報の収集等に関すること。 16　市職員以外の者及び消防職員への特殊標章等の交付に関すること。 17　航空輸送の確保に関すること。 18　労務の確保に関すること。 19　職員の派遣の要請等に関すること。 20　関係証明（火災によるもののみ。）に関すること。
庶務部	1　市庁舎の応急復旧並びに電源及び通信手段の確保に関すること。 2　市職員（消防職員を除く。）への特殊標章等の交付に関すること。 3　安否情報、被災情報その他の情報の収集及び整理に関すること。 4　市職員の動員及び配備に関すること。 5　国等への要望に関すること。 6　報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること。

	7　放送及び出版による広報に関すること。 8　外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること。 9　外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること。 10　外国人の安否情報に関すること。 11　市職員の派遣等に関すること。 12　市会議員との連絡調整に関すること。 13　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 14　遊動隊の派遣準備に関すること。
経理部	1　国民保護措置の実施にかかる予算及び資金に関すること。 2　緊急資機材、物品の調達及び借上げに関すること。 3　車両の借上げ及び配車計画（避難住民の運送に関するものを含む。）に関すること。 4　物資等の調達及び収用、救援物資の確保及び配付に関すること。 5　所管公有財産（普通財産）の緊急使用に関すること。 6　関係証明書発行のための家屋被害調査の総合調整に関すること。 7　市税の減免等に関すること。 8　義援金の受付、受領及び保管に関すること。
市民経済部	1　広聴に関すること。 2　一般ボランティアの受入れ及び支援に関すること。 3　物資等の調達及び収用、救援物資の確保・配付に関すること。 4　市場における物資の集荷及び分荷に関すること。 5　生活関連物資の価格安定に関すること。 6　商工業等の被災状況の調査に関すること。 7　中小企業関係の融資に関すること。 8　雇用についての情報提供に関すること。
環境部	1　ごみ・し尿の収集、処理、処分に関すること。 2　事業用車両の配車及び整備に関すること。 3　災害廃棄物の撤去、処理、処分に関すること。 4　廃棄物処理の特例に関すること。

	5　搬入ごみの焼却及び埋立処理の非常処理計画に関すること。 6　緊急処理のための民間車両の借り上げに関すること。 7　有害物質の災害発生状況の把握及び測定に関すること。 8　有害物質の被災にかかる情報収集体制の確立に関すること。 9　環境保全対策に関すること。
健康福祉部	1　救援の実施に係る費用のとりまとめに関すること。 2　備蓄物資の配付に関すること。 3　医療施設及び医療の提供・助産に関すること。 4　物資等の調達及び収用、救援物資の確保・配付に関すること。 5　自力避難困難者対策に関すること。 6　自力避難困難者に対する福祉対策及び保健活動にかかる、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体との連絡調整に関すること。 7　自力避難困難者に関する情報の収集及び提供に関すること。 8　福祉避難施設に使用する土地等に関すること。 9　福祉避難施設の管理運営に関すること。 10　市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 11　社会福祉施設の応急対策に関すること。 12　一般ボランティアの受入れ及び支援に関すること。 13　義援金の配付に関すること。 14　各種見舞金の支給に関すること。 15　病院等診療機関の被災状況の調査を始め、診療機能に関する情報の収集及び提供に関すること。 16　医療の実施の要請等を始め、医療関係機関等との連絡調整に関すること。 17　傷病者の診療などの医療活動に関すること。 18　赤十字標章等の交付に関すること。 19　日本赤十字社との連携に関すること。 20　食品衛生及び感染症予防に関すること。 21　保健衛生の確保に関すること。 22　家庭動物に関すること。

	23　死体の検案、輸送及び火葬に関すること。
住宅都市部	1　水上輸送の確保に関すること。 2　市街地復興計画に関すること。 3　所管に係る物資の収用等に関すること。 4　長期避難住宅、応急仮設住宅、福祉避難施設の建設及び維持に関すること。 5　長期避難住宅及び応急仮設住宅に使用する土地等に関すること。 6　避難施設等に対する特例（建築基準法及び景観法）に関すること。 7　被災住宅の応急修理に関すること。 8　被災建築物の復旧に関する指導及び相談に関すること。 9　市有建築物の復旧に関すること。 10　市営住宅の応急修理に関すること。
緑政土木部	1　水防活動に関すること。 2　交通の確保及び交通規制に関すること。 3　道路、橋梁、河川等の被災状況の調査及び応急復旧に関すること。 4　緊急陸上輸送ルートの確保に関すること。 5　公園施設の被災状況の調査及び応急復旧に関すること。 6　農業関係及び畜水産関係の被災状況の調査に関すること。 7　米穀の集荷及び取扱機関との連絡調整に関すること。 8　農林漁業に関すること。 9　所管に係る物資等の収用に関すること。
学校部	1　園児、児童及び生徒の被災状況の把握及び安全確保に関すること。 2　園児、児童及び生徒の保護者への対応に関すること。 3　学校施設、社会教育施設などの応急復旧に関すること。 4　学校教育の実施に関すること。 5　被災児童及び生徒に対する教育に関すること。 6　教科書その他の学用品の支給に関すること。 7　文化財の保護に関すること。 8　避難施設等の管理運営協力に関すること。

上下水道部	1　水道水等の供給に関すること。 2　水道施設、工業用水道施設、下水道施設の被災状況の調査及び応急復旧に関すること。 3　応急給水に関すること。 4　下水の排水及び処理作業に関すること。 5　所管する通信手段の確保に関すること。
交通部	1　市バス及び地下鉄の運行の確保に関すること。 2　市バス及び地下鉄による避難住民の運送に関すること。 3　一時避難場所としての地下鉄駅施設の使用に関すること。 4　所管する通信手段の確保に関すること。 5　市営交通の利用者に対する広報に関すること。 6　市営交通施設の被災状況の調査及び応急復旧に関すること。

(3) 区対策部の設置及び役割

① 本部長は、区の区域ごとに、その区における国民保護対策本部の事務を処理するため、国民保護対策本部内に、必要な区の区対策部を設置する。その際、区対策部長は、原則として、区対策部を設置する区の区長とする。

② 区対策部の事務分掌は、以下に定めるものとする。

1　国民保護措置の調整に関すること。
2　国民保護措置の実施に必要な情報の収集に関すること。
3　被害状況の調査に関すること。
4　警報の伝達など、住民等に対する情報の伝達に関すること。
5　避難住民の誘導(復帰を含む。)に関すること。
6　避難施設等の開閉及び管理運営に関すること。
7　避難施設等への避難住民の誘導に関すること。
8　自力避難困難者に関すること。
9　区社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
10　物資の調達及び救援物資の受入れ、配付に関すること。
11　死体の捜索及び収容、死体安置所の管理運営に関すること。
12　死体の検案及び処理に関すること。
13　死体の火葬手続きに関すること。
14　国民保護措置の実施に必要な情報の広報及び広聴に関すること(安否情報の提供を含む。)。
15　一般ボランティアの受入れ及び支援に関すること。

16　医療の提供及び助産、保健衛生の確保に関すること。
17　関係証明の発行に関すること。
18　区内関係公所（署）との連絡調整に関すること。

（4）各部及び区対策部共通の事務

1　市職員の参集・配備状況の把握及び動員計画に関すること。
2　通信手段の確保に関すること。
3　警報等の伝達及び通知に関すること。
4　所管施設における避難住民の誘導に関すること。
5　所管施設及び所管する生活関連等施設の安全確保に関すること。
6　安否情報及び被災情報の収集及び報告に関すること。
7　所管施設の被災情報の把握及び応急復旧に関すること。
8　避難施設等の管理運営協力に関すること。
9　労務の確保に関すること。
10　各種協定に基づく応援要請に関すること。
11　住民説明会に関すること。
12　国、国会議員等からの視察の受入れに関すること。

（5）全庁体制で取り組む事務

以下の事務は、国民保護対策本部における決定に基づき、各部及び区対策部の動員職員の協力体制により行う。

1　被災者の捜索に関すること。
2　死体の捜索、収容、管理及び輸送に関すること。
3　物資の仕分け及び配付に関すること。
4　避難施設等の管理運営に関すること。
5　応急仮設住宅の入居受付に関すること。
6　関係証明の発行に関すること。
7　義援金の交付に関すること。
8　その他一時に大量な処理が必要な事務に関すること。

法第28条⑧

（6）国民保護現地対策本部の設置及び役割

① 被災現地において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、及び国、県等の対策本部との連絡・調整等のため現地における調整が必要であると認めるとき、本部長は、国民保護現地対策本部を設置し、同本部において国民保護対策本部の事務の一部を行う。

② 国民保護現地対策本部で行う国民保護対策本部の事務は、その

設置にあわせて本部長が定める。

③ 国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の市職員は、国民保護現地対策本部の設置にあわせて本部長が指名する。

（7）現地調整所の設置及び役割

本部長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる市職員等の安全を確保するため、災害発生現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があるとき、現地調整所を設置し、または他の機関により設置されている現地調整所に市職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行うとともに、可能な範囲において、被災情報の収集等の必要な措置を行う。

4　国民保護対策本部長の権限

本部長は、以下の（1）から（5）に掲げる権限を行使して、市域内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

（1）市域内の国民保護措置に関する総合調整　法第29条⑥

市域内に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

（2）県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請　法第29条⑦

① 特に必要があると認めるとき、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにしたうえ、県国民保護対策本部長に対し、県、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に対する総合調整を行うよう要請する。

② 特に必要があると認めるとき、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにしたうえ、県国民保護対策本部長に対し、武力攻撃事態等対策本部長が、指定行政機関及び指定地方行政機関が実施する国民保護措置に対する総合調整を行うことを要請するよう求める。

（3）情報の提供の求め　法第29条⑧

本項（1）に掲げる総合調整を行うために必要があると認めるとき、県国民保護対策本部長に対し必要な情報の提供を求める。

（4）国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め　法第29条⑨

本項（1）に掲げる総合調整を行うために必要があると認めるとき、その総合調整の対象となる関係機関に対し、市域内における国民保護措置の実施状況について、報告又は資料の提出を求める。

（5）市教育委員会に対する措置の実施の求め　　法第29条⑩

市教育委員会に対し、市域内における国民保護措置を実施するため必要な限度において、児童及び生徒の避難に関し適切な措置を実施することなど、市国民保護計画の定めに基づき必要な措置を講ずるよう求める。

5　実施体制の段階的縮小

市長は、武力攻撃事態等の現状及び予測、国民保護措置の実施状況等に基づき、実施体制として参集している市職員について、段階的に動員規模を縮小することができる。

6　国民保護対策本部の廃止　　法第30条

市長は、総務大臣を通じて、内閣総理大臣から、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたとき、直ちに国民保護対策本部を廃止する。

7　通信の確保　　県P. 100、104

（1）国民保護対策本部情報センターの設置　　地域防災計画準拠

市は、武力攻撃事態等において、的確かつ迅速に国民保護措置を実施できるよう、実施体制の整備に合わせ、国民保護対策本部内に国民保護対策本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、国民保護措置の実施に関し、各部（各局室）及び区対策部（各区）からの情報を集約するとともに、各部（各局室）及び区対策部（各区）に必要な情報を提供するなど、関係情報を一元的に管理する。

（2）情報通信手段の確保　　県P. 101、地域防災計画準拠

市は、国民保護措置の実施にあたり、防災行政無線の同報無線局のほか、原則として、以下の①から③に掲げる区分に基づき、必要な情報を伝達、収集できるよう情報通信手段を確保する。

① 全市域が要避難地域である場合

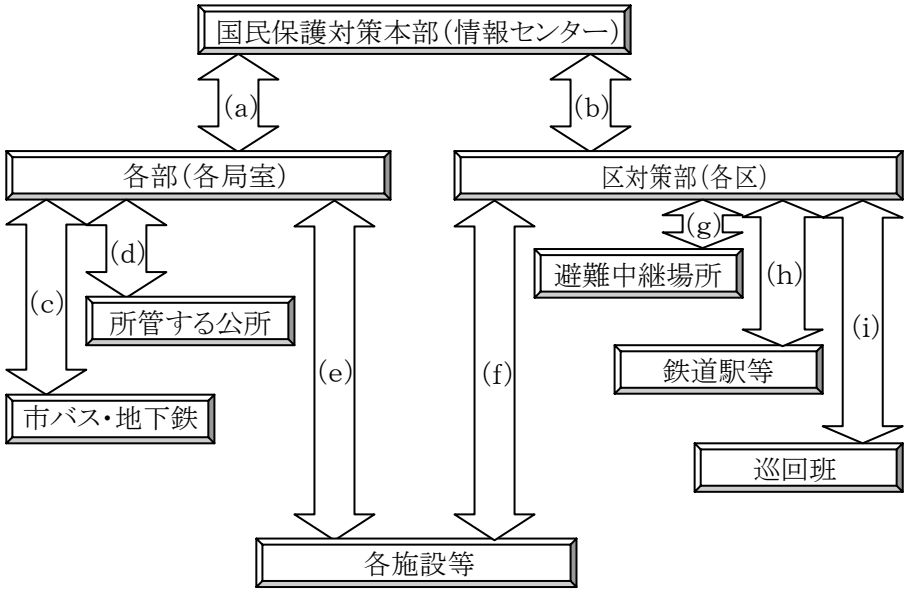

ルート	手　　段
(a)	専用電話、FAX、電子メール
(b)	防災行政無線（多重固定系）、電話、FAX、電子メール
(c)	バス運行総合情報システム、列車無線
(d)	電話、FAX、電子メール、交通局業務無線、上下水道局用無線
(e)	電話、FAX、電子メール
(f)	電話、FAX、電子メール、防災行政無線（地域防災無線）
(g)	防災行政無線（地域防災無線）
(h)	防災行政無線（地域防災無線）
(i)	防災行政無線（地域防災無線）

② 市が避難先地域となった場合

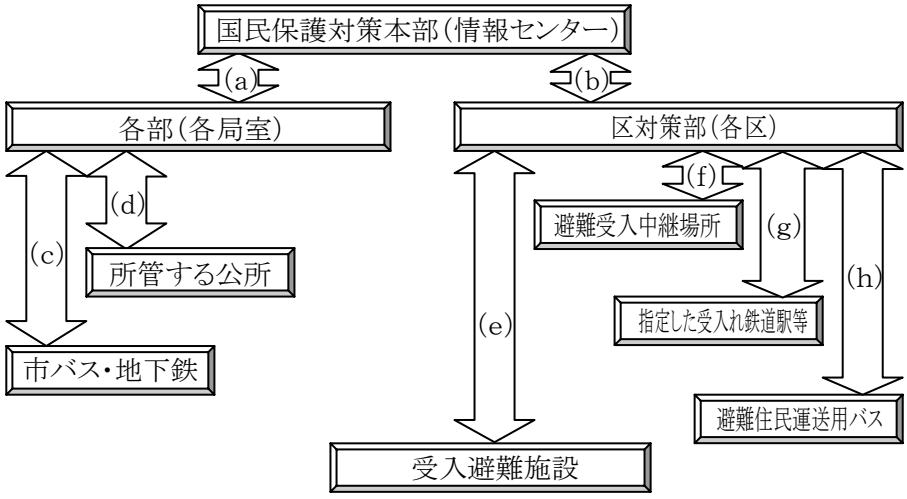

ルート	手　　段
(a)	専用電話、FAX、電子メール
(b)	防災行政無線(多重固定系)、電話、FAX、電子メール
(c)	バス運行総合情報システム、列車無線
(d)	電話、FAX、電子メール、交通局業務無線、上下水道局用無線
(e)	電話、FAX、電子メール、防災行政無線(地域防災無線)
(f)	防災行政無線(地域防災無線)
(g)	防災行政無線(地域防災無線)
(h)	防災行政無線(地域防災無線)

③ 市域内に要避難地域及び避難先地域が混在する場合

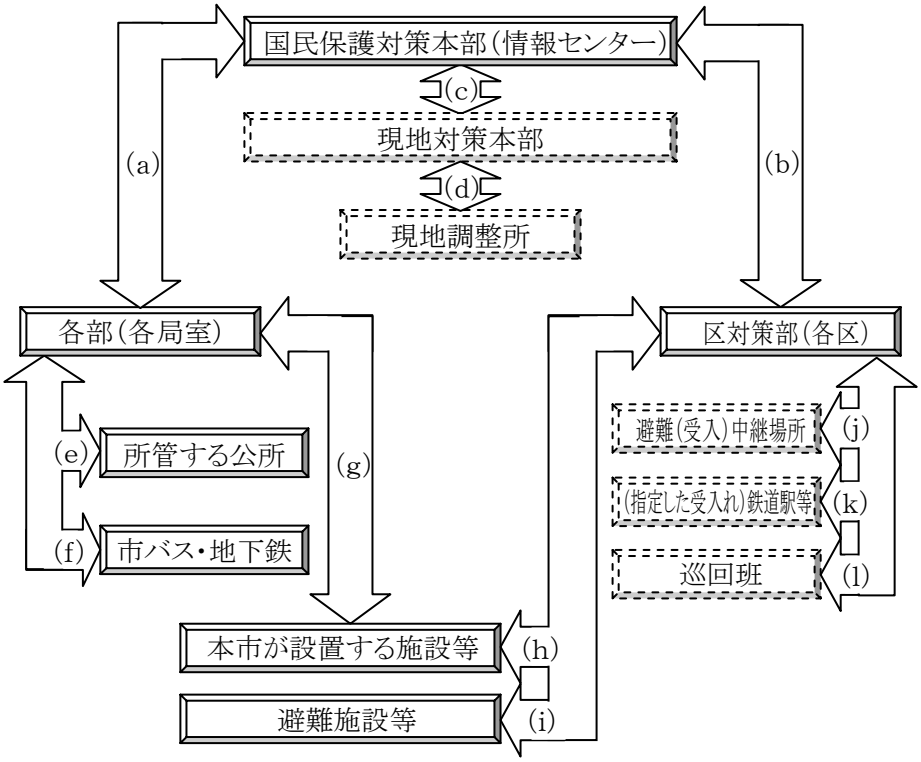

は、状況に応じて設置される。

ルート	手　　段
(a)	専用電話、FAX、電子メール
(b)	防災行政無線(多重固定系)、電話、FAX、電子メール
(c)	防災行政無線(地域防災無線)、電話、FAX、電子メール
(d)	防災行政無線(全市移動系)、携帯電話
(e)	電話、FAX、電子メール、交通局業務無線、上下水道局用無線
(f)	バス運行総合情報システム、列車無線
(g)	電話、FAX、電子メール
(h)	電話、FAX、電子メール、防災行政無線(地域防災無線)

(i)	電話、FAX、電子メール、防災行政無線(地域防災無線)
(j)	防災行政無線(地域防災無線)
(k)	防災行政無線(地域防災無線)
(l)	防災行政無線(地域防災無線)

※ 国や県の国民保護現地対策本部が国民保護対策本部内又は区対策部内に設置された場合は、(c)を省略する。

(3) 情報通信手段の確保にあたっての留意事項

市は、情報通信手段の確保にあたり、以下の①及び②に掲げる事項に留意する。

① 本項(2)に定めた通信機器を補完するため、可能な場合は、他の通信機器を積極的に活用する。

② 本項(2)に定めた通信機器に支障が生じたことにより、情報の伝達及び収集ができなくなった場合、速やかに、情報連絡員(伝令)等の代替手段を確保する。

(4) 情報通信手段の機能確認

① 市は、国民保護措置の実施にあたり、本項(2)に掲げる情報通信手段の機能確認を行う。

② 市が国民保護措置で使用する情報通信施設のうち、武力攻撃災害等により支障を生じた施設がある場合、市は、その応急の復旧を行うため、必要な市職員等を直ちに現場に配置する。

③ 市は、②で把握した支障を生じた情報通信施設について、その状況を直ちに県に連絡する。

(5) 通信輻輳により生じる混信等の対策

① 市は、武力攻撃事態等において、通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、武力攻撃事態等の現状及び予測を考慮のうえ、必要な区に、通信運用のための責任者を配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなどの通信の確保に努める。

② 消防無線、上下水道局用無線、バス運行総合情報システム、列車無線、交通局業務無線について、各基地局を管理する部は、あらかじめ定める方法により、自ら必要な通信統制を行う。

地域防災計画準拠

第3節　関係機関相互の連携

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関との連携について定める。

1　武力攻撃事態等対策本部及び県国民保護対策本部等との連携

（1）武力攻撃事態等対策本部及び県国民保護対策本部との連携

市は、国民保護措置の実施にあたり、県国民保護対策本部及び県を通じて武力攻撃事態等対策本部と相互に密接な連携を図る。そのため、措置ごとに定める連携のほか、必要に応じて、両対策本部と国民保護対策本部との間で、国民保護措置の実施に必要な情報を提供し及び収集する。

（2）国民保護現地対策本部における連携

市は、市域内の国民保護措置の実施に伴い、国及び県の現地対策本部が設置された場合、速やかに市職員を派遣し、それらの現地対策本部との密接な連携を図る。

2　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

（1）県知事への国民保護等派遣の要請の求め

法第20条①

市長は、国民保護措置を円滑に実施する必要があると認めるとき、県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（以下「国民保護等派遣」という。）の要請を行うよう求める。

（2）防衛庁長官への連絡

法第20条②

通信の途絶等により、県知事に対して国民保護等派遣の要請の求めができない場合、市長は、市域を担当区域とする地方連絡部長等を通じて、陸上自衛隊にあっては市域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては市域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては市域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛庁長官に連絡する。

3　他の市町村等に対する応援の求め等

（1）他の市町村等への応援の求め

市は、国民保護措置の実施に伴い必要があると認めるとき、応援を求める理由、活動内容等を明確にしたうえ、県や他の市町村に対して応援を求める。

（2）応援協定に基づく応援の求め

市は、他の市町村との間で応援協定を締結している場合、国民保護措置の実施状況等に応じ、その市町村に対し、応援協定に基づく必要な応援を求める。

4　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣の要請　　法第151条

市は、国民保護措置の実施にあたり必要があると認めるとき、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。)に対し、県を通じて、その機関の職員の派遣を要請する。ただし、人命救助等のために緊急を要する場合、市は自らその要請を行う。

(2) あっせんの求め等　　法第152条

本項(1)の定めに基づき要請したにもかかわらず、その機関の職員が派遣されない場合で、国民保護措置の実施のために必要があるとき、市は、県を経由して、総務大臣に対し、本項(1)の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 職員の派遣の求め

市は、国民保護措置の実施にあたり必要があるとき、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める。

第4節　警報等の伝達等

武力攻撃事態等において、警報、避難措置の指示、避難の指示について、的確かつ迅速にその内容を住民及び関係機関に伝達及び通知できるよう、必要な事項について定める。

1　警　　報　　P. 187へ(図3-4-1)

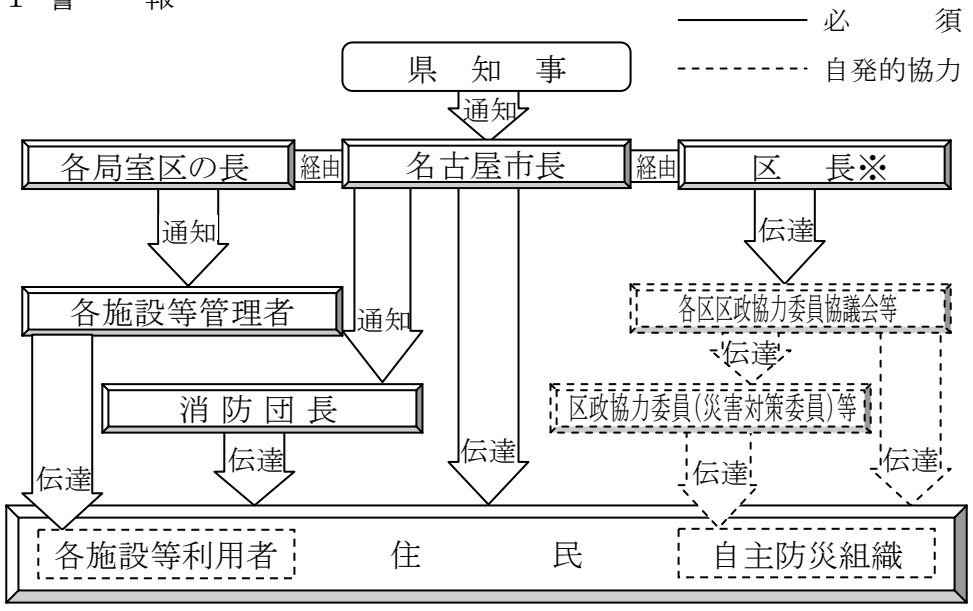

※ 区長が伝達できない場合は消防署長

（1）警報の内容　　県P. 45

県知事から通知される警報の内容は、以下の事項とされている。

① 武力攻撃事態等の現状及び予測
② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（該当する地域を特定できないときは定めがない。）
③ 住民及び公私の団体に対し周知すべき事項

（2）受信確認

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当するとして、市長が、県知事から警報の通知を受けた場合、市は、直ちに、その通知を受信した旨、県に連絡する。

（3）伝達及び通知先　　県P. 105

① 住民及び公私の団体　　法第47条①

市長は、警報の内容を、住民のほか、第2章第4節第3項に定める公私の団体に伝達する。　　P. 34へ

② 市の他の執行機関及び関係機関

市長は、警報の内容を、第2章第4節第3項に掲げる市の他の執行機関及び関係機関に対して通知する。　　P.35へ

③ 各施設等

警報の内容の通知を受けた各施設等の管理者は、その内容を利用者に伝達する。

（4）伝達及び通知する内容　　法第47条②

① 市長は、本項（3）に定める伝達及び通知に対し、県知事から通知された警報の内容のほか、武力攻撃事態等の現状及び予測に応じて、必要な事項をあわせて通知及び伝達する。
② 区長又は消防署長は、警報の内容を、各区区政協力委員協議会議長及び区内各学区区政協力委員長に伝達する場合、その内容を、各学区内の区政協力委員に伝達し、災害対策委員として、自主防災組織などの地域住民に伝達するよう協力を要請する。
③ 区長は、警報の内容を、区内各学区民生委員児童委員協議会会長に伝達する場合、その内容を、各学区内の民生委員に伝達するよう協力を要請する。

（5）伝達方法　　法第47条②、県P. 105

市は、以下の①から③に掲げる事項に留意して、警報の内容を住民に伝達する。

① 市職員、消防長及び消防団長により、住民及び公私の団体（以下「住民等」という。）に警報の内容を伝達する。その際、自主防　　法第9条①

災組織など、地域住民の自発的な協力を要請しながら、各世帯に伝達するよう努めるとともに、高齢者、障害者、外国人等への警報の内容の伝達に努める。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生した地域」に該当する場合、サイレンを使用して住民の注意を喚起するとともに、武力攻撃事態等の現状及び予測を考慮のうえ、同報無線、電話、ファックス、ホームページへの掲載、広報車の使用など、市が有する伝達手段のうち、可能なものを最大限に活用する。

(6) 県警察との連携

市は、警報の内容の伝達にあたって、伝達する内容を県警察に通知し、県警察と協力して的確かつ迅速に住民に伝達する。

(7) 警報の解除　　法第51条②、県P. 105

市は、県知事から警報の解除が通知されたとき、本項(3)から(6)の定めに準じて、警報の解除を伝達及び通知する。その際、原則としてサイレンは使用しない。

P. 188へ(図3-4-2)

2 避難措置の指示

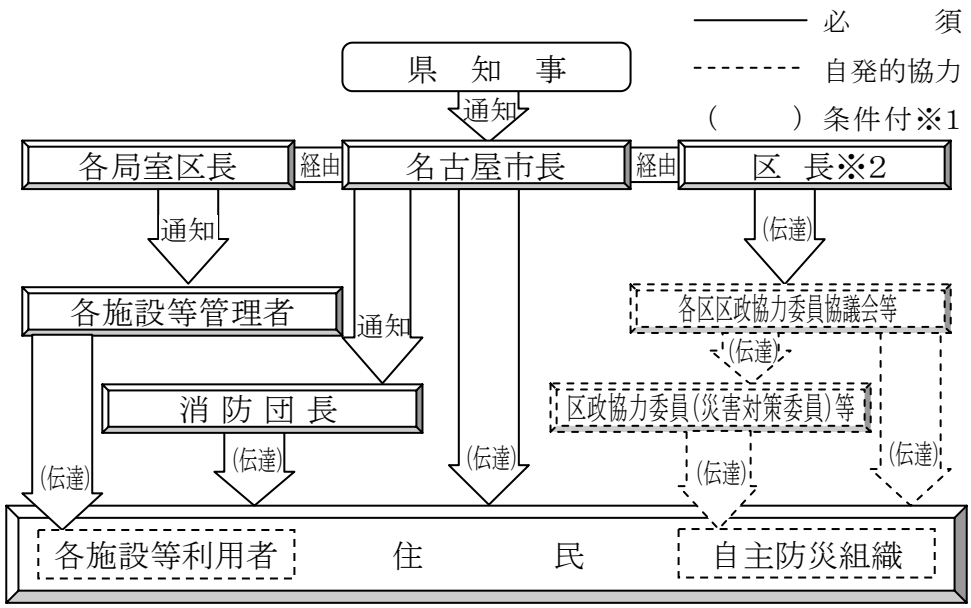

※1 避難措置の指示は、本項(5)に該当する場合のみ、住民等に伝達する。

※2 区長が伝達できない場合は消防署長

(1) 避難措置の指示の内容

県知事から通知される避難措置の指示の内容は、以下の事項とされている。

① 要避難地域 ② 避難先地域 ③ 関係機関が講ずべき措置の概要

県P. 46

(2) 受信確認

要避難地域又は避難先地域に該当するとして、市長が、県知事から避難措置の指示の通知を受けたとき、市は、直ちに、その通知を受信した旨、県に連絡する。

(3) 市域内に要避難地域がある場合の取扱い

① 市長は、県知事が行う避難の指示に備え、避難措置の指示の内容を、第2章第4節第3項に掲げる市の他の執行機関及び関係機関に対して通知する。 P. 35へ

② 県知事から、避難措置の指示の通知と同時に避難の指示がなされた場合、市長は、直ちに、本節第3項に定める避難の指示に基づく措置を実施する。 P. 89へ

③ 市が、要避難地域に隣接又は近接している場合、市長は、上記①と同様、避難措置の指示の内容を、市の他の執行機関及び関係機関に対して通知する。その際、隣接又は近接している旨を明示する。

④ 市は、県知事から避難の指示がなされるまで、本節第3項に定める避難の指示に基づく措置に必要な準備を行う。 P. 89へ

(4) 市域内に避難先地域がある場合の取扱い

① 市長は、県知事が行う避難の指示の通知に備え、避難措置の指示の内容を、第2章第4節第3項に定める市の他の執行機関及び関係機関に対して通知する。 P. 35へ

② 市は、県知事から避難の指示の通知があるまで、本節第3項に定める避難の指示の通知に基づく措置に必要な準備を行う。 P. 89へ

(5) 本項(3)及び(4)のいずれにも該当しない場合の取扱い

本項(3)及び(4)のいずれにも該当しない場合、市長は、警報の発令に伴う住民の混乱を防止するため、本節第1項(3)から(5)の定めに準じて、避難措置の指示を伝達及び通知する。ただし、サイレンは使用しない。 P. 85へ

(6) 関係機関が講ずべき措置

県知事から通知された避難措置の指示の内容のうち、関係機関が講ずべき措置の概要の中に、市が講ずべき措置が記載されている場合、市は、速やかにその指示に基づき必要な措置を実施する。

（7）特定公共施設の利用の調整への対応

港湾施設（名古屋港）や市が管理している道路など、特定公共施設等についての利用指針を定めるため、市長が、武力攻撃事態等対策本部長から意見を求められ、又は情報の提供を求められたとき、市は、速やかに必要な事項を整理してこれらの求めに応ずる。

（8）県知事による意見聴取への対応　法第54条③　法第58条④

市域内に避難先地域があるとして、市長が、県知事から、避難の指示にあたり意見を求められた場合、市は、求められた意見の内容に応じて、速やかに必要な事項を整理する。

（9）避難の指示にあたっての調整等への対応　県P. 49、50

市長が、県知事から、避難の指示に必要な事項についての確認又は調整を受けたとき、市は、以下の①から⑤に掲げる事項ごとに必要な確認等を行い、その結果を順次県に報告する。

① 市域内に要避難地域がある場合の避難住民数の把握

確認が行われた時間を基準として、区ごとの住民数の直近データを基に、夜間人口又は昼間人口のいずれかの区分により避難住民数を集計する。

② 避難のための運送手段の調整

市バス及び地下鉄について、それぞれ、避難住民の運送に従事可能な車両数のほか、確認及び調整を受けた事項について、必要な情報を整理する。

③ 主要な避難経路となる道路の状況に係る道路管理者に対する調整

確認及び調整を受けた事項ごとに、必要な情報を整理する。

④ 市域内の受入避難施設の状況の確認

市域内に避難先地域がある場合、第2章第7節第7項に定める避難施設等から、避難住民を受け入れる受入避難施設等を選択するとともに、受け入れ可能人数を集計する。　P. 50へ

⑤ 県と市との役割分担の確認等

市職員の参集状況を集計するとともに、住民の避難や避難住民等の受け入れにあたり、支援及び広域的な調整が必要となる事項を整理する。

3　避難の指示

P. 189へ(図3-4-3)

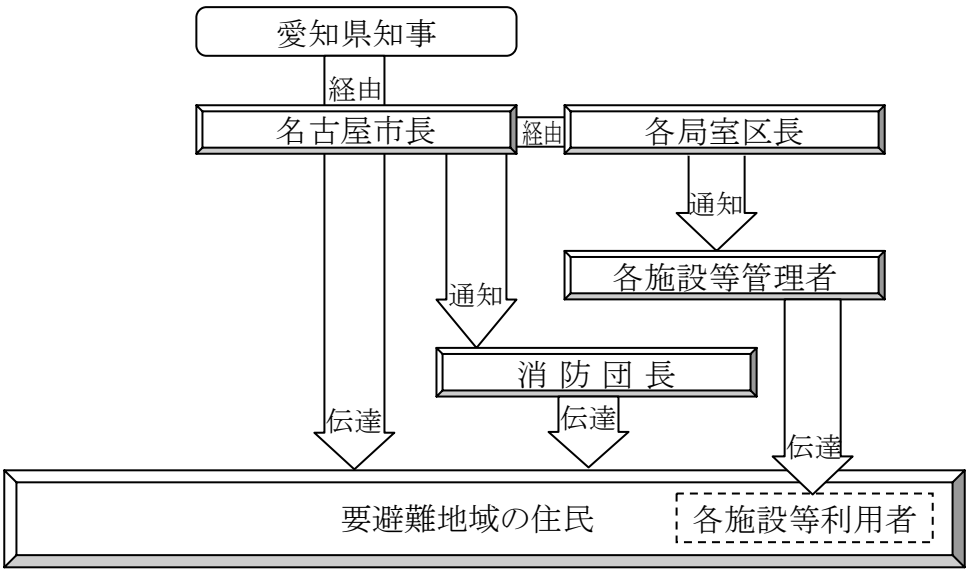

※ 図は、市域内に要避難地域がある場合の避難の指示の伝達

(1) 避難の指示の内容

県知事が行う避難の指示の内容は、以下の事項とされている。

① 国から示される避難措置の指示の内容
② 主要な避難の経路
③ 交通手段その他の避難の方法

県P. 48、49

(2) 市域内に要避難地域がある場合等の避難の指示の取扱い

法第54条④

市域内に要避難地域がある場合又は要避難地域に隣接するとして県知事が避難の指示を出した場合、以下の①から④の定めに基づき必要な措置を実施する。

① 避難の指示の伝達及び通知

市長は、避難の指示の内容を、住民のほか、第2章第4節第3項に掲げる市の他の執行機関及び関係機関に対して通知する。

P. 35へ

② 避難の指示の伝達方法

県P. 105

避難の指示の内容の通知を受けた各施設等の現場管理者は、その内容を利用者に伝達するとともに、市は、本節第1項(5)の定めに準じて、避難の指示の内容を住民に伝達する。

P. 85へ

③ 県警察との連携

市は、県警察と連携して、避難の指示の内容を、的確かつ迅速に住民に伝達する。

④ 避難住民の誘導等の実施

市は、避難の指示の内容を住民に伝達するのにあわせ、直ちに、本章第5節に定める避難住民の誘導等に必要な措置を開始する。

P. 93へ

（3）市域内に避難先地域がある場合の避難の指示の取扱い　法第54条④

市域内に避難先地域がある場合、以下の①から④の定めに基づき必要な措置を実施する。

① 受信確認

避難先地域に該当するとして、市長が、県知事から避難の指示の通知を受けた場合、市は、直ちに、その通知を受信した旨、県に連絡する。

② 避難の指示の通知の伝達及び通知

市長は、本節第1項（3）の定めに準じて、避難の指示の通知の内容を伝達及び通知する。　P. 85へ

③ 避難の指示の通知の伝達方法　県P. 105

市は、本節第1項（5）②の定めに準じて、避難の指示の通知の内容を住民に伝達する。ただし、原則としてサイレンは使用しない。　P. 86へ

④ 避難住民の受入れのための誘導等の実施

市は、避難の指示の通知の内容を住民に伝達するのにあわせ、直ちに、本章第5節第6項に定める避難住民の受入れのための誘導及び本章第6節に定める救援に関して必要な措置を開始する。　P. 99へ　P. 106へ

（4）避難住民の受入れ準備　法第54条⑥、第58条⑥

市域内に避難先地域がある場合、本項（3）④の定めに基づき救援に関して必要な措置を開始するにあたり、受入避難施設について、以下の①及び②の定めに基づき必要な準備を行う。

① 避難住民を受け入れることとされた受入避難施設を所管する局室区の長は、その内容を、該当する受入避難施設の現場管理者に速やかに通知する。

② ①の通知を受けた受入避難施設の現場管理者は、直ちに、本章第6節第8項の定めに基づき受入避難施設を開設する。　P. 116へ

（5）内閣総理大臣の是正措置　法第68条

要避難地域を管轄する県知事が避難の指示を行わない場合、又は国民の生命、身体若及び財産の保護を図るために特に必要があり、事態に照らし緊急を要すると認められる場合として、内閣総理大臣が、市に対して避難の指示を行った場合、速やかに、本項（1）から（4）の定めに基づき必要な措置を実施する。

（6）避難の指示の解除

① 市が要避難地域として避難の指示を受けていた場合

県知事又は内閣総理大臣により避難の指示が解除された場合、市は、直ちに避難住民の復帰に必要な体制を整え、県及び避難先地域の市町村と連携をとりながら、本章第5節第16項の定めに　P. 106へ

基づき、避難住民の復帰のための措置を実施する。

② 市が避難先地域として避難の指示の通知を受けていた場合
避難の指示の解除が通知された場合、直ちに、本項(3)②③の定めに準じて、避難の指示の解除を伝達及び通知するとともに、市は、県及び要避難地域の市町村と連携をとりながら、避難住民の復帰のための措置を実施する。

4　事態の類型に応じた避難にあたっての留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合　県P. 53

住民の避難は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえた、県知事からの避難の指示により対応することとされている。

市は、県知事により避難の指示が出されるまで、住民に、避難の準備を行うなどの冷静な対応呼びかけるとともに、本章第5節の定めに基づき、避難住民の誘導等を速やかに実施できるよう体制を整える。　P. 93へ

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合　県P. 53

① 武力攻撃事態等対策本部長による避難措置の指示に基づき、県知事から避難の指示がなされた場合で、市が要避難地域として避難の指示を受けた場合、市長は、避難の指示に基づき、速やかに避難住民の誘導を行う。
ただし、移動の安全が確保されない場合や、武力攻撃災害等による避難住民の身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難の指示もありうるため、市は、いずれの場合にも対応できるよう必要な準備を行う。

② ゲリラによる急襲的な攻撃により、県知事による避難の指示を待ついとまがない場合、市長は、その攻撃による被害の状況に照らし、本章第8節第4項及び第5項の定めに基づき、退避の指示、警戒区域の設定を行い、危険な地域への一般住民の立ち入りを禁止する。　P. 148、150
なお、県知事により緊急通報が発令され、又は、緊急の必要があるとして、県知事により退避の指示及び警戒区域の設定がなされた旨の通知があった場合、市は、県と連携して、本章第8節第4項及び第5項の定めに基づき必要な措置を実施し、危険な地域への一般住民の立入禁止の徹底に努める。　P. 148、150

③ 市が要避難地域として避難の指示を受け、避難住民の誘導を行う場合、市は、市、県警察、海上保安庁、自衛隊との連携を図るために県が行う広域的な調整に協力するとともに、避難経路等についての県知事からの協議に対し、避難住民の円滑な誘導という観点から必要な事項を整理する。

（3）弾道ミサイルによる攻撃の場合　県P. 53、54

県知事により、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示が行われるとされている。

① 市長は、本節第3項の定めに基づき、速やかに、避難の指示（屋内避難）を住民に伝達する。特に、各施設等の現場管理者に対しては、その内部にいる住民にはその場に留まるように、さらに、各施設等周辺にいる住民には、直ちにその施設内に避難するよう呼びかけることを指示する。　P. 89へ

② 市は、着弾直後について、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで、①に準じて屋内避難を継続するよう住民に伝達するとともに、被害内容が判明し、県知事から避難の指示があるまでの間、指示後、直ちに本章第5節の定めに基づく避難住民の誘導等が実施できるよう体制を整える。　P. 93へ

（4）航空攻撃の場合　県P. 54

県知事により、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示が行われるとされている。

① 市長は、本節第3項の定めに基づき、速やかに避難の指示（屋内避難）を住民に伝達する。特に、各施設等の現場管理者に対しては、その内部にいる住民にはその場に留まるように、さらに、各施設等周辺にいる住民には、直ちにその施設内に避難するよう呼びかけることを指示する。　P. 89へ

② 市は、攻撃の種類や被害の状況が判明するまで、①に準じて屋内避難を継続するよう伝達するとともに、被害内容が判明し、県知事から避難の指示があるまでの間、指示後、直ちに本章第5節の定めに基づく避難住民の誘導等が実施できるよう体制を整える。　P. 93へ

（5）NBC攻撃の場合　県P. 54

市長は、NBC攻撃に伴う避難の場合、以下の①及び②に掲げる事項に留意して、避難の指示を住民に伝達する。

① 住民の混乱を回避できるよう、県との調整により、武力攻撃事態等の現状及び予測、NBC攻撃の発生場所、風向、風力などを考慮のうえ、屋内避難との危険度の比較衡量により、避難の時期を調整する。

② 県知事により通知された避難の指示及び武力攻撃事態等対策本部長から示されるNBC攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容に基づき、避難に必要な事項を追加する。

（6）大都市における住民の避難　　県P. 52

県の計画によると、市を含め、大都市における住民の避難については、その人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入れ施設の確保の観点から、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であるとされており、住民の避難を行う場合、市長は、県知事により講じられる所要の措置を前提に、以下の①から③に掲げる事項を踏まえ、必要な措置を実施する。

① 県知事により行われた、避難経路及び避難手段等についての確認又は調整について、本節第2項（9）の定めに準じて速やかに対応する。　　P. 88へ

② 住民の他地域への避難について、県知事によりなされた避難の指示に基づき、混乱発生の防止に努めながら、本章第5節の定めに基づき避難住民の誘導等を行う。

③ 屋内避難の指示がなされた場合、県知事から次の指示がなされるまでの間、住民に対して冷静な屋内避難の継続を呼びかける。

第5節　避難住民の誘導等

県知事による避難の指示に基づき、的確かつ迅速に避難住民を誘導するため、避難実施要領の作成、避難住民の運送の求め、状況に応じた避難住民の誘導の方法、各施設等における避難住民の誘導等について定める。

《誘導の原則》

住民の自主避難を、情報の提供や市バス及び地下鉄の通常運行等により支援する。

1　避難実施要領の作成等　　法第61条①、県P. 102、105

（1）避難実施要領の作成

県知事等により、要避難地域として市に避難の指示がなされた場合、市長は、第2章第4節第3項に掲げる関係機関（各施設等の現場管理者を除く。）に対し、必要な事項について意見を聴いたうえ、第2章第7節第2項に掲げる避難実施要領の区分のうち、最も適した区分の定めに基づき、速やかに避難実施要領を作成する。　　P. 191へ（図3-5-1）　P. 35へ　P. 43へ

（2）避難実施要領の修正

避難実施要領作成後の事態の変化により、避難方法等の変更が必要となった場合、市長は、変更内容、武力攻撃事態等の現状及び予測などを考慮のうえ、必要があれば、①と同様の方法で避難実施

要領を再度作成する。

2　避難実施要領の伝達及び通知　　法第61条③④、県P. 102、105

（1）避難実施要領の伝達及び通知先

市長は、避難実施要領の内容を、住民のほか、第2章第4節第3項に定める公私の団体に伝達するとともに、同じく第2章第4節第3項に掲げる市の他の執行機関及び関係機関に通知する。　　P. 34へ　P. 35へ

（2）放送事業者への放送の要請

市は、県知事に避難実施要領を通知する場合、それにあわせて、県知事に対し、放送事業者としての指定公共機関及び指定地方公共機関が、その内容を住民に放送するよう要請することを求める。

（3）伝達の方法

市は、本章第4節第1項（5）の定めに準じて、避難実施要領の内容を住民に伝達する。　　P. 85へ

3　避難住民の運送の求め

（1）市バスの配車等

市長は、避難実施要領に基づき、運行状況を勘案しながら、配車可能な市バスについて、場所、台数、時間、運送方法などの必要事項を指定したうえ、避難住民の運送のための配車及び運行を指示する。

（2）避難住民の運送の求め　　法第71条①

市長は、避難実施要領に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、場所、台数、時間、運送方法などの必要事項を指定するとともに、運送を的確かつ安全に行うために必要な情報を提供したうえ、バス及び鉄道等による避難住民の運送を求める。

（3）運転者等への情報提供　　県P. 99

市は、避難住民の運送に携わる指定公共機関又は指定地方公共機関のバス及び鉄道等の運転者等に対し、鉄道駅等及び避難中継場所において、武力攻撃事態等の現状及び予測など、運送を的確かつ安全に行うために必要な情報を随時提供する。

（4）県国民保護対策本部長への通知　　法第72条

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由なく運送の求めに応じないとき、直ちに、県国民保護

対策本部長にその旨を通知する。

(5) 運送の求めの競合

複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合として、県知事から、運送の求めに対して優先順位がつけられた場合、市長は直ちに避難実施要領を修正し、その避難実施要領に基づき、市は避難住民を誘導する。

4 避難住民に呼びかける内容

市は、武力攻撃事態等の現状及び予測を考慮のうえ、避難住民の誘導にあわせ、市職員並びに消防長及び消防団長により、住民に対し、以下に掲げる伝達事項を参考に、必要な事項を伝達する。

《伝達事項》

○ 避難にあたっての服装
○ 持ち出し品の確認
○ 家庭動物等の取扱い
○ 自力避難が困難な者の避難補助への協力の要請
○ 近隣住民への避難の呼びかけへの協力の要請
○ 自治会又は町内会等を単位とした避難の実施　県P. 105
○ その他、武力攻撃の事態別に必要となる事項

5 全市域が要避難地域となった場合の避難住民の誘導　法第62条①③

市長は、以下の(1)から(9)に掲げる原則により、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮して避難住民を誘導する。その際、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で行動する。　P. 192へ(図3-5-2)

(1) 避難方法

① 鉄道沿線の避難住民の避難は、原則として鉄道を使用する。
② 船舶による避難が必要な場合は、県知事及び関係機関と調整のうえ、乗船可能な場所を指定し、船舶による避難をあわせて行う。
③ 区ごとに最低一箇所、第2章第7節第7項に定める避難中継場所を設置し、鉄道駅等との間において、主に、自力避難が困難な避難住民をバスで運送する。　P. 51へ

(2) 避難手段

① 原則として、自動車以外の手段(以下「徒歩等」という。)で避難するよう、避難住民に呼びかける。
② 避難中継場所からのバスによる避難住民の運送は、高齢者、障害者等、自力避難が困難な者を優先して行う。ただし、鉄道駅等までの距離が遠い地区については、避難中継場所を複数設置し、自力避難が可能な者も含め、鉄道駅等まで避難住民をバスに　法第9条①

より運送する。

③ 最寄りの鉄道駅又は避難中継場所までの距離が、避難施設などの要避難地域外における適切な場所（以下「要避難地域外」という。）までの距離より長い地区に住んでいる、自力避難が可能な避難住民に対しては、要避難地域外までの徒歩等による避難を呼びかける。それ以外の場合であっても、武力攻撃発生までの時間に余裕がある場合は、運送機関の混乱を避けるため、徒歩等による避難を呼びかける。

④ 市が避難住民の誘導の措置に使用するバス及びその他の自動車を除き、自動車による避難は原則として認めない。ただし、県知事等から出された避難の指示に、交通手段として自動車が示されている場合に限り、その指示の範囲内で、自動車による避難を認める。

（3）市バス及び地下鉄の運行等

① 運行時間帯における運行

避難住民の運送について、避難の指示や避難実施要領などにおいて特別な方針が定められた場合を除き、市は、避難住民の誘導を実施している間、市バス及び地下鉄の通常運行に努める。また、本節に定める避難住民の誘導の措置に使用する市バスについて、市は、運行状況を考慮しながら必要な車両の確保に努める。

② ①以外の時間帯における運行

運行時間帯以外で、市バス及び地下鉄による避難住民の運送が必要な場合、市は、運行時間帯のダイヤなどを参考に、市職員の参集状況に応じて、市バス及び地下鉄を可能な範囲で運行する。

（4）避難中継場所

自力避難が可能な者のための避難中継場所は、原則として、鉄道駅等及び要避難地域外から一定の距離内には設置しない。

（5）市職員等の配置

① 避難住民の誘導のため、鉄道駅等に市職員を、避難中継場所に市職員及び消防団員を配置するとともに、避難経路に、一定の間隔で、市職員又は消防団員を配置する。

② 住民に対して避難の指示を伝達するため、学区単位に、市職員及び消防団員で構成する伝達班を配置する。

③ 自力避難が困難な者を、鉄道駅等、避難中継場所等まで運送するため、区単位に、市バスによる巡回班を配置する。巡回班は、 法第9条①

伝達班と連携をとりながら、自主防災組織などの地域住民の自発的な協力を要請しつつ、自力避難が困難な者の運送に努める。

(6) 要避難地域に留まる者等への指示　県P. 106

避難の指示に従わず、要避難地域に留まる者を発見した場合、避難住民を誘導している市職員、消防団員及び市からの要請に応じ措置に協力する者（以下「協力者」という。）は、以下の①から④に掲げる手順により、留まる者に対して避難の指示に従うよう説得する。その際、協力者については、必ず、市職員又は消防団員と一緒に説得する。

① 屋内に留まっている場合、玄関又は留まっていると思われる部屋の戸をたたき、拡声器等で、避難の指示が出ていることを伝達する。その際、避難実施要領の記載に基づき、留まることの危険性を十分に説明する。

② 留まる者を屋外で発見した場合、その者に対し、直ちに、避難の指示が出ていることを伝達する。

③ 上記①及び②により、避難の指示に従うよう説得したにもかかわらず、その者が説得に応じない場合、その者の住所、氏名、説得に費やした時間を、可能な範囲で記録したうえ、直ちに避難住民の誘導に復帰する。

④ 避難の流れに逆行したり、避難経路となる場所に避難の障害になるような物件を設置して抵抗する者に対しては、本節第11項の定めに基づき、必要な措置を実施する。　P. 101へ

(7) 市職員等の安全の確保　法第22条

以下の①から⑤の定めに基づき、避難住民の誘導に携わる市職員等の安全を確保する。

① 避難住民を誘導する市職員、消防団員及び協力者には特殊標章等を交付し着用させるとともに、避難誘導に使用する自動車、バス、地下鉄などの車両、避難中継場所及び鉄道駅等には、必ず特殊標章を表示する。　法第158条②③

② 避難住民の誘導に携わる医療関係者には赤十字標章等を交付し着用させるとともに、医療及び看護を行う場所には赤十字標章を表示する。　法第158条②③

③ 避難住民を誘導する時間は、避難実施要領に記載する時間までとする。

④ 避難住民の誘導の終了後、協力者は、巡回班の市バスを使用して要避難地域外まで避難し、市職員及び消防団員は、原則として徒歩等で避難を開始する。その際、避難し遅れた避難住民を発見した場合、その者を先導しつつ避難する。

⑤ 武力攻撃の現状及び予測に基づき、武力攻撃の被害が、避難住民を誘導する市職員、消防団員及び協力者に及ぶことが明らかになった場合、避難実施要領に記載する時間の前であっても、避難住民の誘導を直ちに打ち切る。

（8）動物の保護等

避難住民の誘導において、動物の取り扱いは、以下の①から③の定めに基づく。

① 補助犬を除き、大型の家庭動物は、原則として、避難住民運送用バスに乗車できない。

② 小型の家庭動物は、かごに入れカバーをするなど、他の避難住民の迷惑にならないよう配慮されている場合に限り、避難住民の運送状況に応じて、避難住民運送用バスに乗車させることができる。

③ その他、避難住民の誘導にあたっての動物の保護等については、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」（環境省、農林水産省）に基づくものとする。

（9）その他

① NBC攻撃の場合、避難実施要領に、国及び県から示された対応を加えて、それに基づき避難住民を誘導する。

② 要避難地域が、市域外の周辺地域も含めて広範囲な場合は、本項（7）の定めによるほか、市バスを配車するなどの必要な措置を行い、市職員等の安全を確保したうえで避難住民を誘導する。

6　避難住民の受入れのための誘導　　法第54条⑥、第58条⑥

（1）避難先地域としての避難住民の受入れ

市長が、県知事から、避難先地域として避難の指示の通知を受けた場合、市は、以下の①から⑤に掲げる手順により、避難住民の受入れのための誘導を行う。

① 鉄道及び船舶で避難してくる避難住民については、県及び関係機関と調整のうえ、あらかじめ受入れ鉄道駅等を指定し、その受入れ鉄道駅等に市職員及び消防団員を配置するとともに、バスにより、受入れ鉄道駅等から市が管理する受入避難施設まで、避難住民を運送する。

② 受入れ鉄道駅等に避難受入中継場所を設置し、食料及び飲料水などの救援物資を用意するとともに、医師及び看護師を配置して、避難途中の救援を行う。

③ 徒歩等による避難住民については、避難経路に避難受入中継場

所を設置し、食料及び飲料水などの救援物資を用意するとともに、市職員、消防団員、医師及び看護師を配置して、避難途中の救援を行う。その際、必要に応じて、バスにより、市が管理する受入避難施設まで避難住民を運送する。

④ バス及び自動車で避難してくる避難住民については、避難経路に、一定の間隔で市職員及び消防団員を配置し、受入避難施設まで誘導する。

⑤ 避難住民運送用バスには、応急手当に必要な最低限の医薬品を携行した市職員及び看護保健職員を配置し、受入避難施設までの看護を行う。

(2) 避難経路としての避難住民の受入れ

市域内に避難経路があるとして、市長が、県知事から避難の指示の通知を受けた場合、市は、以下の①及び②に掲げる手順により、避難住民を誘導する。

① 避難経路に避難受入中継場所を設置し、食料及び飲料水などの救援物資を用意するとともに、市職員、消防団員、医師及び看護師を配置して、避難途中の救援を行う。

② バス及び自動車で避難してくる避難住民については、避難経路に、一定の間隔で市職員及び消防団員を配置し、市域内における誘導を行う。

(3) NBC攻撃を受けている地域からの避難住民の受入れ

市が受け入れた避難住民が、生物剤による攻撃を受けた地域からの避難住民であると分かった場合、市は、国等からの情報に基づき、必要に応じて、以下の①から③に掲げる措置を実施する。

① 要避難地域の市町村と連携をとりながら、避難住民を運送しているバス及び自動車が市域内に入ったことを確認次第、その車両に対して消毒等の必要な措置を行う。

② 県等から、使用された生物剤の種類、性質等の情報を入手するとともに、発病までの潜伏期間、受け入れた避難住民の発病状況等を勘案のうえ、避難住民を受け入れる受入避難施設から一定の距離内に在住している避難住民以外の住民を、一時的に別の地域の収容施設に収容する。

③ 感染の恐れがある避難住民及び発病した避難住民に対し、直ちに必要な措置が実施できるよう、医療体制を整備する。

(4) 避難住民の受入れの完了

県P. 105

市は、県及び要避難地域の市町村からの情報を基に、避難住民の受け入れが完了するまで、受け入れる避難住民を誘導する。

7　要避難地域及び避難先地域がともに市域内の場合の避難住民の誘導　法第54条⑥、第62条①③

市長は、以下の(1)及び(2)に掲げる原則により、市職員並びに消防長及び消防団員を指揮して避難住民を誘導する。その際、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で行動する。

(1) 避難方法

徒歩等による避難を原則とする。ただし、県知事等から出された避難の指示において、避難住民を誘導するための交通手段が示されている場合は、その指示の内容に基づき避難住民を誘導する。

(2) 必要な措置の実施

避難先地域までの距離や武力攻撃事態等の現状及び予測に応じて、本節第5項及び第6項に定める措置のうち、必要な措置を実施して避難住民を誘導することができる。

P. 95、98へ

8　県知事からの避難誘導に関する指示

県知事から、市長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことが指示された場合、市は、県に対し、円滑に行うために必要な事項を確認のうえ、その内容を踏まえて避難住民を誘導する。

9　避難途中の救援　法第62条⑥

市域内に要避難地域がある場合で、住民の避難が複数の市域をまたぐなど、避難に伴う移動が長時間に及ぶと判断される場合、市は、以下の①から④の定めに基づき、避難途中の救援を行う。

① 避難途中の救援は、鉄道駅等、避難中継場所及び避難住民運送用バスの車内で行う。
② 救援物資として、可能な範囲で、食料及び飲料水を提供する。
③ 鉄道駅等及び避難中継場所に、市職員としての医師及び看護師を配置する。また、避難住民運送用バスの車内には、応急手当に必要な最低限の医薬品を携行した市職員及び看護保健職員を配置する。
④ 避難住民の誘導状況を把握したうえ、県に対し、食料及び飲料水の提供、医療の実施、情報の提供等、必要な措置を要請する。

10　避難住民の誘導への協力要請

(1) 避難住民等への協力の要請　法第70条①

避難住民を誘導する市職員及び消防団員は、避難住民の誘導のため必要があるとき、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導における下記の援助について協力を要請する。

① 高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難
② 負傷者の搬送及び避難

③ 避難しない住民に対する説得
④ 徒歩等による避難住民の先導
⑤ 避難途中の救援における物資の配付

（2）要請にあたっての遵守事項　法第22条、第70条②

市職員及び消防団員は、以下の①から⑦に掲げる事項を遵守して、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

① 要請に応じて協力することになった避難住民その他の者の、氏名を記録する。
② 要請に応じて協力することになった避難住民その他の者が、いつ、どこで、どのような協力を行ったのかを記録する。
③ 要請に応じて協力することになった避難住民その他の者に対して、赤十字標章等交付等要綱に基づき特殊標章等を交付し着用させるとともに、協力の終了後、その特殊標章等を速やかに回収する。　法第158条③
④ 要請に応じて協力することになった避難住民その他の者と一緒に必要な措置を行う。　県P. 104
⑤ 要請に応じで協力することになった避難住民その他の者の安全を確保するため、武力攻撃が間近に迫っている場合、又は協力させ続けることで武力攻撃の被害が直接的に及ぶことが明らかになった場合、直ちにその要請を解除する。　県P. 104
⑥ 要請に応じて協力することになった避難住民その他の者が、その協力により死亡又は負傷した場合、その旨を、①及び②で記録した事項とあわせ、可能な限り速やかに市長に報告する。
⑦ 協力の必要がなくなった場合、速やかに要請を解除する。

11　警告及び指示等　法第66条①、県P. 106

（1）警告及び指示

避難住民を誘導している市職員及び消防団員は、避難に伴う混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や、避難の流れに逆行する者等に対し、避難の指示に従うよう警告し又は指示する。

（2）物件の除去等

（1）による警告又は指示に従わない者がいる場合や、警告又は指示を行ういとまがなく特に必要と認められる場合で、警察官及び海上保安官がその場にいないとき、避難住民を誘導している消防吏員は、危険な場所への立入を禁止し、若しくはその場所から住民を退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件

の除去等の措置を実施する。

12　情報の収集及び提供　　法第8条②、県P. 104、106

（1）情報責任者の配置

市は、避難経路（一定の間隔おき）、鉄道駅等、避難中継場所、巡回班、受入れ鉄道駅等、避難受入中継場所、受入避難施設ごとに情報責任者を置き、それらの者に無線機を貸与して、事態の推移などの必要な情報を随時提供するとともに、情報責任者から、実施している措置について必要な情報を収集する

（2）避難住民運送用バスへの情報の提供

市は、無線機が設置されている避難住民運送用バスの運転士等には、設置されている無線機を通じて、無線機が設置されていない避難住民運送用バスの運転士等には、鉄道駅等又は避難中継場所において、事態の推移などの必要な情報を随時提供するとともに、その運転士等から必要な情報を収集する。

（3）情報責任者の責務

情報責任者は、配置場所において措置を実施することにより得られた情報を、随時、国民保護対策本部等に報告するとともに、国民保護対策本部等から提供された情報を、必要に応じて、避難住民に正確に伝達し、混乱の発生防止に努める。

13　関係機関との連携

（1）警察官による避難住民の誘導の要請　　法第63条①

避難実施要領に基づき避難住民の誘導を開始したのち、市職員等のみでは十分な誘導が困難になるなどの事態が生じた場合、市長は、その事態が生じている区の警察署長に対し、警察官による避難住民の誘導を要請するとともに、あわせて、県警察本部に対して要請の内容を通知する。

（2）海上保安官及び自衛官による避難住民の誘導の要請　　法第63条①

本項（1）の要請により警察官とともに避難住民の誘導を開始したのち、特に、避難住民を誘導するために必要があると認められる事態が生じた場合、市長は、名古屋海上保安部長及び国民保護等派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請する。

（3）県知事への通知　　法第63条①

市長は、本項（1）及び（2）の要請を行った場合、直ちに、その内容

を県知事に通知する。

(4) 県知事による調整への対応　法第63条③

本項(1)及び(2)の要請に対し、県知事により優先順位が定められるなどの所用の調整が行われた場合、市は、その調整の結果に基づき、避難住民の誘導が円滑に進むよう必要な体制を整備する。

(5) 県知事に対する要請の求め　法第63条②

本項(1)及び(2)において、警察署長、名古屋海上保安部長及び国民保護等派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(以下「警察署長等」という。)に連絡が取れず、避難住民の誘導の要請ができない場合、市長は、県知事に対し、その要請を行うよう求める。

(6) 警察署長等との調整　法第64条③

本項(1)、(2)及び(5)の定めに基づき、警察官、海上保安官及び国民保護等派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官(以下「警察官等」という。)が避難住民を誘導する場合、市長は、警察署長等と、以下の①から④に掲げる事項についてあらかじめ協議する。

① 避難住民の誘導に必要な業務(警察署長に対しては、交通規制や秩序維持等、避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずる要請もあわせて行う。)
② 警察官等を配置する場所
③ 配置する警察官等の人数
④ その他、避難住民の誘導に必要な事項

(7) 情報の提供の求め　法第64条②

市長は、警察官等が市の避難住民の誘導を行っているとき、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況について必要な情報の提供を求める。

(8) 県域を越える避難にあたっての県知事への要請　法第67条④

県知事から、県域を越える避難の指示がなされた場合で、市職員及び消防団員が、県域を越えて避難住民の誘導を行わなくてはならない場合、市長は、県知事に対し、以下の①から④に掲げる事項を示したうえ、県職員による避難住民の誘導の補助を要請する。

① 必要な県職員数
② 参集場所及び参集時間
③ 補助を必要とする業務
④ その他、県域を越える避難住民の誘導に必要な事項

（9）特定公共施設の利用の競合についての連絡

① 避難住民の誘導にあたり、国民保護措置以外の対処措置等を行う機関との間で、道路、港湾施設、飛行場施設などの特定公共施設の利用が競合している場合、市長は、武力攻撃事態等対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるよう、県を通じて、武力攻撃事態等対策本部に、競合している特定公共施設の状況等を連絡する。

② ①の定めに基づき、県を通じて、武力攻撃事態等対策本部に、競合している特定公共施設の状況等を連絡した場合、市は、本章第4節第2項（8）の定めに基づき、武力攻撃事態等対策本部長が行う、特定公共施設の利用の調整に速やかに対応できるよう準備する。

P. 88へ

14　市が設置する施設における避難住民の誘導

県P. 105、106

県知事から、屋内避難を除く避難の指示が出された場合、市が設置する施設における現場管理者は、市長から通知された避難の指示及び避難実施要領の内容に基づき、以下の（1）及び（2）に掲げる手順により、その施設を利用し、又はその施設に滞在・入院している避難住民を誘導する。

（1）自力避難が可能な住民の誘導

市役所及び区役所などの庁舎や、市民利用施設、小中学校、高等学校などの施設を利用している自力避難が可能な避難住民については、拡声器などを使用して利用者に必要な事項を伝達するほか、以下の①から⑦に掲げる点に留意して避難住民を誘導する。

① 学校を除く施設等の場合、可能であれば、避難住民を直ちに帰宅させる。

② ①について、武力攻撃事態等の現状及び予測から帰宅が困難な場合、施設単位で、最寄りの鉄道駅又は避難中継場所若しくは要避難地域外のうち、最も近い場所に、施設内の避難住民を誘導する。

③ 小中学校の児童及び生徒については、保護者と一緒に避難する。そのため、まず、全校体制により児童及び生徒の安全の確保に努め、その後、児童及び生徒を速やかに保護者に引き渡す。

④ 高等学校の生徒については、保護者と一緒に避難する。そのため、まず、全校体制により生徒の安全の確保に努め、その後、生徒を帰宅させるか又は保護者に引き渡す。

⑤ ③及び④について、武力攻撃事態等の現状及び予測から、帰宅及び保護者への引き渡しが困難な場合、学校単位で、その学校の複数の教職員が、最寄りの鉄道駅又は避難中継場所若しくは要避難地域外のうち、最も近い場所に児童及び生徒を誘導す

る。その際、誘導にあたった教職員は、自らも一緒に避難するとともに、避難完了後、市長に対し、避難先、学校名及び誘導した児童及び生徒の氏名を直ちに報告する。

⑥ 施設を利用している避難住民の数が多く、施設の現場管理者だけでは誘導できない場合、その施設の現場管理者は、直ちに、市長に対して、誘導を必要としている避難住民の数及び施設の現状等を報告のうえ、避難住民の誘導を要請する。

⑦ 市長が⑥による要請を受けたとき、市は、避難住民の数、その施設と最寄りの鉄道駅や避難中継場所との距離、武力攻撃事態等の現状及び予測を考慮し、避難誘導のための市職員及び消防団員の配置、避難住民運送用バスの配車等といった必要な措置を行う。

(2) 自力避難が困難な住民の誘導　　法第65条

病院、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、養護学校など、自力避難が困難な者が入院し、又は滞在している施設の現場管理者は、拡声器などを使用して、入院、滞在及び利用している者に必要な事項を伝達するほか、以下の①から⑦に掲げる点に留意して、施設内の避難住民を誘導する。

なお、これらの施設を利用している自力避難が可能な避難住民については、本項(1)①②の定めに準じて避難住民を誘導する。

① 原則として、施設単位で誘導する。

② 病院においては、家族への引き渡しのほか、施設が保有する車両、バスや救急車等による運送など、それぞれの患者に応じた誘導を行い、あわせて、カルテ、薬剤、蘇生・救急診療機材等を可能な限り持ち出す。

③ 高齢者福祉施設や障害者福祉施設などの社会福祉施設においては、家族への引き渡しのほか、施設が保有する車両、バスや救急車等による運送など、それぞれの入所者に応じた誘導を行い、あわせて、介護機器等を始めとする福祉器具を可能な限り持ち出す。

④ 幼稚園及び保育所においては、本項(1)③⑤に定める小中学校の避難誘導の方法に準じて児童を誘導する。

⑤ 養護学校においては、まず、全校体制により児童及び生徒の安全確保に努め、その後、保護者と一緒に避難が可能な児童及び生徒については速やかに保護者に引き渡す。それ以外の児童及び生徒については、その養護学校の教職員により介助に必要な体制を作り、個々の児童及び生徒に応じた介助を行いながら避難住民を誘導する。避難方法は、施設が保有する車両、バスや救急車等による避難、自力避難など、それぞれの児童及び生徒

に応じた方法による。その際、自力避難が可能な児童及び生徒については、本項(1)③⑤に定める小中学校の避難誘導の方法に準じて児童及び生徒を避難させる。

⑥ 上記②から⑤において、避難住民の数が多く、施設の現場管理者だけでは誘導できない場合、その施設の現場管理者は、直ちに、市長に対して、誘導を必要としている住民の数及び必要な運送手段を報告し、避難住民の誘導を要請する。

⑦ 市長が、⑥による要請を受けたとき、市は、報告内容に基づき必要な運送手段を確保する。その際、十分な運送手段を確保できないと判断した場合、市長は、県知事、県警察、名古屋海上保安部に、避難住民の運送についての協力を要請する。

15　各施設等の安全確保

市域内に要避難地域があるとして、県知事等により避難の指示が出された場合、第2章第4節第3項に掲げる各施設等の現場管理者は、施設内の避難住民の誘導後、その管理する施設等の安全確保及び犯罪等の予防のため、以下の①から⑤に掲げる措置のうち、必要な措置を実施する。

P. 35へ

① 金銭出納用の通帳、施設及び設備に関する権利書、個人情報の記載がある秘密性の高い文書(フロッピーディスク及びCD－ROMなどの電子媒体を含む。)、施設の鍵など、盗難及び紛失により、今後の業務に支障をきたすおそれのある物品等に対する必要な措置の実施

② 危険物質等に対する必要な措置の実施

③ 施設全体の電源並びにガス及び水道の遮断

④ 施設の施錠

⑤ その他、施設等の安全確保、犯罪の予防等のため必要な事項

16　避難住民の復帰

法第69条①

県知事等により避難の指示が解除された場合、市長は「避難住民の復帰に関する要領」を定め、その要領に基づき、市は、本節に定める避難住民の誘導の方法に準じて、避難住民の復帰のための措置を実施する。

第6節　救　　援

大都市特例により指定都市の長が行うこととされている救援について、その種類及び実施方法を定めるとともに、物資等の収用、土地等の使用、医療の実施の要請等について必要な手続を定める。

1 救援の実施

P. 193へ（図3-6-1）

（1）救援の開始

法第74条

① 市長は、避難先地域を管轄する市長として、又は武力攻撃災害による被災者が発生した地域を管轄する市長として、県知事を経由して、武力攻撃事態等対策本部長から、救援に関する措置を実施すべき指示を受けた場合、救援を必要としている避難住民及び武力攻撃災害による被災者（以下「避難住民等」という。）に対して直ちに必要な救援を実施する。

② 市長は、県知事等により、要避難地域として、市域内の住民に対して避難の指示が出された場合で、避難先が遠方にあるなど、避難住民の誘導を行うにあたり必要な場合、避難途中の救援として直ちに必要な救援を実施する。

③ 市長は、以下に該当する事態が発生し、かつNBC攻撃によるものではないことが明白な場合、武力攻撃事態等対策本部長からの指示の有無に関わらず、避難住民等に対して直ちに救援を開始する。

a）他の市町村において武力攻撃災害が発生し、県知事等による避難の指示がなされる前に、市域内に、その武力攻撃災害による避難住民等が多数避難してきた場合

※ その後、避難先地域が指示された場合で、本市以外の市町村が避難先地域となっている場合、市は、市域内にいる受け入れた避難住民等を、市が避難経路になっている場合に準じて避難先地域に誘導する。

b）市域内で突発的に武力攻撃災害が発生し、その避難住民等に対し救援を実施する場合

④ ③a）又は b）に該当する場合であっても、その原因となる武力攻撃災害がNBC攻撃によるものであるかどうかが不明な場合、市は、国及び県から必要な情報を収集し、その情報に基づき適切な措置を講じた後、本格的な救援を実施する。

⑤ 県知事を経由し、市長が、厚生労働大臣から、他の地方公共団体の長が実施する救援について応援を行うよう求められた場合、市は、武力攻撃事態等の現状及び予測、安全の確保に必要な措置の実施状況等を考慮のうえ、可能な限り速やかに、求められた応援に必要な措置を行う。

（2）実施する救援の種類

法第75条
法施行令第9条

市長は、市域内にいる避難住民等に対し、以下の①から⑪に掲げる救援のうち、必要と認めるものを実施する。

① 収容施設及び応急仮設住宅（以下「収容施設等」という。）の供与

② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
④ 医療の提供及び助産
⑤ 被災者の捜索及び救出
⑥ 死体の捜索及び処理
⑦ 埋葬及び火葬
⑧ 電話その他の通信設備の提供
⑨ 武力攻撃災害を受けた住宅等の応急修理
⑩ 学用品の給与
⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（以下「障害物の除去」という。）

（3）救援の程度及び方法の基準

① 市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示343号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）に基づき救援を実施する。

② 救援の程度及び方法の基準に定められている基準では、必要な救援が実施できないと認めるとき、市長は、救援の種類別に必要な事項を整理したうえ、県知事を通じて、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出る。

救援の程度及び方法の基準 第1条③

（4）救援の実施期間

市長は、武力攻撃事態等対策本部長から救援に関する措置を講ずべき指示があった日、又は本項（1）②及び③の定めに基づき自ら救援を開始した日から、厚生労働大臣が定める日まで救援を実施する。

法施行令第10条②

2　関係機関との連携

法第87条

（1）国への支援の求め

市長は、救援を実施するため必要があるとき、実施すべき救援の種類別に必要な支援の内容を明確にしたうえ、県を通じて、第1章第5節第2項に掲げる各機関の処理すべき事務又は業務の大綱に基づき、書面により、関係する指定行政機関及び指定地方行政機関に支援を求める。

P. 11へ

（2）県知事への応援の求め等

① 市長は、救援を実施するため必要があると認めるとき、実施すべき救援の種類別に必要な応援の内容を明確にしたうえ、書面により県知事に応援を求める。

② 市長は、救援の実施にあたって、備蓄する物資又は資材が不足し、この計画で定める国民保護措置を的確かつ迅速に実施できないと認めるとき、県に対し、実施すべき救援ごとに必要な物資及び資材の種類、数量、救援の実施場所等の必要な事項を明確にしたうえ、書面により、物資及び資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

法第144条

(3) 日本赤十字社への委託

市長は、あらかじめ委託協定を締結している場合はその協定の内容に基づき、また、委託協定を締結していない場合は委託の範囲、期間等の必要な事項を明確にした書面により、日本赤十字社と事前に委託契約を締結したうえ、救援又はその応援の実施に関して必要な事項を委託することができる。

第77条③

(4) 物資及び資材の運送の求め

① 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、区間、運送する物資及び資材の種類・概算数量、期間を指定し、その他、運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を提供したうえ、救援の実施に必要な物資及び資材の運送を求める。

法第79条①

② 市は、使用可能な市バスその他の自動車を使用して、①の求めに応じた運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関による、救援の実施に必要な物資及び資材の運送を補完するよう努める。

③ 市は、①で指定した運送区間内の可能な場所に市職員を配置し、物資及び資材の運送に携わる指定公共機関又は指定地方公共機関の自動車の運転者に対し、武力攻撃事態等の現状及び予測など、運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を提供する。

県P. 106

④ ①の定めにより運送の求めを行ったにもかかわらず、その対象となる運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないとき、市長は、直ちに県国民保護対策本部長にその旨を通知する。

法第79条②

⑤ 複数の市町村長による運送の求めが競合した場合、又は競合することが予想される場合として、県知事により、運送の求めに対して優先順位がつけられた場合、市は、市バスその他の自動車を使用して、可能な範囲で、救援の実施に必要な物資及び資材の運送に努める。

県計画P. 62

3　救援への協力の要請

(1) 避難住民等への協力の要請

法第80条①

市長及び市職員は、避難住民等及び負傷者の数、武力攻撃災害の規模等から、市職員のみでは救援の実施が困難であると認める場合、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、下記の援助について協力を要請する。

① 避難住民等についての情報の把握
② 収容施設の管理及び運営
③ 救援物資の受入れ、給与、供給及び貸与
④ 負傷者の搬送
⑤ 被災者の捜索及び救出
⑥ 死体の運送及び収容
⑦ 障害物の除去
⑧ その他、救援の実施に必要な事項

(2) 協力の要請にあたって遵守する事項

法第22条、第80条②

市長及び市職員は、以下の①から⑦に掲げる事項を遵守して、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援の実施に必要な援助について協力を要請する。

① 要請に応じて協力することになった避難住民等及びその近隣の者の氏名を記録する。
② 要請に応じて協力することになった避難住民等及びその近隣の者が、いつ、どこで、どのような協力を行ったかを記録する。
③ 要請に応じて協力することになった避難住民等及びその近隣の者に対して、赤十字標章等交付等要綱に基づき特殊標章等を交付し着用させるとともに、協力の終了後、その特殊標章等を速やかに回収する。

法第158条③

④ 収容施設の管理及び運営を除き、原則として、要請に応じて協力することになった避難住民等及びその近隣の者と一緒に必要な措置を行う。

県P. 104

⑤ 二次災害の発生の可能性がある場所においては、協力の要請をしない。また、要請に応じて協力することになった避難住民等及びその近隣の者の安全を確保するため、武力攻撃が間近に迫っている場合、又は協力を続けさせることで武力攻撃の被害が直接的に及ぶことが明らかになった場合は、直ちにその要請を解除する。

県P. 104

⑥ 要請に応じて協力することになった避難住民等及びその近隣の者が、その協力により死亡又は負傷したとき、その旨を、①及び②で記録した事項とあわせ、可能な限り速やかに市長に報告する。
⑦ 協力の必要がなくなった場合、速やかに要請を解除する。

4　物資の売渡しの要請等

(1) 物資の売渡しの要請

法第81条①

P. 108へ

市長は、本節第2項に掲げる求め若しくは要請を行ったにもかかわらず、以下の①から③に掲げる事項のいずれかに該当し、救援の実施のため必要があると認めるとき、救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対しその売渡しを要請することができる。

① 避難住民等の人数が多いなど、市が行っている備蓄及び協定に基づく供給のみでは、救援の実施に必要な物資が不足し又は不足が見込まれる場合

② 避難の長期化により、市が行っている備蓄及び協定に基づく供給のみでは、救援の実施に必要な物資が不足し又は不足が見込まれる場合

③ NBC攻撃による災害に伴う避難住民等の救援の場合など、救援の実施に必要な物資を十分に備蓄しておらず、又は必要な物資について協定を締結していないため、物資が不足し又は不足が見込まれる場合

(2) 特定物資の収用

法第81条②

特定物資の所有者に対し、本項（1）に規定する物資の売渡しの要請を行ったにもかかわらず、所有者が、以下の①から③に掲げる事項のいずれかに該当する正当な理由がなく要請に応じない場合、市長は、売渡しを要請した所有者が有する特定物資を収用する。

① 売渡しを要請した特定物資が、被災により使用に耐えなくなっている場合

② 売渡しを要請した特定物資が、県知事をはじめ、救援を実施又は支援する他の機関の長による売渡しの対象又は収用対象になっている場合

③ その他、要請に応ずることが極めて困難な客観的な事象があると市長が判断した場合

(3) 特定物資の保管

法第81条③

市長は、救援の実施にあたり、以下の①から③に掲げる事項のいずれかに該当するため、特定物資の確保に緊急の必要があると認める場合、確保しなくてはならない特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対して、取り扱う特定物資の保管を命ずる。

① 避難住民等の人数が多いなど、市が行っている備蓄及び協定に基づく供給のみでは、救援の実施に必要な物資の不足が見込ま

れる場合
② 避難の長期化により、市が行っている備蓄及び協定に基づく供給のみでは、救援の実施に必要な物資の不足が見込まれる場合
③ NBC攻撃による災害に伴う避難住民等の救援の場合など、救援の実施に必要な物資を十分に備蓄しておらず、又は必要な特定物資について協定を締結していないため、特定物資の不足が見込まれる場合

（4）救援の実施に必要な物資　法施行令第12条

救援の実施に必要な物資とは、以下の①から⑥に掲げる物資とする。
① 医薬品及び薬事法第2条に定められている医療機器、脱脂綿、ガーゼ等の衛生用品
② 食品及び飲料水
③ 被服、寝具その他の生活必需品
④ 避難住民等を収容し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うための施設の建設工事に必要な建築資材
⑤ 燃料
⑥ 本節第1項(2)⑤から⑪までに掲げる救援の実施に必要な物資として、厚生労働大臣が定める物資　P. 108へ

5　土地等の使用

（1）同意に基づく使用　法第82条①

市長は、避難住民等に収容施設等を供与し、又は避難住民等に医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要があるとき、以下の①及び②に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限り、使用する必要がある土地等の所有者及び占有者の同意を得て、その土地等を使用することができる。
① 収容施設等の開設
a）避難住民等の人数が多く、市が管理する収容施設等だけでは避難住民等を収容できず、又はできなくなることが見込まれる場合
b）長期避難住宅及び応急仮設住宅の設置にあたり、市が所有する土地等だけでは住宅の設置戸数が不足し又は不足が見込まれる場合
② 医療施設の開設
a）被災者の人数が多く、市が設置する医療施設及び救援実施場所における医療の提供のみでは、避難住民等に対して十分な医療を提供できない場合

b) 大規模な武力攻撃災害の発生により、市の特定の地域に多数の被災者が発生した場合で、その地域及び周辺地域において、被災者に医療を提供できる十分な数の医療施設がない場合

(2) 同意に基づかない使用　　法第82条②

本項(1)の場合において、市長が使用を要請した土地等の所有者若しくは占有者が、以下の①から③に掲げる事項のいずれかに該当する正当な理由がなくその土地等の使用に同意しない場合、市長は、所有者若しくは占有者の同意を得ないで、その土地等を使用する。

① 要請の対象となる土地等が、被災若しくは老朽化等のため使用に適さない場合

② 要請の対象となる土地等に、既に避難住民等が収容されており、更なる収容に耐えられない場合

③ その他、要請に応ずることが極めて困難な客観的な事象があると市長が判断した場合

なお、本項(1)の場合で、土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であり同意を求めることができない場合、市長は、同意を得ないでその土地等を使用する。

6 特定物資の収用及び保管命令、土地等の使用の手続　　法第83条①

(1) 公用令書の交付　　法施行令第13条

① 市長は、本節第4項で定める特定物資の収用及び保管命令、本節第5項で定める土地等の使用にあたり、事前に、それぞれ以下の区分に掲げる者に対して公用令書を交付する。　　P. 111へ　P. 112へ

特定物資の収用	収用する特定物資の所有者及び占有者
特定物資の保管命令	特定物資を保管すべき者
土地等の使用	使用する土地等の所有者及び占有者

② 市長は、以下のa)からc)のいずれかに該当する場合、事後に公用令書を交付する。　　法施行令第14条

a) 土地の使用について、公用令書を交付すべき相手方の所在が不明な場合

b) 家屋又は物資の使用について、占有者が所有者と異なる場合で、使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合において、所有者の所在が不明である場合

c) 公用令書を交付すべき相手方が遠隔地に居住することなどの事由により、その相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難な場合で、その相手方に公用令書の内容を通知

した場合

③ 市長は、公用令書を交付すべき相手方の所在が不明な場合として、公用令書を交付せずに土地等を使用した場合、その後、公用令書を交付すべき相手方の所在を知ったときは、遅滞なく、その相手方に公用令書を交付する。　法施行令第15条

④ 市長は、相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難な場合で、その相手方に公用令書の内容を通知した場合、遅滞なく、その相手方に公用令書を交付する。　法施行令第15条

(2) 公用令書の記載事項　法施行令第17条

公用令書には、以下の①から⑧に掲げる事項を記載する。　災害対策基本法第81条

① 公用令書の番号
② 公用令書の交付年月日
③ 処分を行う理由
④ 処分を行う者の職名（市長）
⑤ 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
⑥ 処分の根拠となった法律の規定
⑦ 特定物資の収用及び保管命令にあっては、収用又は保管すべき特定物資の種類、数量、収用・保管場所及び期間、土地等の使用にあっては、その所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

(3) 公用取消令書の交付　法施行令第16条

市長は、本節第4項で定める特定物資の収用及び保管命令、本節第5項で定める土地等の使用にあたって公用令書を交付した後、その公用令書に係る処分の一部又は全部を取り消した場合、遅滞なく、その公用令書を交付した者に、以下の①から⑥に掲げる事項を記載した公用取消令書を交付する。　P. 111へ
P. 112へ

① 公用取消令書の番号　法施行令第17条
② 公用取消令書の交付年月日
③ 公用取消令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
④ 取り消した処分に係る公用令書の番号及び交付年月日
⑤ 取り消した処分の内容
⑥ 処分を行う者の職名（市長）

(4) 公用令書及び公用取消令書の様式　法施行令第17条

公用令書及び公用取消令書の様式は、厚生労働省令の定めによる。

7　特定物資の収用及び保管命令、土地等の使用にあたっての立入検査等

(1) 特定物資の収用及び保管命令、土地等の使用にあたっての立入検査

法第84条①
P. 111へ
P. 112へ

市長は、本節第4項で定める特定物資の収用及び保管命令、本節第5項で定める土地等の使用にあたり、以下の①から③に掲げる事項のいずれかに該当する場合、市職員に、その土地若しくは家屋又はその特定物資を保管させる場所若しくはその特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入らせ、その土地若しくは家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査する。

① 特定物資の収用及び保管命令にあたり、処分を適切に実施するため、その所在場所や保管場所における特定物資の種類、数量、状態等必要な事項を確認する場合

② 使用の対象となる土地及び家屋について、処分を適切に実施するため、その現状を確認する場合

③ 使用の対象となる物資について、処分を適切に実施するため、その所在場所における物資の種類、数量、状態等必要な事項を確認する場合

(2) 保管命令を行った場合の立入検査

法第84条②
P. 111へ

市長は、本節第4項で定める保管命令を行った場合、その保管を命じた者に対し、保管している特定物資の保管状況などについて必要な報告を求め、又は市職員にその特定物資を保管させてある場所に立ち入らせ、その特定物資の保管状況を検査する。

(3) 市職員が立ち入る場所の管理者への通知等

法第84条③④

本項(1)及び(2)の定めにより、市職員が土地又は家屋等に立ち入る場合、その市職員は、あらかじめ、立ち入ることをその場所の管理者に通知する。また、その市職員は、以下の①から③に掲げる身分証明書のうちいずれかの身分証明書を携帯し、立ち入る場所の管理者や、立ち入る場所で特定物資又は物資を管理する者などの関係人の請求がある場合に、その身分証明書を提示する。

ただし、①及び②は、緊急対処保護措置においては使用できない。

① 自衛隊の衛生要員等以外の常時または臨時の医療関係者用身分証明書(赤十字標章等に含まれる身分証明書)

② 国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書(特殊標章等に含まれる身分証明書)

③ 名古屋市職員証

8　収容施設等の供与

（1）受入避難施設（長期避難住宅を除く。）の供与の開始

① 受入避難施設の開設の準備

第2章第7節第7項に掲げる受入避難施設の現場管理者は、市長から避難措置の指示が通知され、市が避難先地域に含まれている場合、直ちに受入避難施設の開設に必要な体制を整える。 P. 50へ

② 受入避難施設の開設

第2章第7節第7項に掲げる受入避難施設の現場管理者は、以下のa）又はb）に該当する場合、直ちに、施設の開錠や看板の設置など、受入避難施設の開設に必要な準備を行うとともに、その準備が整い次第、受入避難施設を開設する。 P. 50へ

a） 市長から通知された避難の指示において、管理する施設が受入避難施設として使用することとされた場合

b） 本節第1項（1）に該当するとして市長が救援を開始し、その救援の実施に必要な措置として、管理する施設が受入避難施設として使用することとされた場合 P. 107へ

③ 市職員の配置

市は、②の定めにより開設した受入避難施設に対し、速やかに、運営に必要な市職員を配置する。

（2）市が管理する受入避難施設（長期避難住宅を除く。）への避難住民等の受け入れ

① 本項（1）③の定めに基づき受入避難施設に配置された市職員は、その施設に避難住民等を受け入れる場合、本章第7節第2項の定めに基づき、受け入れる避難住民等の安否情報を収集し管理する。 P. 139へ

② 市長は、①に定める避難住民等の安否情報の収集にあたり、本節第2項（2）の定めに基づき、県知事に対して必要な情報の提供について応援を求める。 P. 108へ

（3）市が管理する受入避難施設の管理運営 地域防災計画準拠

市は、避難住民等の中から選任された者を中心に、避難施設管理組織を整え、その組織の協力を得ながら受入避難施設を管理運営する。その際、可能であれば、受入避難施設に避難してきた要避難地域の市町村職員の協力を要請する。

（4）市が管理する受入避難施設における避難状況等の報告

受入避難施設の現場管理者又は本項（1）③の定めに基づき受入避難施設に配置された市職員は、本項（2）①で収集した情報を集約し、定期に市長に報告する。

(5) 長期避難住宅の設置等

① 長期避難住宅の設置

市は、避難住民等を受け入れる期間が長期に及び又は及ぶことが見込まれる場合、原則として、以下のa)からc)の定めにより長期避難住宅を設置し、避難住民等の状況に応じて優先順位をつけたうえ、その住宅への避難を必要とする避難住民等を収容する。

a) 市が設置する宿泊施設、住宅その他の施設の使用

b) 民間の賃貸住宅や宿泊施設等の借り上げ

c) 市が管理する土地への長期避難住宅の建設

救援の程度及び方法の基準
第2条

② 県知事への応援の求め

市長は、対象となる避難住民等の人数が多いなど、①のみでは十分な長期避難住宅を確保できない場合、本節第2項(2)の定めに基づき、県知事に対し、長期避難住宅の設置について応援を求める。

P. 108へ

(6) 応急仮設住宅の設置等

救援の程度及び方法の基準
第2条

① 応急仮設住宅の設置

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼又は流出し居住する住宅がなくなった者で、自らの資力では住家を得ることができない者を収容するため、市は、原則として、以下のa)からd)の定めにより応急仮設住宅を設置する。

a) 市が設置する住宅の使用

b) 市が管理する土地に設置した長期避難住宅の使用

c) 民間の賃貸住宅や宿泊施設等の借り上げ

d) 市が管理する土地への応急仮設住宅の建設

② 県知事への応援の求め

市長は、対象となる避難住民等の人数が多いなど、①のみでは十分な応急仮設住宅を確保できない場合、本節第2項(2)の定めに基づき、県知事に対し、応急仮設住宅の設置について応援を求める。

P. 108へ

③ 入居者の受入れ

地域防災計画準拠

市は、高齢者や障害者等、受入避難施設での生活が困難な被災者の優先入居に配慮しながら、応急仮設住宅への入居基準を作成し、その基準に基づき、応急仮設住宅への入居者を決定する。

(7) 市が管理する収容施設等における配慮

① 受入避難施設における配慮

市は、避難住民等を受け入れる期間が長期に及び又は及ぶこと

が見込まれる場合、受入避難施設について、以下のa)からd)に掲げる事項に配慮する。

a) 高齢者や障害者等の利用のための、障害者用トイレ、スロープ等必要な設備の設置

b) 避難住民等の状況に応じた、仮設トイレ、仮設入浴施設等必要な設備の設置

c) 乳幼児に必要な授乳設備等必要な設備の設置

d) その他、避難施設管理組織との協議に基づき、必要と認める設備等の設置

② 応急仮設住宅における配慮

市は、応急仮設住宅の設置にあたり、住宅のバリアフリー化など、高齢者や障害者等の利用に配慮する。

(8) 福祉避難施設

市は、受け入れる避難住民等の状況に応じ、以下の①から⑤の定めに基づき必要な措置を行う。

① 病院における入院患者等

避難住民等のうち、要避難地域における入院患者及び武力攻撃災害の被災者(以下「入院患者等」という。)で、特に、医療機関における入院が必要な者については、市が設置する医療機関に収容する。また、県や関係機関と連携しながら、これらが設置する医療機関に収容するとともに、医療の実施の要請等を行うなどにより、受け入れ可能な民間の医療機関に収容する。

② 要介護高齢者、障害者等

避難住民等のうち、介護を必要とする高齢者や障害者等については、市が設置する特別養護老人ホームなどの施設に一時収容する。また、県や関係機関と連携しながら、これらが設置する特別養護老人ホームなどの施設に収容するとともに、民間の協力を得ながら、受け入れ可能な施設に収容する。

③ ①②以外の者で、避難生活において支援を要する避難住民等

①②以外の者で、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難生活において支援を必要とする避難住民等については、①及び②で使用する施設以外の、市が設置する福祉施設及び宿泊施設(以下「福祉施設等」という。)に収容する。また、県や関係機関と連携しながら、これらが設置する福祉施設等に収容するとともに、民間の協力を得ながら、受け入れ可能な福祉施設等に収容する。

④ 福祉避難施設の建設

避難住民等の人数が多く、②から③に掲げる措置だけでは十分な福祉避難施設が確保できない場合、市が管理する土地に福祉

避難施設を設置し、介護及び支援を必要とする高齢者や障害者等を収容する。

⑤ 県知事への応援の求め

市長は、対象となる避難住民等の人数が多いなど、上記②から④に掲げる措置では十分な福祉避難施設が確保できない場合、本節第2項(2)の定めに基づき、県知事に対し、福祉避難施設の確保について応援を求める。

P. 108へ

(9) 市が管理する収容施設等全般に対する留意事項

① プライバシーへの配慮

基本指針P. 33

収容施設等について、市は、避難が長期化する場合など、特に必要があると認める場合、避難施設管理組織等と協議のうえ、可能な範囲で、プライバシーへの配慮について必要な措置を講じる。

② 県知事への要請

市長は、長期避難住宅、応急仮設住宅及び福祉避難施設の設置にあたり、その建設等に必要な資材等に不足が生じ又は生じる見込みがある場合、本節第2項(2)の定めに基づき、県知事に対し、不足する資材等の確保について要請する。

P. 108へ

9　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

① 対象者

救援の程度及び方法の基準　第3条

市は、以下のa)からc)のいずれかに該当する者に対し食品を給与する。その際、c)を除き、収容施設に受け入れた避難住民等については避難施設管理組織の協力を得ながら、その他の避難住民等で市域内に滞在する者についてはその申出に基づき、必要数を把握したうえで食品を給与する。

a) 収容施設に収容した避難住民等
b) 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事ができない者
c) 避難の指示に基づき避難する必要のある避難住民(避難途中の救援)

② 食品の給与場所

市は、以下のa)からc)に掲げる区分ごとに、①に掲げる者に対する食品の給与場所を定める。ただし、c)の区分については、住民の避難が複数の市域をまたぐなど、避難に伴う移動が長時間に及ぶと判断される場合に限り実施する。

a) 長期避難住宅を除く受入避難施設に収容されている避難住民等については受入避難施設で、長期避難住宅に収容されている避難住民等についてはその長期避難住宅の属する学区の

小学校で、福祉避難施設に収容されている避難住民等についてはその施設で、それぞれ食品を給与する。

b) 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者については、その者が滞在する学区の小学校で食品を給与する。

c) 避難の指示に基づき避難する必要のある避難住民については、鉄道駅等、避難中継場所及び避難受入中継場所で食品を給与する。

③ 給与する食品　　地域防災計画準拠

市は、避難住民等に給与する食品を、以下のa)からe)の定めに基づき調達する。ただし、避難途中の救援においてはa)からd)による調達のみとし、かつ放出及び調達可能な範囲内でのみ給与する。

a) 地域防災計画に定める備蓄食料の放出　　法第143条

b) 本節第2項(2)の定めに基づく県知事への要請　　P. 108へ

c) 既成食品の調達

d) 民間等から受入れ

e) 給与場所における炊き出し

(2) 飲料水の供給

① 対象者　　救援の程度及び方法の基準 第3条

市は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に、飲料水を供給する。

② 飲料水の供給場所

本項(1)②の定めに準ずる。

③ 供給する飲料水

市は、水道水を通常通り供給している場合、各供給場所に設置されている給水栓を使用して水道水を供給する。ただし、一時に多数の避難住民等に対して水を供給しなくてはならない場合は仮設給水栓を使用するとともに、必要に応じ、応急給水車によりその供給を補完する。また、水道水の供給が停止している場合は、応急給水車により応急給水を実施して飲料水を供給する。

(3) 食品の給与及び飲料水の供給についての要請

① 対象となる避難住民等の人数が多いなど、給与する食品が不足し又は不足が見込まれる場合、市長は、本節第2項(2)の定めに基づき、県知事に対し、食品の給与について必要な要請を行う。　　P. 108へ

② 市長は、水源において毒物が混入された場合など、市が、何らかの理由で飲料水を供給できない場合、本節第2項(2)の定めに基づき、県知事に対し、飲料水の供給について必要な要請を行う。　　P. 108へ

10　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 対象者

救援の程度及び方法の基準
第4条

市は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難な避難住民等に対し、以下の①から④に掲げる被服、寝具その他の生活必需品を給与し又は貸与する。

① 被服、寝具及び身の回り品
② 日用品
③ 炊事用具及び食器
④ 光熱材料

(2) 必要な生活必需品の把握

市は、受入避難施設に受け入れた避難住民等については避難施設管理組織の協力を得ながら、また、福祉避難施設に受け入れた避難住民等についてはその施設の現場管理者からの報告に基づき、さらに、その他の避難住民等で市域内に滞在する者についてはその申出に基づき、それぞれ必要な生活必需品及び数量を把握したうえ、生活必需品を避難住民等に給与し又は貸与する。

(3) 生活必需品の給与又は貸与の実施場所

市は、本節第9項(1)②に掲げる食品の給与場所a)及びb)に準じて、本項(2)で把握した生活必需品を給与又は貸与する。

P. 119へ

(4) 給与し又は貸与する生活必需品

地域防災計画準拠

市は、給与し又は貸与する生活必需品を、以下の①から④の定めに基づき調達する。

① 地域防災計画に定める備蓄物資の放出
② 本節第2項(2)の定めに基づく県知事への要請
③ 既成品の調達
④ 民間等から受入れ

P. 108へ

(5) 生活必需品の給与又は貸与についての要請

市長は、対象となる避難住民等の人数が多いなど、給与又は貸与する生活必需品が不足し又は不足が見込まれる場合、本節第2項(2)の定めに基づき、県知事に対し、生活必需品の給与又は貸与について必要な要請を行う。

P. 108へ

11　医療の提供及び助産

(1) 医療の提供

① 対象者　　救援の程度及び方法の基準 第5条

市は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対し、応急的な措置として医療を提供する。

② 市の機関による医療救護班の編成　　地域防災計画準拠

市は、各保健所及び各市立病院において、原則として、医師、看護保健職員、薬剤師、連絡員としての市職員で構成する医療救護班を設置し、①でに掲げる対象者に対し医療を提供する。また、大規模な武力攻撃災害が発生した場合、中央看護専門学校、厚生院においても同様に医療救護班を設置し、①に掲げる対象者に対して医療を提供する。

③ 他の機関による医療救護班の編成の要請　　法第85条①

大規模な武力攻撃災害の発生により、②に定める医療救護班による医療の提供及び日本赤十字社その他の医療機関である指定公共機関による医療の提供のみでは十分な医療が提供できないと認める場合、市長は、本節第2項(2)の定めに基づき、県知事に対し、医療関係者の派遣について応援を求めるとともに、医療の実施の要請として、民間の医療機関及び医療関係団体に対し、以下のa)からd)に掲げる事項を書面で示したうえ、医療救護班の設置を要請する。

P. 108へ

a) 医療を提供する場所　　法施行令第18条
b) 医療を提供する期間
c) 医療救護班の構成に必要な医療関係者及び人数
d) その他、医療を提供する医療関係者の安全の確保のために必要な事項

④ 医療の実施の指示等　　法第85条①②

市長は、③の定めに基づく要請に対し、要請された民間の医療機関及び医療関係団体が、以下のa)からc)に掲げる事項のいずれかに該当する正当な理由がなく応じない場合、その要請先に対し、医療を行うべきことを書面にて指示する。その場合、医療救護班の配置予定場所周辺の医療関係者に対し、③の定めに準じて、医療の実施を要請する。

a) 把握している医療関係者が死傷しているため、要請に応じるために必要な医療関係者がいない場合
b) 交通の遮断により、把握している医療関係者が医療救護班に参加できない場合
c) その他、医療救護班を構成できないことに正当な理由があると市長が認める場合

⑤ 医療関係者への医療の指示　　法第85条②

④の定めに基づく要請に対し、要請された医療関係者が、以下のa）又はb）に掲げる事項のいずれかに該当する正当な理由がなく応じない場合、市長は、その医療関係者に対し、医療を行うべきことを書面にて指示する。

a） 要請された医療関係者が負傷等しているため、要請に応じられない場合

b） その他、要請に応じられないことに正当な理由があると市長が認める場合

⑥ 医療救護班の配置

市は、鉄道駅等、避難中継場所、避難受入中継場所、長期避難住宅を除く受入避難施設に医療救護班を配置して医療を提供する。

⑦ 医療関係者の安全の確保　　法第85条③

市は、要請に応じ又は指示に従った医療関係者の安全の確保のため、以下のa）からf）に掲げる事項を遵守する。

a） 赤十字標章等交付等要綱に基づき、医療関係者が医療を提供している間、その医療関係者に赤十字標章及び身分証明書を交付し着用させるとともに、協力の終了後、その赤十字標章等を速やかに回収する。

b） 赤十字標章等交付等要綱に基づき、医療救護班が医療を提供している場所に赤十字標章を掲出する。

c） 武力攻撃災害の種類に応じて、医療関係者に防護服を着用させるなど、必要な措置を講じたうえで医療を提供させる。

d） 医療救護班に含まれている連絡員としての市職員を通じ、武力攻撃災害の状況や国や県から入手した情報を提供する。

e） 要請後又は指示後に、医療を提供している医療関係者の安全が確保できない新たな事由が生じた場合、直ちに要請又は指示を解除する。

f） 医療の提供の必要がなくなった場合、速やかに要請又は指示を解除する。

⑧ 医療救護班が提供する医療　　地域防災計画準拠

医療救護班は、以下のa）からe）に掲げる医療を提供する。

a） 診察

b） 薬剤又は治療材料の支給

c） 処置、手術その他の治療及び施術

d） 病院又は診療所への収容

e） 看護

（2）助産

① 対象者　　救援の程度及び方法の基準第5条

市は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して、応急的な措置として助産を行う。

② 市の機関による助産救護班の編成　　地域防災計画準拠

市は、各市立病院において、原則として、医師、看護保健職員、薬剤師、連絡員としての市職員で構成する助産救護班を設置して助産を行う。

③ 医療救護班についての準用

市は、本項（1）③から⑦に準じて助産を行う。

④ 助産救護班が行う助産　　地域防災計画準拠

助産救護班は、以下のa）からc）に掲げる助産を行う。

a） 分べんの介助

b） 分べん前及び分べん後の措置

c） 脱脂綿、ガーゼその他の衛生用品の支給

（3）医療救護班及び助産救護班の配置場所以外での医療の提供及び助産

① 市立病院等での医療の提供及び助産　　地域防災計画準拠

負傷の程度、医療救護班及び助産救護班（以下「救護班」という。）による医療の提供及び助産（以下「医療の提供等」という。）の実施状況等により、救護班では十分な医療の提供等ができない重症傷病者等について、市は、県などの関係機関と連携しながら、市立病院を始めとする市内の公立病院等において治療を実施する。

② その他の病院での治療

多数の重症傷病者等が発生したため、①で記載する公立病院等のみでは十分に医療の提供等ができない場合、市は、民間の医療機関のうち、可能な医療機関に、重症傷病者等への医療の提供等を要請する。

③ 県知事への求め

多数の重症傷病者等が発生したため、①若しくは②に定める病院のみでは重症傷病者等に十分な医療の提供等が実施できない場合、市長は、本節第2項（2）の定めに基づき、県知事に対し、市域外の病院における医療の提供等についての応援を求める。

P. 108へ

（4）重症傷病者等の搬送　　地域防災計画準拠

① 重症傷病者等の搬送

市は、救護班の配置場所から、本項（3）に定める医療機関に重症傷病者等を搬送する場合、状況に応じて医師等を同乗させたう

え、救急車及び市が所有する車両を最大限に活用して搬送する。その際、緊急を要する遠方への搬送については、消防用ヘリコプターなどの航空輸送手段の活用を検討する。

② 医療機関との連携
市は、本項(3)に定める医療機関と連携をとりながら、重症傷病者等を速やかに搬送する

(5) 医薬品、医療機器その他の衛生用品の調達　　地域防災計画準拠

① 避難住民等の受入れ直後又は武力攻撃災害の発生直後
避難住民等の受入れ直後又は武力攻撃災害の発生直後に、直ちに医療の提供等を行う場合、救護班は、それぞれ備蓄している医薬品、医療機器その他の衛生用品(以下「医薬品等」という。)を使用する。

② 医薬品等に不足を生じる場合
①で使用する医薬品等に不足を生じる場合、港防災センターに備蓄する医薬品等を使用する。

③ 医薬品等の供給についての要請
市長は、多数の避難住民等に対し医療の提供等を行うため、医薬品等に不足を生じ又は生じるおそれがある場合、県知事に対し、本節第2項(2)の定めに基づき、医薬品等の供給についての要請を行う。　　P. 108へ

(6) 臨時の医療施設の開設

① 市は、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や、既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療の提供等を行えない場合、市が管理する土地若しくは施設に臨時の医療施設を設置し、本項(1)及び(2)の定めに基づき医療の提供等を行う。　　基本指針P. 34

② ①により臨時の医療施設を設置したにもかかわらず、医療施設数が不足し、避難住民等に十分な医療の提供等を行えない場合、市長は、本節第5項の定めに基づき、臨時の医療施設を開設する。　　P. 112へ

③ 市長は、臨時の医療施設の設置にあたり、必要な資材等に不足が生じ又は生じる見込みがある場合、本節第2項(2)の定めに基づき、県知事に対し、不足する資材等の確保についての要請を行う。　　P. 108へ

12　医療活動等を実施する際の留意事項

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

基本指針P. 37

① 医療活動の要請

内閣総理大臣の要請に基づき、市長は、県知事と連携し、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講じたうえ、救護班により、②及び③の定めに基づき緊急被ばく医療活動を行う。

② 緊急被ばく医療派遣チームによる指導

内閣総理大臣が派遣した、放射線医学総合研究所、国立高度専門医療センター等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導の下、市長は、県知事と連携し、救護班により、被ばくしたおそれのある者を含む被ばく患者に対し、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療を行う。

③ 医薬品、医療機器等の提供

市は、内閣総理大臣により派遣された、国立病院機構、国立高度専門医療センターの医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等から、医薬品、医療機器等の提供を受ける。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

基本指針P. 37、38

① 厚生労働省からの感染症の発生動向に関する情報の入手

市は、明らかに異常な感染症の発生動向を認めた場合及び感染の原因が特定された場合、厚生労働省から必要な情報の提供を受ける。

② 感染症発生に伴う対応

市は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、感染症指定医療機関の区分に基づき、東市民病院（第二種感染症指定医療機関）での対応、その他の感染症指定医療機関への医療の実施の要請等を行うなど、発生した感染症まん延防止のために適切な対応をするとともに、医療関係者に対して必要な防護措置を講ずる。

③ 国からの支援

市は、救護班により医療活動を行うにあたり、使用された病原体等の特性に応じた診療及び治療方法に関する情報提供、診療及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他必要な措置について、国から支援を受ける。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

基本指針P. 38

① 厚生労働省による支援

市は、救護班により医療活動を行うにあたり、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診療又は治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他必要な措置に関して、厚生労働省より支

援を受ける。

② 化学剤により発生した災害への対応

市は、化学剤による武力攻撃災害が発生した場合、その対処にあたる市職員に防護服を着用させるなどの安全の確保のための措置を講じたうえ、関係機関と連携し、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた医療活動等を行う。

13　被災者の捜索及び救出

(1) 被災者の捜索及び救出の実施

救援の程度及び方法の基準
第6条

市長は、以下の①又は②に該当する場合で、武力攻撃若しくは武力攻撃災害の発生日時、規模、避難住民の避難状況等から、被災者（以下、この項において、「武力攻撃災害により現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者」のことをいう。）がいると判断する場合、直ちに被災者の捜索及び救出を開始する。

① 避難の指示が解除された場合

② 武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合

(2) 被災者の捜索及び救出の体制

市は、被災者の捜索及び救出活動を行う場所に消防吏員を配置するとともに、その周辺の場所に医師、看護師及び市職員を配置する。

(3) 情報収集等

① 被災情報の収集

被災者の捜索及び救出を行う場所若しくはその周辺に配置された消防吏員及び市職員は、本章第9節第1項の定めに基づき被災情報を収集するとともに、その状況を市に報告する。

P. 163へ

② 安否情報及び被災情報の活用

市は、住民から提供された情報のほか、本章第7節の定めに基づき収集した安否情報及び本章第9節の定めに基づき収集した被災情報を参考に、被災者の捜索及び救出を行う。

P. 137へ
P. 163へ

(4) 関係機関との連携

市は、県、県警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関と連携して、被災者の捜索及び救出を行う。

(5) 被災者等の発見

① 被災者が救出された場合、市は、その周辺に配置されている医

師及び看護師により可能な応急手当を施した後、本節第11項の定めに基づき医療の提供が受けられるよう、直ちに被災者を医療機関に搬送するなどの必要な措置を行う。

② 発見された被災者が、その周辺に配置されている医師により既に死亡していることが確認された場合、市は、本節第14項の定めに基づく措置を行えるよう、死体の運搬の手配等の必要な措置を行う。

P. 122へ

14　死体の捜索及び処理

(1) 対象者

救援の程度及び方法の基準
第11条

市は、以下①又は②に該当する場合で、武力攻撃若しくは武力攻撃災害の発生日時、規模、住民の避難状況等から、既に死亡していると推定される者に対して死体の捜索及び収容を行う。

① 避難の指示が解除された場合

② 武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合

(2) 情報の収集

市は、住民から提供された情報、本章第7節の定めに基づき収集した安否情報及び本章第9節の定めに基づき収集した被災情報を参考にしながら、死体の捜索及び収容を行う。

P. 137へ
P. 163へ

(3) 捜索収容班の編成

地域防災計画準拠

市は、武力攻撃及び武力攻撃災害の規模等、本章第7節の定めに基づき収集した安否情報及び本章第9節の定めに基づき収集した被災情報から、行方不明者又は死者が多数発生したと認められる場合、市職員により構成される捜索収容班を編成して、死体の捜索及び収容を行う。

P. 137へ
P. 163へ

(4) 死体の検案

地域防災計画準拠

① 市は、医師、看護師で構成する検案班により、死体の検案を実施する。

② 検案班は、捜索収容班の要請に基づき、死体を発見した場所においてその死体の検案を行う。ただし、多数の死体が発見されるなど、発見場所では検案できない理由がある場合、発見された死体を死体安置所に収容した後、検案を行うことができる。

(5) 死体の処理

救援の程度及び方法の基準
第11条

市は、本項(1)から(3)の定めに基づき収容した死体について、以下の①から③に掲げる処理を行う。

① 検案

② 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
③ 死体の一時保存

(6) 死体の収容　　地域防災計画準拠

① 死体を発見し又は死体のある場所に到着した捜索収容班は、以下のa)からc)に該当する死体を死体安置所に収容する。
  a) 身元不明の死体
  b) 死体を引き取り、埋火葬を行う遺族等（以下「死体引受人」という。）がいない死体
  c) 武力攻撃災害の被災者であるなど、自力で埋火葬ができない遺族等から死体収容の申し出があった死体
② 死体を発見し又は死体のある場所に到着した捜索収容班は、その死者の氏名、年齢、性別、着衣などの特徴、発見場所等、身元確認に必要な情報を可能な限り記録する。
③ 犯罪に起因する死亡の疑いがある死体は、警察官又は海上保安官からの引渡しを待って収容する。

(7) 死体安置所

① 市は、市が設置する使用可能な施設に、死体を収容するための死体安置所を設置する。
② 死体の数が多く、市が設置する施設のみでは全ての死体を収容できない場合、市長は、本節第2項(2)の定めに基づき、県知事に対し、死体の収容場所の確保についての応援を求める。　　P. 108へ
③ 市は、死体の数が多く、①及び②により設置した死体安置所のみでは全ての死体を収容できない場合、施設管理者の同意を得たうえ、民間の施設に死体安置所を設置する。　　地域防災計画準拠
④ 市は、①から③の定めに基づき死体安置所を設置した場合、その管理運営を行うため、直ちに市職員を配置する。

(8) 死体安置所における死体の処理

① 死体安置所に配置された市職員は、捜索収容班から、その死者の氏名、年齢、性別、着衣などの特徴及び発見場所等の身元確認に必要な情報を収集する。ただし、死体の数が多いなどの理由から、捜索収容班においてそれらの情報が収集されていない場合、捜索収容班に発見場所の確認を行った後、可能な範囲で必要な情報を記録する。
② 市は、死体安置所に収容した死体について、その死体の状況等に応じて、本項(4)①から③に掲げる処理のうち、必要な処理を行う。

（9）死体の身元確認

① 市は、死体の収容後、県警察、海上保安部等、関係機関と連携しながら死体の身元確認を行うよう努める。

② 市は、身元が判明した死体については、直ちに遺族に引き渡す。ただし、遺族がその場にいないなど、すぐに引き渡すことができない場合、期限を定めたうえ、遺族に死体を引き渡す。

③ 死体安置所に配置された市職員は、身元が判明した死体について、遺族等からその身元に関する情報を収集し、本章第7節に定める安否情報として管理する。 P. 137へ

15　埋葬及び火葬　救援の程度及び方法の基準第7条

（1）対象者

市は、武力攻撃災害により死亡した者の死体について、死体が葬られないまま放置されることを防ぐため、以下の①から③のいずれかに該当している場合に限り、応急処理としてその死体を火葬する。

① 遺族が武力攻撃災害の被災者であり、自力で火葬できないとして、その遺族から火葬の要請があった場合。

② 本節第14項（6）の定めにより収容した死体について、死体引受人がいない場合 P. 129へ

③ 本節第14項（6）の定めにより収容した死体について、一定期間が経過したにもかかわらず身元が判明しない場合 P. 129へ

（2）死体の火葬の手続き　救援の程度及び方法の基準第7条

市は、本項（1）①に該当する死体を火葬する場合、遺族からの死体の埋葬及び火葬の要請に基づき火葬する。

（3）埋葬及び火葬の実施

① 市は、死体を火葬する場合、葬祭に必要な以下のa）及びb）に掲げる用具を調達して行う。

a） 棺（付属品を含む。）

b） 骨つぼ及び骨箱

② 市は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「墓地の死体埋葬を禁止する規則」に基づき死体を火葬する。ただし、厚生労働大臣が、本項（4）に定める埋葬及び火葬の特例を定めた場合は、その手続きに従い死体の埋葬及び火葬を行う。

③ 市は、火葬しなければならない死体の数を基に、火葬に関する計画を作成し、それに基づき死体を火葬する。

④ 市は、市が設置する火葬場に必要な市職員等を配置したうえ、死体を火葬する。

⑤ 火葬を必要とする死体の数が多く、市が設置する火葬場の火葬

能力では全ての死体の火葬が困難であると認める場合、市長は、本節第2項(2)の定めに基づき、県知事に対し、火葬場の確保についての応援を求める。

P. 108へ

(4) 埋葬及び火葬の特例

法第122条

大規模な武力攻撃災害の発生により、火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるとして、厚生労働大臣が定める埋葬及び火葬の特例は、以下の①から③により定められることとされている。

① 特例の期間

法施行令第34条

厚生労働大臣が定める期間

② 特例の対象となる地域

厚生労働大臣が定める地域

③ 特例の内容

a) 埋葬又は火葬の許可を、死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受けた市町村長以外の市町村長が行えること

b) 厚生労働大臣が定める墓地又は火葬場に限り、②で指定した地域において死亡した者の死体を埋葬又は火葬する場合、市町村長による埋葬又は火葬の許可が不要とすることができること

c) b)の場合における手続きとして、埋葬許可証又は火葬許可証は、死亡診断書、死体検案書その他その死体に係る死亡の事実を証する書類に代えられること

d) c)の書類を受理した墓地又は火葬場の管理者は、市町村長に対して、その書類に書かれた事項の確認を求めた後、埋葬又は火葬を行うこと

e) 火葬場の管理者が、c)に掲げる書類に、墓地、埋葬等に関する法律第16条第2項に定める必要事項を記入した場合、墓地又は納骨堂の管理者は、その受理により、焼骨の埋蔵又は焼骨の収蔵を行えること

(5) 死体の輸送

地域防災計画準拠

市は、以下の①及び②の定めに基づき、死体を、死体安置所から火葬場まで輸送する。

① 死体輸送計画の作成

市は、死体安置所における死体の収容状況、火葬場の処理状況等に基づき、火葬する死体の輸送について死体輸送計画を策定する。その場合、遺族等が判明している死体を先に輸送し、身元及び遺族等が不明な死体はその後とする。

② 死体の輸送手段

市は、調達可能な車両を使い死体を輸送する。ただし、輸送しなければならない死体の数が多く、市で調達できる車両のみでは死体の全てを輸送できない場合、市長は、本節第2項(2)の定めに基づき、県知事に対し、死体の輸送手段の確保についての応援を求める。

P. 108へ

16　電話その他の通信設備の提供

(1) 対象者

市長は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った避難住民等に対し、電話その他の通信設備を提供する。

救援の程度及び方法の基準
第8条

(2) 提供方法

市は、収容施設等のうち必要な施設に、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他の必要な通信設備を設置するとともに、避難住民等が所有する携帯電話の充電に必要な機器等を貸し出す。

基本指針P. 36
法第156条

(3) 設置方法

市は、収容施設等における使用可能な通信設備を確認し、収容施設等の現場管理者及び避難施設管理組織とも協議のうえ、収容施設等に設置してある既存の通信設備では十分な通信設備を提供できないと判断する場合に、必要な種類及び数の通信設備を設置する。

(4) 視聴覚障害者等への配慮

市は、収容施設等に通信設備を設置する場合、視聴覚障害者等に配慮した機種及び構造にするよう配慮する。

17　武力攻撃災害を受けた住宅等の応急修理

(1) 対象者

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、以下の①及び②に掲げる区分により、住宅等の応急修理を行う。

救援の程度及び方法の基準
第9条

① 武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者が居住する住宅

② 武力攻撃災害により著しく損傷を受けた既設の市営住宅又は共同施設

地域防災計画準拠

（2）住宅の応急修理　　地域防災計画準拠

市は、応急修理を必要とする住宅の所有者又は占有者からの申請に基づき、現地における調査を行い、本項（1）①に該当する住宅であるとして応急修理が必要であると判断する場合、屋根、居室、炊事場、便所等、日常生活に必要な最小限の部分に対してのみ応急修理を行う。

（3）市営住宅の応急修理　　地域防災計画準拠

① 損傷の調査

市は、名古屋市住宅供給公社と協力し、速やかに、市営住宅又はその共同施設の損傷について調査を行い、その結果に応じて、屋根、居室、炊事場、便所等、日常生活に必要な最小限の部分に対してのみ応急修理を行う。

② 応急保安措置

市は、応急修理に先立ち、危険箇所について応急保安措置を行うとともに、住民にその周知を図る。

18　学用品の給与　（救：救援・物資班）

（1）対象者　　救援の程度及び方法の基準第10条

市長は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある以下の①から③に掲げる児童及び生徒のうち、必要な者に対して学用品を給与する。

① 小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。）

② 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）

③ 高等学校等生徒（高等学校生徒（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。）

（2）給与する学用品　　救援の程度及び方法の基準第10条

市は、本項（1）に掲げる対象者に対し、以下の①から③に掲げる学用品のうち、必要な学用品を給与する。

① 教科書

② 文房具

③ 通学用品

（3）対象となる児童及び生徒の把握

市は、本人又は家族からの申し出により、市が学用品を給与する

児童及び生徒の人数、氏名等の必要事項を把握する。

(4) 学用品の給与

① 学用品の給与

市は、本項(3)で把握した児童及び生徒のうち、市において就学可能な者に対し、本項(2)に掲げる学用品のうち必要なものを給与する。

② 学用品の再給与

避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合、市は、必要に応じて、本項(3)の定めに準じて児童及び生徒の人数、氏名等の必要事項を再度把握したうえ、①の定めに準じて学用品を再給与する。

(5) 学用品の給与等を行う場所

市は、本節第9項(1)②a)及びb)に準じて学用品を給与する。

P. 119へ

(6) 県知事への応援の求め

(3)で把握した児童及び生徒のうち、市において就学できる学校がない者について、市長は、県知事に対し、本節第2項(2)の定めに基づき、その者の就学及びその者への学用品の給与について、応援を求める。

P. 108へ

19　障害物の除去　(施:生活関連等施設班)

(1) 対象者

救援の程度及び方法の基準　第12条

市長は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的にその住宅に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力ではその障害物を除去することができない者に対して、その障害物の除去を行う。

(2) 障害物の除去の実施

市は、本項(1)に該当する対象者からの要請により、障害物の除去を実施する。

20　民間からの救援物資の受入れ　(救:救援・物資班)

県P. 106、107

(1) 問合せ窓口の設置

市は、避難住民の受入れ、又は武力攻撃災害の発生により、民間から救援物資の提供の申し出があると判断する場合、国民保護対策本部にその問合せ窓口を設置するとともに、収容施設等及び被災場

所において必要とされている救援物資を把握し、ホームページ等の市の広報媒体においてその内容を広報する。

(2) 救援物資の受入れ　　地域防災計画準拠

市は、救援物資の提供の申し出を受けた場合、提供を受ける物資の内容及び数量、輸送手段、到着時間等の事項を確認したうえ、市が必要と認める救援物資について、その申出人に送付先などの必要な事項を伝えて受け入れる。

21 救援物資の配付等　(救:救援・物資班、医療・埋葬班)　　県P. 106

(1) 物資集配拠点等の設置

① 物資集配拠点の設置

市は、救援物資を配分するため物資集配拠点を設置し、市が備蓄している救援物資以外の救援物資を、そこで一括して受け入れる。

② 供給センターの設置

市は、医薬品等を管理するため供給センターを設置し、市が備蓄している医薬品等以外の医薬品等を、そこで一括して受け入れる。

(2) 物資集配拠点等への市職員の配置

市は、物資集配拠点に市職員を配置し、救援物資の仕分け、在庫管理等の必要な管理を行う。また、供給センターに市職員及び薬剤師を配置し、医薬品等の仕分け、在庫管理等の必要な管理を行う。

(3) 救援物資等の配送

市は、市が管理する収容施設等や医療機関ごとに、救援の実施に必要な救援物資及び医薬品等を把握し、物資集配拠点や供給センターにおける在庫状況を考慮のうえ、本節第2項(4)の定めに基づき、救援物資及び医薬品等を各施設に配送する。　　P. 108へ

22 金銭の支給　　法第75条

市は、本節に定める救援について、必要があると認める場合に限り、金銭を支給して行うことができる。

23 労務の確保　(救:救援・物資班)

市は、市職員、国及び県等の関係機関の職員、他都市からの応援職員等のみでは労働力が不足していると認める場合、又は特殊な作業のため労働力が必要な場合、その労働力を補うため労働者を雇用する。

24　ボランティアへの支援　　法第4条③、県P. 104

（1）関係団体との連携による支援

市は、救援に関する措置の実施にあたり、日本赤十字社や社会福祉協議会等の関係団体に、収容施設等におけるボランティア活動のニーズなどの必要な情報を提供することなどにより、関係団体と協力して、自主的に活動するボランティアを支援する。

（2）活動拠点の設置

市は、避難の指示が解除された場合、又は武力攻撃により新たな被害を受けるおそれがない場合、可能な場所にボランティアの活動拠点を設置し、日本赤十字社や社会福祉協議会等の関係団体の協力を得ながら、ボランティアの登録・派遣調整等を行うなど、ボランティアの受入体制の整備に努める。

25　標章等の交付　（救：救援・物資班）　　法第158条②③

市は、この計画に基づき救援を実施する場合、赤十字標章等交付等要綱に基づき、必要な者に対して標章等を交付し使用させる。

26　救援の実施に係る書類の整備

市は、国民保護措置の実施に係る費用を把握するため、災害救助法に基づく救助に準じて、実施する救援の種類ごとに、救援の実施記録日計票、救援に使用した物品の受払簿等の必要な帳簿を整備するとともに、救援物資等の購入代金等支払証拠書類等の関係書類とともに保管する。

27　救援の実施における特例

（1）臨時の収容施設等に対する特例

① 消防法の特例　　法第89条

臨時の収容施設等に対しては、消防法第17条の規定が適用されないことにより、消防法施行令第7条に定められている消防用設備等の設置及び維持に関する規定は適用されないとされている。ただし、市長は、臨時の収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため、消防法の規定に準拠して、臨時の収容施設等についての消防用設備等の設置及び維持について基準を定め、その定めに基づき必要な措置を講じる。

② 建築基準法に基づく特例

臨時の収容施設等に対しては、建築基準法第85条第1項本文が準用されるため、防火地域内を除き、武力攻撃災害が発生してから1か月以内に工事に着工した臨時の収容施設等に、建築基準法令が適用されないとされている。ただし、同条第3項の準用によ

り、市長は、臨時の収容施設等の建設工事を完了した後3月を超えてその施設を存続しなければならない場合、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受ける。

③ 景観法に基づく特例

臨時の収容施設等に対しては、景観法第77条第1項が準用されるため、武力攻撃災害が発生してから1か月以内に工事に着工した臨時の収容施設等に、景観法第3章「景観地区等」の規定が適用されないとされている。ただし、同条第3項の準用により、市長は、臨時の収容施設等の建設工事を完了した後3月を超えて、景観法第3章の規定の適用を受けないままその施設を存続しなければならない場合、その超えることとなる日前に、市長の許可を受ける。

(2) 臨時の医療施設に対する特例　　法第90条

臨時の医療施設の設置について、(1)の特例の他、医療法第2章「病院、診療所及び助産所」の規定が適用されないとされている。そのため、臨時の医療施設の設置について許可等が不要となり、病院、診療所及び助産所の開設についての手続が不要となる。

(3) 外国人医療関係者による医療の提供　　法第91条

厚生労働大臣から、法第91条に基づき指定した区域に該当するとして、外国人医療関係者が医療を行うことを許可した旨、県知事を通じて通知があった場合、市長は、その許可を受けた業務の範囲内で、外国人医療関係者に医療を行わせることができる。その場合、外国人医療関係者については、本節第11項及び第12項の定めに基づき医療を行わせる。

P. 122及び126へ

第7節　安否情報の収集等

的確かつ迅速に、避難住民等の安否情報を収集、整理及び報告するとともに、避難住民等の安否情報に関する照会に速やかに対応できるよう、その提供に必要な事項を定める。

1　安否情報の収集・整理にあたっての基本的な考え方　　法第94条①

(1) 安否情報の収集及び整理の開始　　法施行令第23条

市長は、以下の①から④のいずれかに該当する場合に、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（市民以外の者で本市にある者及び本市で死亡した者を含む。以下、この節において「避難住民等」という。）に関し、可能な範囲で、安否情報を収集及び

整理する。

① 全市域若しくは市域の一部に対し、要避難地域として県知事から避難の指示がなされ、市長が避難住民の誘導を開始したとき

② 市が、避難先地域として県知事から避難の指示の通知を受け、収容施設に避難住民を受け入れたとき

③ 市民が避難住民となったこと及び市域内に避難住民等が滞在していることを知ったとき

④ 市民が、市域外において、武力攻撃災害により死亡し又は負傷した事実を知ったとき

(2) 避難住民に対して収集及び整理する安否情報　法施行令第23条

① 収集及び整理する情報

市は、避難施設に向け避難する住民及び市が管理する収容施設に滞在する避難住民に関し、安否情報として、以下のa)からf)に掲げる情報を収集及び整理する。

a) 氏名
b) 出生の年月日
c) 男女の別
d) 住所
e) 国籍(日本国籍を有しない者に限る。)
f) その他、個人を識別するための情報(上記a)からe)の項目についての情報が不明である場合に限る。)

② 継続的に収集及び整理する情報

①で収集した情報のほか、市が管理する収容施設に滞在する避難住民に関し、市長は、以下のa)からc)に掲げる情報を、安否情報として、本章第5節第16項に定める避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に収集及び整理する。P. 106へ

a) 居所
b) 負傷又は疾病の状況
c) 連絡先その他安否の確認に必要と認める情報

(3) 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に対して収集及び整理する安否情報　法施行令第24条

① 武力攻撃災害により死亡した住民に関して収集及び整理する情報

市長は、市域内にある、武力攻撃災害により死亡した住民(市民以外の者で市域内において死亡した者を含む。)について、安否情報として、以下のa)からc)に掲げる情報を収集及び整理する。

a) 本項(2)①に掲げる事項
b) 死亡の日時、場所及び状況
c) 死体の所在

② 武力攻撃災害により負傷した住民に関して収集及び整理する安否情報
市長は、市域内にいる、武力攻撃災害により負傷した住民（市民以外の者で市域内に滞在する者を含む。）について、本項（2）①及び②に掲げる情報を収集及び整理する。

（4）安否情報の収集・整理方法の考え方

① 市は、市が管理する収容施設において安否情報の収集を行うほか、各施設等、県警察への照会などにより安否情報を収集する。

② 市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集に協力するよう要請する。 県P. 107

③ 市は、避難住民等から任意で収集した情報のほか、災害対策住民リスト等、他の行政事務の遂行のため保有する情報を活用して、安否情報の収集を行う。 県P. 107

④ 市は、自ら収集した安否情報について、明らかな情報の重複を排除し、重複の可能性がある場合はその旨を明記するなどの確認を行い、情報の正確性を図るよう努める。 法施行令第23条

（5）安否情報の収集にあたっての留意事項

① 市は、武力攻撃事態等や武力攻撃災害の状況等を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、緊急性や必要性を踏まえて安否情報の収集を行う。 県P. 107

② 市は、安否情報の収集にあたり関係機関に協力を要請する場合、要請に基づく協力は、各機関の業務の範囲内で行われるものであり、かつ各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。 県P. 107

③ 市の他の執行機関は、市国民保護計画の定めに基づき、保有する安否情報を積極的に市長に提供するなど、市長が行う安否情報の収集に協力する。

④ 市が避難先地域となり、他の市町村から避難住民を受け入れた場合、市は、関係する市町村の職員と協力して、市が管理する収容施設における避難住民等の安否情報を収集する。

2　安否情報の収集・整理

（1）安否情報の収集場所

市は、以下の①から⑤に掲げる場所において、避難住民等に関する安否情報を収集する。

① 市が管理する収容施設
② 各施設等
③ 被災現場（現地調整所）

④ 死体安置所
⑤ その他、安否情報の収集が可能な場所

(2) 市が管理する収容施設における安否情報の収集
① 市が受け入れる避難住民等が他の市町村の住民の場合
市が管理する受入避難施設に配置した市職員は、以下のa)からf)の定めに基づき、受け入れた避難住民等の安否情報を収集する。
a) 開設した受入避難施設に、直ちに安否情報の収集場所を設置する。
b) 避難住民等の中に、その避難住民等が属する市町村の職員がいる場合、その職員に対して協力を要請する。
c) 本節第1項(2)に掲げる安否情報を、あらかじめ定められた様式により収集する。ただし、避難住民等を誘導してきた他の市町村の職員により避難途中に収集された安否情報については、任意の様式により提供を受けることができる。 P. 138へ
d) 死亡又は負傷している場合及び、c)の定めに基づき、他の市町村の職員から安否情報の提供を受ける場合を除き、原則として、避難住民自らが、定められた様式に必要な情報を記載することにより安否情報を収集する。
e) 本節第1項(2)に掲げる安否情報のうち、継続的に収集する情報については、避難施設管理組織に協力を要請しながら、定期に又は安否情報に変更があった都度、必要な情報を収集する。 P. 138へ
f) 家族、親類縁者等、本人以外の安否情報を、避難住民等から可能な範囲で確認する。
② 市が受け入れる避難住民等が本市の住民の場合
市が管理する収容施設に配置した市職員は、以下のa)からe)の定めに基づき、受け入れた避難住民等の安否情報を収集する。
a) 開設した収容施設に、直ちに安否情報の収集場所を設置する。
b) 収容施設に避難してきた災害対策委員や民生委員などに協力を要請する。
c) 本節第1項(2)に掲げる安否情報を、あらかじめ定められた様式により収集する。ただし、避難住民等を誘導してきた市職員により避難途中に収集された安否情報については、任意の様式により収集することができる。 P. 138へ
d) 本節第1項(2)に掲げる安否情報のうち、継続的に収集する情報については、収容施設に避難してきた災害対策委員、民生委員及び避難施設管理組織などに協力を要請しながら、定期 P. 138へ

に又は安否情報に変更があった都度、必要な情報を収集する。

e）家族、親類縁者等、本人以外の安否情報を、避難住民等から可能な範囲で確認する。

(3) 各施設等における安否情報の収集

① 市域内に要避難地域がある場合で、市が設置する学校、病院、社会福祉施設等における児童、生徒、入院患者、施設入所者など（以下「施設入所者等」という。）、身元を特定できる住民の避難を、それらの施設を管理する市職員等（以下「施設管理職員」という。）が誘導する場合、施設管理職員は、以下のa）及びb）の定めに基づき、誘導する避難住民等の安否情報を収集する。

a）各施設等で把握している、施設入所者等の身元に関する資料を基に避難者名簿を作成し、避難施設に到着後、その名簿により、直ちに誘導してきた施設入所者等の安否情報を確認する。

県P. 107

b）確認した施設入所者等の安否情報を、避難施設において安否情報を収集している市職員、又は避難先地域を管轄する市町村の職員に提出する。

② 市域内に要避難地域がある場合で、徒歩による避難が困難であるとして、病院、社会福祉施設等から緊急車両その他の車両により施設入所者等を運送する場合、運送に携わる市職員は、施設管理職員から、可能な範囲で、運送する施設入所者等に関する情報を入手する。それとともに、その者の運送元、運送先を記録し、運送終了後、それらの情報を、国民保護対策本部、自ら避難した避難施設において安否情報を収集している市職員又は避難先地域を管轄する市町村の職員に提出する。

(4) 被災現場における安否情報の収集

被災現場において、本章第8節の定めに基づく武力攻撃災害の防除及び軽減のための措置を行っている市職員、又は本章第6節第13項の定めに基づき被災者の捜索を行っている消防吏員が被災者を発見した場合、以下の①から③の定めに基づき、発見した被災者の安否情報を収集する。

P. 146へ
P. 127へ

① 現地調整所が設置されている場合はそこに配置している市職員が、それ以外の場合は被災現場に配置された市職員が、被災者の状態に応じて、可能な範囲で、聴き取りにより本節第1項(2)に掲げる安否情報を収集する。

P. 138へ

② ①について、被災者の状態によりその場で安否情報を聴き取ることができない場合、被災者の身の回り品などから身元を確認する

など安否情報の収集に努めるとともに、搬送先の医療施設名等の必要な情報を記録する。

③ ①及び②において、被災者から安否情報を収集する場合、他の被災者に関する情報をあわせて収集するよう努める。

(5) 死体安置所における安否情報の収集

死体安置所に配置された市職員は、本章第6節第14項(8)及び(9)の定めにより死体の身元を確認した場合、本節第1項(3)①に基づき、必要な情報を安否情報として収集する。 P. 129へ P. 138へ

(6) その他の場所における安否情報の収集

① 医療施設における安否情報の収集

市が設置する医療施設で、武力攻撃災害による被災者と思われる者を確認した場合、その医療施設の市職員は、被災者と思われる者に関して、家族等による身元確認などにより、本節第1項(2)に掲げる安否情報を収集する。 P. 138へ

② 避難誘導にあたっての安否情報の収集

避難住民の誘導を行っている市職員等は、措置の実施中、死者、負傷者等を発見した場合、可能な範囲で、その死体及び負傷者等に関して、本節第1項(2)及び本節第1項(3)①に掲げる安否情報を収集し、自ら避難した避難施設において、収集した情報を、国民保護対策本部、避難した避難施設において安否情報を収集している市職員又は避難先地域を管轄する市町村の職員に提出する。 P. 138へ

③ 区対策部等における安否情報の収集

市は、本市が避難先地域である場合、又は市域内に要避難地域と避難先地域が混在している場合、国民保護対策本部、区対策部、支所などに安否情報収集窓口を設置し、安否情報に関する住民からの通報を受け付ける。

④ その他の場所での安否情報の収集

市は、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等の安否情報を有している関係機関に対し、安否情報の収集に必要な協力を要請する。

(7) 安否情報の収集についての広報

市は、安否情報の収集のため、被災者の発見の通報などについて住民からの協力が得られるよう広報を行う。なお、武力攻撃事態等において、市が要避難地域、避難先地域、被災地域のいずれにも該当していない場合であっても、市域内に避難住民等が滞在する可能性を考慮し、安否情報の収集のために必要な広報を行う。

(8) 安否情報収集及び整理の流れ

市は、(1)から(7)により集められた安否情報について、以下の①から⑤の定めに基づき、市国民保護対策本部において集約する。

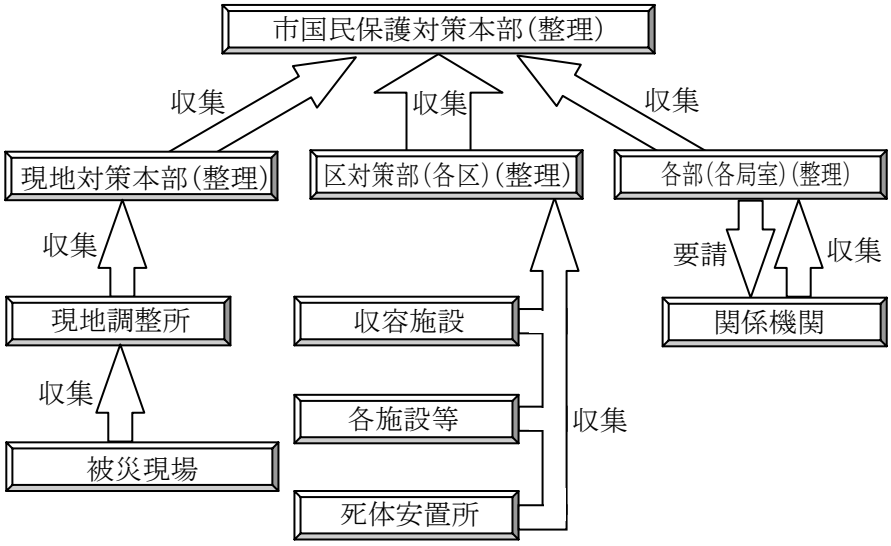

① 現地調整所には現地対策本部から、収容施設及び死体安置所には各施設を運営している区対策部(各区)から、それぞれ、収集した安否情報を回収するための市職員を派遣し、定期的に安否情報を収集する。

② 各施設等の現場管理者は、収集した安否情報を、随時、その施設等が属する区の区対策部(各区)に報告する。

③ 関係機関が有する安否情報については、第2章第5節第3項(2)の定めにより把握している関係機関に対して、各部(各局室)から、それぞれ協力要請を行うことにより収集する。 P. 39へ

④ 現地対策本部、区対策部(各区)、各部(各局室)は、収集した安否情報について、それぞれ重複する情報を確認したうえ、国民保護対策本部に報告する。

⑤ 国民保護対策本部は、④により報告を受けた安否情報について、安否情報間の重複を確認したうえ、市としての安否情報を確定する。

(9) 安否情報の県への報告 法第94条①

市は、本項(8)により確定した安否情報を基に、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める政令」(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載したうえ、電子メールにより県に報告する。ただし、事態が急迫してこの方法によることができない場合、口頭や電話などにより報告することとする。

（10）市域外の避難先地域における安否情報の収集への協力　法施行令第23条

本市以外の市町村が管理する避難施設に避難住民を誘導していった市職員は、その施設に参集した市職員とともに、その避難施設を管理する市町村の職員と連携し、以下の①から③の定めに基づき、本市の避難住民等の安否情報の収集に協力する。

① 本市の避難住民等を、区や学区などの地域単位でまとめ、可能であれば、その施設に避難してきた本市の災害対策委員及び民生委員などに協力を要請しながら、避難先地域の市町村国民保護計画に基づき、安否情報の収集に協力する。

② 安否情報の収集時期、場所などについては、避難先地域を管轄する市町村の職員の指示に従い、収集方法は、避難先地域を管轄する市町村国民保護計画の定めに基づく。

③ 安否情報の収集にあたり、避難先地域を管轄する市町村の職員から立会い等の協力の要請を受けた場合、直ちにその要請に従い必要な措置の実施に協力する。

3　安否情報の照会に対する回答

（1）安否情報の照会の受付

① 安否情報の照会窓口の設置

市は、国民保護措置の実施に伴い、以下のa）からc）に掲げる区分により、安否情報の照会窓口を設置する。

a）全市域が要避難地域である場合

避難先地域に設置した国民保護対策本部（その他の照会窓口の設置は、避難先地域を管轄する市町村の国民保護計画の定めに基づく。）

b）市域内に避難先地域がある場合

国民保護対策本部（市役所）、区対策部（区役所）及び区役所支所

c）市域内に要避難地域及び避難先地域が混在する場合

国民保護対策本部（市役所）、要避難地域になっていない区域を管轄する区対策部（区役所）及び区役所支所

② 安否情報の照会窓口の周知

市は、①の定めに基づき安否情報の照会窓口を設置した場合、直ちに、可能な方法により、照会窓口の電話、FAX番号及び電子メールアドレスを住民に周知する。

③ 安否情報の照会の受付

市は、住民等からの安否情報の照会について、以下のa）及びb）の定めに基づき受け付ける。

a）原則として、本項（1）に設置する照会窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出

することにより受け付ける。

b) 安否情報の照会を緊急に行う必要があると認める場合や、照会しようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出により照会できない場合には、照会者の本人確認ができることを条件に、電話及び電子メールによる照会を受け付ける。

(2) 安否情報の照会に対する回答　法第95条①、県P. 107

① 市は、本節第2項(8)の定めに基づき確定した安否情報及び国から提供された安否情報の中に、照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合、身分証明書等により、照会者の本人確認を行える場合で、以下のa)及びb)に該当すると認める場合、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、照会者に、その照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。　P. 143へ

a) 照会が不当な目的によるものではないこと。

b) 照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないこと。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるとき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号に基づき、照会者に、その照会に係る者について、本節第1項(2)及び(3)に掲げる安否情報を回答する。この場合、照会を行う者にとって必要最小限の情報を回答する。　P. 138へ

③ 市は、安否情報の照会に対して回答した場合、回答した事項及び担当者名を記録しておく。

④ 市は、安否情報省令第3条の規定する様式第4号を提出できない照会者に安否情報を回答する場合、様式第4号に定める内容を聴取のうえ、市から、照会を行う者に直接連絡することなどで本人確認を行った後に回答する。その際、緊急を要する場合を除き、可能な場合は、照会に係る者の同意を得てから回答する。

(3) 安否情報の回答にあたっての留意事項　法第95条②

市は、以下の①及び②に掲げる事項に留意して、安否情報を回答する。

①安否情報は個人の情報であることに鑑み、取り扱いについては十分留意すべきことを市職員に周知するとともに、担当職員を配置してその適切な管理を徹底する。

②安否情報の照会窓口に安否情報回答責任者を配置し、本項(2)②に定める安否情報を回答する場合は、安否情報回答責任者が回答の可否を判断する。

4　日本赤十字社への外国人の安否情報の提供　　法第96条②

市は、外国人に関する安否情報について、日本赤十字社から提供の要請を受けた場合、その要請の範囲において、市が保有している外国人に関する安否情報を提供する。なお、その場合においても、個人情報の保護に配慮し、本節第3項(2)及び(3)の定めに準じて提供する。　P. 145へ

第8節　武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処について、必要な措置を実施する市職員等の安全に配慮しながら、的確かつ迅速に必要な措置を実施できるよう、退避の指示、警戒区域の設定などについて定めるとともに、応急公用負担の手続、生活関連等施設の安全確保や、危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除等について必要な事項を定める。

1　武力攻撃災害への対処の原則　　P. 194へ

(1) 市の役割　　(フロー図3-8-1)

市は、市域内における武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国民保護法その他の法令の規定、及び市国民保護計画に基づき、武力攻撃災害への対処に関して必要な措置を実施する。　　法第97条②

(2) 安全の確保　　法第22条、県P. 99

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置に従事させる市職員等に対し、武力攻撃災害の種類、規模、現状及び予測などの情報を随時提供するとともに、その対処に必要な資機材を適時提供するなど、安全の確保のために必要な措置を講ずる。

なお、NBC攻撃に伴う災害の場合など、別途安全の確保に必要な措置が定められている場合は、この定めにそれらの定めを加えて必要な措置を実施する。

(3) 措置の実施

① 武力攻撃災害への対処に関する措置は、現に武力攻撃が行われておらず、新たな武力攻撃が行われる可能性がない市域内の地域、及び避難の指示が解除された市域内の地域において発生している武力攻撃災害に対して実施する。

② 現に武力攻撃が行われていない場合で、避難の指示がなされている地域において発生している武力攻撃災害については、避難住民の誘導の実施時間など、他の措置の実施状況等を考慮のうえ、可能な範囲で、本節に定める武力攻撃災害への対処に関して必要な措置を実施する。

（4）県知事への求め　　法第97条⑥

市長は、市域内において武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるとき、以下の①から⑤に掲げる事項のうち、必要な事項を通知したうえ、県知事に対し、武力攻撃事態等対策本部長に、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、必要な措置を講ずるよう要請することを求める。

① 発生日時（おそれがある場合は、その兆候等の発見日時）
② （予測される）発生場所
③ 種類及び規模
④ 現状及びこれまでの対応
⑤ その他求めに必要な事項

2　武力攻撃災害の兆候の通報

（1）発見者からの通報

武力攻撃災害の兆候を発見した者（以下「発見者」という。）から通報を受けた市職員及び消防吏員は、通報してきた発見者に対し、以下の①から⑥に掲げる事項を確認する。

① 通報者の住所・氏名
② 通報者の電話番号等、折り返し連絡を取ることが可能な手段
③ 武力攻撃災害の兆候を示している場所
④ 武力攻撃災害の兆候の現状
⑤ その兆候による死傷者の有無
⑥ その他必要な事項

（2）市長への通報　　法第98条②

① 武力攻撃災害の兆候の発見の通報を受けた市職員及び消防吏員は、速やかに、通報を受けた旨及び本項（1）の定めに基づき確認した事項を市長に通報する。
② 武力攻撃災害の兆候の発見の通報を受けた市職員及び消防吏員が、①の定めに基づき市長に通報できない場合、速やかに県知事に通報する。

（3）通報後の必要な手続

① 市長は、本項（2）①に定める通報のほか、発見者、警察官又は海上保安官から武力攻撃災害の兆候の発見の通報を受けた場合、速やかに、通報を受けた旨及び本項（1）の定めに基づき確認した事項を県知事に通知する。　　法第98条③
② 市長は、①の定めに基づき、武力攻撃災害の兆候の通報を県知事に通知した場合、第2章第4節第3項（2）に掲げる警報等の通　　法第98条④

P. 34へ

知先に準じて、市の他の執行機関及び関係機関に、県知事に通知した通報の内容を通知する。

③ 市長は、県知事が武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令する可能性を考慮し、的確かつ迅速に必要な措置を実施できるよう市の体制を整える。

④ 通報の内容から、武力攻撃災害が発生している又は発生することが明らかである場合、市長は、①の通知にあわせ、必要に応じて、以下のa）及びb）に掲げる措置を実施する。

a） 本節第4項で定める退避の指示

b） 本節第5項で定める警戒区域の設定

P. 150へ

3 緊急通報の発令時の対応

（1） 緊急通報の内容

法第99条

県知事が、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急通報を発令した場合、市に通知される緊急通報の内容は、以下の①及び②に掲げる事項とされている。

① 武力攻撃災害の現状及び予測
② 住民及び公私の団体に対して周知させるべき事項

県P. 77

（2） 受信確認

市域内に武力攻撃災害が発生した地域又は発生が予測される地域があるとして、市長が、県知事から通知を受けたとき、市は、直ちに受信した旨を県に連絡する。

（3） 緊急通報の伝達及び通知先等

法第100条②

市長は、緊急通報の内容を、本章第4節第1項（3）から（7）に定める、警報の内容の伝達及び通知の場合に準じて伝達及び通知する。

P. 85へ

（4） 緊急通報の発令に伴う措置

市長は、県知事により緊急通報が発令された場合、県と連携をとりながら、必要に応じて、自ら本節第4項に定める退避の指示及び本節第5項に定める警戒区域の設定を行う。ただし、それらの措置が県知事により既に行われている場合、市長は、必要な市職員を派遣するなど、速やかにその措置の実施に協力する。

P. 150へ

4 退避の指示

（1） 退避の指示

法第112条①

① 退避の指示

市長は、市域内において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その武力攻撃災害から住民の生

命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める地域の住民に対し、屋内退避を含め、退避の指示をする。

② 退避の指示に伴う措置

a) 市長は、退避の指示を行ったとき、第2章第4節第3項(2)に定める警報等の通知先に準じて、市の他の執行機関及び関係機関に通知するとともに、防災行政無線、広報車等により、その内容を速やかに住民に伝達する。また、放送事業者である指定地方公共機関に対してその内容を連絡する。

b) 市長は、退避の指示をする場合、必要に応じて、第2章第7節第7項(2)に定める避難施設等の中から退避先を指示する。 P. 50へ

c) 市長は、b)の定めに基づき、退避先を指示した場合、その避難施設等の現場管理者等に対し、直ちにその旨を通知する。

d) c)の定めにより通知を受けた避難施設等の現場管理者等は、本章第6節第8項の定めに基づき、直ちに避難施設等を開設し、避難住民を受け入れる。 P. 116へ

e) 市長は、d)の定めに基づき受け入れた避難住民に対し、本章第6節に定めに基づき救援の措置を実施するとともに、本章第7節の定めに基づき避難住民等の安否情報を収集する。 P. 106へ P. 137へ

f) 市長は、退避の指示をした場合、必要に応じて、本章第5節の定めに準じて、避難住民の誘導に必要な措置を実施する。 P. 93へ

③ 屋内への退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、以下のa)からc)に掲げる場合で、その場から移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、屋内への退避を指示する。

a) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気からの接触が少ない屋内に留まるほうがより危険性が少ないと考えられるとき

b) ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

c) その他屋内退避を必要と認めるとき。

④ 避難の指示への対応

退避の指示を行った後、武力攻撃事態等対策本部長が警報を発令し、県知事により、市域内に要避難地域があるとして避難措置の指示が通知された場合、市長は、本章第4節及び第5節の定めに基づき必要な措置を行う。 P. 84及び93へ

(2) 関係機関との連携

① 市長は、退避の指示をしたとき、その旨及び指示の内容を県知事 法第112条③

に通知する。

② 市長は、的確かつ迅速に退避の指示をするために必要があると認めるとき、警察官及び海上保安官に対し、退避の指示を行うよう要請する。　法第112条⑥

③ 市長は、県知事、警察官、海上保安官又は自衛官から、退避の指示を行った旨の通知を受けた場合、退避の指示を行った理由、指示の内容その他の必要な情報を速やかに入手し、必要に応じて、本項(1)②のうち必要な措置を行う。

(3) 安全の確保　法第22条、県P. 99

① 市は、退避の指示を住民に伝達する市職員等に対し、二次災害が生じないよう、国及び県から収集した情報や、市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新の情報を随時提供するとともに、現地調整所等において、県警察及び名古屋海上保安部と連携を密にし、活動時の安全の確保に努める。

② 市職員等が、退避の指示がなされている地域において活動する場合、市は、県警察及び名古屋海上保安部の意見を聞くなど、安全確認を行ったうえで活動させるとともに、市職員等が最新の情報を入手するための緊急の連絡手段の確保、及びその地域からの自らの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市職員等に対して、赤十字標章等交付等要綱に基づき特殊標章等を交付し着用させる。　法第158条②③

(4) 退避の必要がなくなったときの措置　法112条④

① 公示及び通知

市長は、県知事が退避の指示をしたときを除き、退避の必要がなくなったと認める場合、直ちにその旨を公示するとともに、速やかに県知事に通知する。

② 退避の指示に基づく避難住民の復帰

①の定めに基づき公示した場合、又は県知事により退避の必要がなくなった旨が公示された場合、市長は、本項(1)②a)の定めに準じて住民に伝達するとともに、必要に応じて、本章第5節第16項の定めに準じて、避難住民の復帰に必要な措置を実施する。　P. 106へ

5　警戒区域の設定等　法114条①

(1) 警戒区域の設定

市長は、市域内において武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、その武力攻撃災害による住民の生命

又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、必要な地域に警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を行う者以外の者に対し、以下の①から④に掲げる方法等により、その区域への立入りを制限・禁止し又は退去を命ずる。

① 現地に市職員等を派遣して情報収集を行う。
② 必要と認める場所に市職員等を配置し、警戒区域内に車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置をとる。
③ 県警察との連携により、警戒区域内につながる主要な道路において、標示板等により警戒区域であることを明示する。
④ 広報車等を活用し、住民に、警戒区域内に立ち入らないよう周知する。

(2) 警戒区域の設定方法

① 市長は、市が収集した情報のほか、県警察、名古屋海上保安部からの助言などを踏まえて、警戒区域の範囲等を決定する。また、事態の状況等の変化を踏まえ、警戒区域の範囲等を適宜変更する。
② NBC攻撃に伴う災害により汚染された可能性のある地域に警戒区域を設定する場合、市長は、専門的な知見を有する機関に対して必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて警戒区域の範囲等を決定する。

(3) 関係機関との連携

① 市長は、的確かつ迅速に警戒区域を設定するために必要があると認めるとき、警察官及び海上保安官に対し、警戒区域の設定を行うよう要請する。　法114条③
② 市長は、県知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域を設定した旨の通知を受けた場合、警戒区域設定の理由、範囲その他の必要な情報を速やかに入手し、本項(1)の定めに基づき必要な措置を行う。

(4) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合、本節第4項(3)の定めに準じて、警戒区域内で活動する市職員等の安全の確保を図る。　法第22条、第158条②③、県P. 99 P. 150へ

(5) 警戒区域の設定の解除

市長は、警戒区域の設定を解除したとき及び県知事により警戒区域の設定が解除されたとき、本項(1)に定める措置を速やかに中止するほか、広報車等により、その旨を住民に周知する。

6　事前措置等

（1）事前措置

法111条①

市長は、市域内において武力攻撃災害が発生するおそれがあるとき、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認める危険物貯蔵施設及び広告塔などの設備や、危険物及び毒劇物などの物件の占有者、所有者又は管理者（以下「占有者等」という。）に対し、武力攻撃災害の拡大防止のために必要な限度において、その設備や物件の除去、保安などの必要な措置を行うよう指示する。

（2）関係機関の連携

法第111条③

市長は、事前措置の指示権を十分行使できない場合などで、占有者等に対し、迅速に事前措置を行わせるために必要があると認めるとき、以下の①から⑤に掲げる事項を連絡したうえ、警察署長又は名古屋海上保安部長に対し指示を行うよう要請する。

① 事前措置が必要な場所
② 事前措置が必要な設備又は物件
③ ②の設備又は物件の占有者等
④ 事前措置として必要な措置
⑤ その他必要な事項

（3）占有者等が指示に従わない場合の措置

本項（1）の定めにより指示された占有者等が、指示どおり必要な措置を行わない場合、市長は、必要に応じて、行政代執行法第3条第3項の規定に基づき代執行を行うか、又は本節第7項に定める応急公用負担に基づく措置を行う。

7　応急公用負担等

（1）措置の実施

法113条①

市長は、市域内において武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、その武力攻撃災害への対処に必要な措置を行うために緊急の必要があるとき、以下の①から③に掲げる措置のうち必要な措置を行う。

① 市域内の他人の土地、建物その他の工作物の一時使用
② 市域内の土石、竹木その他の物件の使用又は収用
③ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、武力攻撃災害への対処に必要な措置の実施に支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置

(2) 除去した工作物等の保管　　法第113条②

市は、本項(1)に掲げるの措置の実施により、工作物等を除去したとき、その工作物等を保管する。

(3) 本項(1)①及び②の措置に必要な手続　　法施行令第33条

① 工作物及び物件の占有者等に対する通知　　災対法施行令第24条

市長は、本項(1)の措置を実施した場合、その対象となる工作物及び物件の占有者等に対し、以下のa)からf)に掲げる事項を通知する。

a) 土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件(以下「土地・建物等」という。)の名称又は種類
b) 土地・建物等の形状
c) 土地・建物等の数量
d) 土地・建物等が所在した場所
e) 土地・建物等の処分にかかる期間又は期日
f) その他必要な事項

② 工作物及び物件の占有者等についての掲示

①の通知にあたり、土地・建物等の占有者等の氏名及び住所が不明の場合、市長は、市役所及び土地・建物等の所在する区役所に、①に掲げる通知の内容を掲示する。

(4) 本項(1)③の措置に必要な手続

① 公示内容　　法第113条④

市長は、保管した工作物等を占有者等に返還するため、以下のa)からd)に掲げる事項を公示する。　　法施行令第33条　災対法第64条③　災対法施行令第26条

a) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
b) 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
c) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
d) 前各号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

② 公示方法　　災対法施行令第25条

市長は、以下のa)からc)に掲げる方法により、①に掲げる事項を公示する。

a) 保管を始めた日から起算して14日間、公示する事項を市役所及び区役所に掲示する。
b) 公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者等の氏名及び住所が不明の場合、その公示の要旨を市公報又は新聞に掲載する。
c) 保管工作物等一覧簿を市役所又は区役所に常備し、関係者

がいつでも自由に閲覧できるようにする。

③ 保管した工作物等の売却　　法第113条
保管した工作物等に滅失や破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用や手数を要するとき、市長は、その工作物等を売却し、その代金を保管する。　　法施行令第33条　災対法64条

④ 措置に伴う費用の負担
工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法の規定を適用する。

⑤ 所有権の帰属
①a）の公示の日から起算して、6月を経過してもなお保管した工作物等を返還できないとき、その工作物等の所有権は市に帰属する。

8　消防活動等　　P. 195へ（図3-8-2）

（1）消防活動　　法第97条⑦、県P. 107

① 市は、市域内で武力攻撃災害が発生した場合、消防の施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

② 消防機関は、武力攻撃災害から住民を保護するため、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

③ 市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、県と連携し、武力攻撃の現状や予測、武力攻撃災害の被害情報の把握に努めるとともに、県警察等と連携し、安全な消防活動が行えるよう必要な措置を講ずる。

（2）応援の要請　　法第17条①、県P. 107

市長は、武力攻撃災害の規模等に照らして緊急を要する場合など、必要に応じて、県知事、他の市町村長、消防庁長官に対し、以下の①及び②に掲げる応援要請を行う。

① 消防相互応援協定等に基づく応援要請
武力攻撃災害に対し、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断したとき、県知事又は他の市町村長に対し、消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

② 緊急消防援助隊等の応援要請
①による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合、又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必

要と判断した場合、県知事を通じ、又は必要に応じ直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(3) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、以下に掲げる①又は②に該当する場合、県知事と連携し、速やかに出動部隊に関する情報を収集するとともに、その部隊を受け入れた後の市の消防部隊の編成や指揮体制などの整備を行うなど、被害状況等に応じた受入れ体制を確立する。

① 本項(2)に掲げる応援要請を行った場合

② 消防庁長官又は県知事により、他の地方公共団体の長に対して、市に対する応援の指示が出された場合

(4) 県知事等による指示への対応　　法第117条

市域内で武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、県知事又は消防庁長官から、その武力攻撃災害の防御に関し措置を講ずるよう指示された場合、市長は、その指示の内容に基づき、速やかに必要な措置を行う。

(5) 消防の応援の指示等に基づく出動　　法第17条①、法第119条

市長は、以下に掲げる①又は②に該当する場合、武力攻撃災害の現状等の必要な情報を収集するため、県との連絡体制を確立するとともに、収集した情報に基づき災害の現状に応じた派遣計画を作成するなどにより、迅速かつ円滑に消防の応援等を実施する。

① 他の市町村長から、本市に対して消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場合

② 消防庁長官から、本市に対して緊急消防援助隊等の出動指示があった場合

(6) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力　　法115条①

① 市長若しくは消防吏員その他の市職員は、市域内で武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を実施するため緊急の必要があるとき、市域内の住民に対し、以下のa)からd)に掲げる措置に必要な援助について協力を要請する。

a) 消火活動

b) 負傷者の搬送

c) 被災者の救助

d) その他、武力攻撃災害への対処に関する措置を実施するために必要な措置

② 市長若しくは消防吏員その他の市職員は、①に掲げる要請を行う場合、以下のa)からg)に掲げる事項を遵守する。　法第22条、第115条②

a) 要請に応じて協力することになった住民の、氏名を記録する。

b) 要請に応じて協力することになった住民が、いつ、どこで、どのような協力を行ったのかを記録する。

c) 要請に応じて協力することになった住民に対して、赤十字標章等交付等要綱に基づき特殊標章等を交付し着用させ、協力の終了後、その特殊標章等を速やかに回収する。　法第158条③

d) 要請に応じて協力することになった住民と一緒に、必要な措置を行う。　県P. 104

e) 要請に応じで協力することになった住民の安全を確保するため、協力させ続けることで武力攻撃災害の被害や二次被害が直接的に及ぶことが明らかになった場合、直ちにその要請を解除する。　県P. 104

f) 要請に応じて協力することになった住民が、その協力により死亡又は負傷した場合、その旨を、①及び②で記録した事項とあわせて速やかに市長に報告する。

g) 協力の必要がなくなった場合、速やかに要請を解除する。

(7) 医療機関との連携

市は、被災現場における消防機関の活動にあわせ、負傷者の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関との緊密な連携を図る。

(8) 安全の確保　法22条、県P. 99

① 市は、消火活動及び救助・救急活動等を行う市職員等に対し、二次被害が生じることがないよう、国又は県から情報を収集して被災現場に最新情報を随時提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② 市は、現地調整所などの被災現場において、県警察、名古屋海上保安部との間で情報の収集及び調整を行い、それに基づき、安全の確保のため必要な措置を行う。

③ 県知事又は他の市町村長から、消防相互応援協定等に基づく応援の要請を受けた場合や、消防庁長官又は県知事から、緊急消防援助隊等の応援の指示を受けた場合、市長は、その措置を実施する市職員に危険が及ばないよう、適切な措置が関係機関により講じられているか、あらかじめ確認する。また、以下のa)からe)に掲げる情報を収集し、出動する市職員に対しそれらの情報を提供し支援する。　法120条

a）武力攻撃の状況及び予測
b）武力攻撃災害の状況
c）災害の種別
d）防護可能な資機材、設備、薬剤等
e）その他、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるために必要な事項

④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制に基づき、被災現場において、可能な範囲で市の活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限って活動する。

⑤ 市長又は消防長は、被災現場において武力攻撃災害への対処に関して必要な措置を講じている市職員等に対し、赤十字標章等交付等要綱に基づき特殊標章等を交付し着用させる。　法158条②③

9　生活関連等施設の安全確保等

(1) 市が設置する生活関連等施設の状況の把握　法第102条③

市は、国民保護対策本部を設置した場合、第2章第10節第1項に掲げる生活関連等施設について、各施設の安全に関する情報及び安全確保に必要な措置への対応状況等、必要な情報を収集する。　P. 60へ

(2) 市が設置する生活関連等施設の安全確保　法第102条③

市長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、第2章第10節第1項に掲げる生活関連等施設について、警備の強化や生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を行う。　P. 60へ

(3) 関係機関に対する支援の求め　法第102条④

本項(2)の定めに基づき、市が設置する生活関連等施設の安全の確保に必要な措置を実施する場合、市長は、県警察、名古屋海上保安部又は措置を実施する施設の所管官庁等に対し、指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、警備の強化など、措置の実施に必要な支援を求める。

(4) 生活関連等施設の管理者からの支援の求め　法第102条④

市域内にある市が設置する以外の生活関連等施設の管理者から、市の消防機関に対し、その生活関連等施設の安全の確保に必要な支援を求められた場合、市長は、指導、助言など、可能な範囲において、措置の実施に必要な支援を行う。

(5) 立入制限区域への立入り　法第102条⑦

県公安委員会又は名古屋海上保安部長等により、市が設置する

生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域が、立入制限区域として指定された場合、市は、必要な措置の実施を迅速かつ円滑に行えるよう、立入制限区域に立ち入ることができる市職員等について、生活関連等施設の現場管理者に必要な情報を提供する。

（6）生活関連等施設以外の市が設置する施設の安全確保

第2章第10節第1項に掲げる生活関連等施設以外の市が設置する施設について、武力攻撃災害の発生及びその拡大を防止するため必要があると認める場合、市は、本項（2）の定めに基づき実施される措置に準じて、安全確保のために必要な措置を実施するよう努める。

P. 60へ

10　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止等

（1）危険物質等に係る武力攻撃災害の防止等の原則

法103条①

市長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により住民の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質で、以下の①及び②に掲げる物質（以下「危険物質等」という。）について、武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を実施する。

① 市域内に設置されている消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は、市域内のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの

② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びにその毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）で、毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により、市又は特別区が登録の権限を有する場合）

（2）危険物質等の取扱者に対する警備の強化の求め

法第103条②

本項（1）の場合において、市長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他危険物質等を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める。

（3）危険物質等の取扱者に対する措置の命令

法第103条③

① 本項（1）の場合において、市長は、武力攻撃災害の発生により、危険物質等の取扱所及びその周辺において火災が発生した場合や、危険物質等の取扱所が所在する地域に武力攻撃災害が迫っている場合など、危険物質等による武力攻撃災害の発生を防止するために緊急の必要があると認めるとき、危険物質等の取

扱者に対し、以下のa)からc)に掲げる措置のうち、必要な措置を行うよう命ずる。

a) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限　消防法第12条の3

b) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

c) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

② ①c)の措置を命じられた危険物質等の取扱者が、命じられた措置を実施しない場合、市長は、必要に応じ、行政代執行法に基づき必要な措置を行う。

③ ①の措置の対象となる危険物質等について、避難住民の運送などの措置においてその物質等が必要となる場合、市は、関係機関と、その物質等の使用について調整を行う。

(4) 危険物質等の管理状況の報告の求め　法第103条④

市長は、本項(3)①の定めに基づき命令をするために必要があると認めるとき、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の種類や数量、保管方法など、その管理の状況について報告を求める。

(5) 準　　用　法第103条⑤

本項(1)から(4)までの定めは、市域内で危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、それを防除し、及び軽減する場合に準用する。

11　石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処　法第104条

(1) 石油コンビナート等災害防止法の適用　石油コンビナート等災害防止法

市は、市域内の石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃災害の対処にあたって、石油コンビナート等災害防止法に定められている措置を行うことを基本とする。

(2) その他の措置

石油コンビナート等は、危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、本項(1)の措置にあわせ、本節第9項に定める生活関連等施設の安全確保等、及び本節第10項に定める危険物質等に係る武力攻撃災害の防止等について必要な措置を実施する。　法第102条③、第103条①　P. 157へ　P. 158へ

12　NBC攻撃に伴う災害への対処　P. 196へ(図3-8-3)

(1) 対処の原則　法第107条③

市域内で発生したNBC攻撃に伴う災害への対処について、放射

性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤又は危険物質等による汚染（以下単に「汚染」という。）の拡大を防止するための措置を迅速に行う必要があるとして、国による基本的な方針を踏まえた県知事からの必要な協力の要請があった場合、市長は、県及び関係機関と連携し、初動時における応急措置その他の必要な措置を実施する。

（2）応急措置の実施　　法第107条③

市長は、NBC攻撃に伴う災害が発生した場合、その被災現場の状況に応じて、以下の①から③に掲げる措置のうち、必要な措置を実施する。

① 被害が発生している地域及び被害が及ぶと予想される地域の住民に対して、本節第4項の定めに基づき退避を指示し、又は本節第5項の定めに基づき警戒区域を設定する。　P. 148へ　P. 150へ

② 職員の安全の確保に必要な措置を実施したうえ、関係機関とともに、可能な範囲で、被災者の救助や携帯型検知装置による原因物質の推定を行う。

③ 採取した原因物質を基に、市の研究機関において、可能な範囲で原因物質を特定する。

（3）関係機関との連携

① 市長は、NBC攻撃に伴う災害が発生した場合、県警察、名古屋海上保安部、自衛隊、医療関係者等から、被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を収集する。

② 市長は、必要に応じ、現地調整所を設置するなどして、被災現場における関係機関の活動調整の円滑化を図る。

③ 現地調整所に配置する市職員から報告を受けた最新の情報を基に、発生した災害への対処のために必要となる人員及び資機材の確保について、県知事に対して必要な応援等を要請する。

④ 県知事から汚染物質に関する情報を入手したとき、市長は、市の関係機関に通知するとともに、汚染物質に応じて必要な措置を実施する。

（4）汚染物質に応じた対応

生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合、市は、必要に応じ、給水制限等の措置を実施する。また、市域内で発生したNBC攻撃に伴う災害に対し、以下の①から③に掲げる事項に留意して必要な措置を実施する。

① 核攻撃の場合

a) 核攻撃等に伴う災害が発生した場合、武力攻撃事態等対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、収集している汚染の範囲の特定に資する被災情報を、県に直ちに報告する。

b) 県警察、名古屋海上保安部、自衛隊の部隊等と連携し、武力攻撃事態等対策本部長の調整のもと、放射線防護服を着用させるなど、措置を実施する市職員の安全確保のための措置を講じたうえ、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行う。

② 生物剤による攻撃の場合

a) 生物剤による攻撃に伴う災害が発生した場合、措置にあたる市職員に防護服を着用させ、必要に応じてワクチンを接種するなどの安全確保のための措置を実施する。

b) 感染症法の枠組みに従い、関係する医療機関に被災者を移送する。

感染症法第21条、64条、感染症法第15条

c) 県から、汚染地域の範囲及び感染源について必要な情報を収集する。

d) 県警察等の関係機関と連携しつつ、消毒剤、除染機材等の装備を用いて消毒等の措置を行う。

e) 市域内で生物剤による攻撃に伴う感染症が発生した場合、県と連携し、武力攻撃災害の発生状況等に応じて、収容施設等や保健所などに、感染症に関する専門家等の医療関係者を配置し、電話等による相談に応ずる。

③ 化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃に伴う災害が発生した場合、措置にあたる市職員に化学防護服を着用させるなどの安全確保のための措置を講じたうえ、県警察等の関係機関と連携して原因物質や汚染地域の範囲を特定するとともに、その情報に基づき被災者の救助・救急活動や除染等の汚染の拡大防止のために必要な措置を行う。

(5) 汚染の拡大を防止するための措置

法108条

① 県知事から汚染拡大を防止するため協力の要請があったとき、市長は、県警察等の関係機関と調整しつつ、汚染され又はその疑いのある対象物件等について、以下の表に掲げる措置を講ずる。

	対象物件等	実施者	措　置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	市長の命により占有者	・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	市長の命により管理者	・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止

3号	死体	市長	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件		・廃棄
5号	建物		・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所		・交通の制限 ・交通の遮断

② 市長は、①の表中の1号から4号までに掲げる措置を実施するとき、その措置の名あて人に対し、以下のa)からe)に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、その措置を実施した後、相当の期間内に、同事項をその措置の名あて人に通知する。

a) 当該措置を講ずる旨
b) 当該措置を講ずる理由
c) 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体
d) 当該措置を講ずる時期
e) 当該措置の内容

③ 市長は、①の表中の5号又は6号に掲げる措置を実施するとき、②a)からe)に掲げる事項のうち、c)を「当該措置の対象となる建物又は場所」に読み替えて、それらの事項を適当な場所に掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その措置を実施する市職員が現場で指示する。

(6) 土地への立入り　　法第109条③

本項に定める措置を実施するため必要があると認めるとき、市長は、以下の①及び②の定めに基づき、市職員に、他人の土地、建物その他の工作物または船舶若しくは航空機（以下、この項において「土地等」という。）に立ち入らせる。

① あらかじめ通知することが困難である場合を除き、市職員にその土地等に立ち入らせる旨を、あらかじめ、その占有者又は所有者に通知する。

② その土地等に立ち入ろうとする市職員は、以下のa)からc)に掲げる身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、その身分証明書を提示する。ただし、①及び②は、緊急対処保護措置においては使用できない。

a) 自衛隊の衛生要員等以外の常時または臨時の医療関係者用

身分証明書（赤十字標章等に含まれる身分証明書）
b）国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書（特殊標章等に含まれる身分証明書）
c）名古屋市職員証

（7）安全の確保　　法第110条

本項に定める汚染の拡大の防止について、県知事から必要な協力を要請された場合、市長は、その措置に従事する市職員に危険が及ばないよう、適切な措置が県により講じられたことをあらかじめ確認したうえ、必要な協力を行う。

第9節　被災情報の収集及び報告

県知事への報告が必要とされている、武力攻撃災害による被災情報について、その収集及び報告に必要な事項を定める。

1　被災情報の収集

（1）被災情報の収集の開始　　法第126条①

市長は、市域内で武力攻撃災害が発生した場合、原則として、以下の①又は②に該当する場合に被災情報を収集する。ただし、その場合であっても、NBC攻撃に伴う災害の場合は、本章第8節第12項の定めに基づき必要な措置が実施され、被災情報を収集する市職員の安全が確保されたと判断されるまで、被災情報を収集しない。　P. 159へ

① 被災地域に対する避難の指示が解除された場合
② 武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合

（2）収集する被災情報　　地域防災計画準拠

市は、発生した武力攻撃災害について、被災情報として、以下の①から⑤に掲げる情報を収集する。

① 発生した日時及び場所又は地域
日時のほか、場所及び地域として、武力攻撃災害が発生した地域を住所地により特定する。

② 発生した武力攻撃災害の状況の概要
武力攻撃災害の種類及び発生後の対処状況等を把握するとともに、武力攻撃災害の被災地域の推移を確認することなどにより、武力攻撃災害の現状を把握する。

③ 人的被害の状況
武力攻撃災害に伴う死者、行方不明者、負傷者（重症、軽症）に

ついて把握する。

④ 物的被害の状況
住家被害（全壊（焼）、半壊（焼）、一部損壊等）、非住家被害（全壊（焼）、半壊（焼））について把握する。

⑤ その他、被災情報として必要な情報
その他、国及び県等より、必要な被災情報として報告を求められた情報を収集する。

(3) 武力攻撃災害が発生している現場における被災情報の収集

市は、現に発生している武力攻撃災害について、その対処に必要な措置を実施している場合、措置を実施している市職員等により、可能な範囲で、本項(2)に掲げる被災情報を収集する。その際、必要に応じて、被災情報の収集のため、被災現場又は現地調整所に市職員を配置する。

(4) 武力攻撃災害終息後の被災情報の収集等

① 人的被害に係る情報の収集等
市は、本章第7節の定めに基づき収集された安否情報、被災者本人、家族、親類縁者等、関係住民からの通報などを基に、本項(2)③に掲げる被災地域における人的被害を収集及び整理する。

P. 137へ

② 住家被害の情報の収集等
市は、住民からの通報及び市職員の調査などの方法により、本項(2)④に掲げる被災地域における物的被害のうち、住家被害の情報を収集及び整理する。

③ 非住家被害の情報の収集等
市は、本項(2)④に掲げる被災地域の物的被害のうち、非住家被害について、各施設等についてはその現場管理者からの報告により、それ以外の施設等については、その施設等の管理者等からの通報及び市職員による調査などの方法により、それぞれ被災情報を収集及び整理する。

地域防災計画準拠

(5) 被災情報の収集方法

① 人的、物的被害の情報収集の担当
②に掲げる部門別被害の他、人的、物的被害の情報については、以下の区分により担当部が収集する。

情報の区分	担当部	
人的被害	区対策部	収容施設等、本市が設置する施設等（区内）、死体安置所
	現地対策本部	現地調整所

		関 係 部	関係機関
住家被害		区対策部	
非住家被害	公共建物	所管部、区対策部	
	その他	区対策部	

※ 住家被害、非住家被害のうち、焼失による被害は、総括部との連携により情報を収集する。

② 部門別の被災情報収集の担当

情報の区分	情報の内容	担当部
土木関係被害	道路、橋梁、河川、排水路、ポンプ施設、ため池	緑政土木部
病院関係被害	市立病院	健康福祉部
教育関係被害	市立学校等、社会教育施設、文化財施設	学校部
民生関係被害	社会福祉施設	健康福祉部
市営住宅関係被害	市営住宅、附帯施設	住宅都市部
上下水道関係被害	水道施設、工業用水道施設、下水道施設	上下水道部
交通関係被害	バス･鉄道関係施設	交通部
公園関係被害	公園、街路樹、街園	緑政土木部
危険物関係被害	危険物施設	総括部
商工業関係被害	商工業施設、工業原材料、商品、生産機械器具等、観光施設	市民経済部
農業関係被害	農地、農業用施設、農作物、畜産物	緑政土木部
その他の被害	電気施設、ガス施設、電話施設、港湾施設、	総括部
	上記以外の施設、	所管部

③ 区分別被害判定基準

市は、地域防災計画における定めを参考に、①及び②に掲げる情報の区分別に、被害の基準について必要な事項を定めておく。

(6) 被災情報の整理

市は、本項(5)に掲げる区分に基づき、同じく本項(3)及び(4)の定めに基づき収集した被災情報を、以下の流れにより国民保護対策本部において整理する。

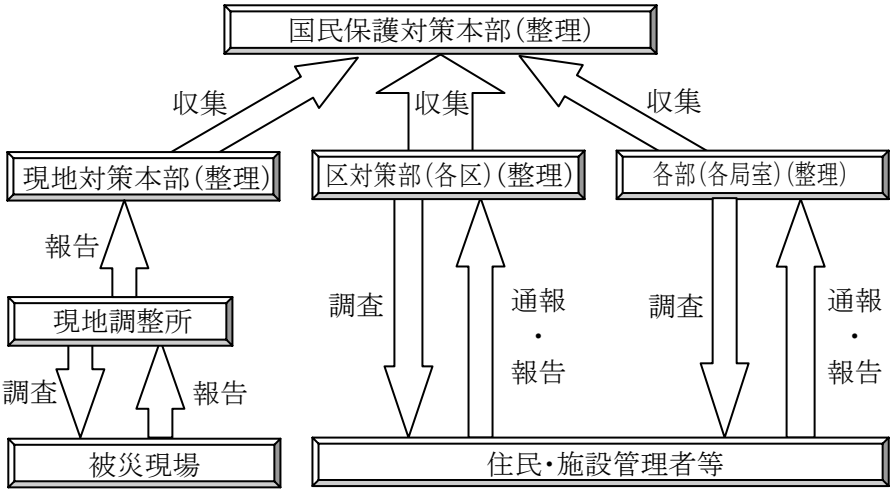

(7) 画像伝送システムの活用

市は、被災情報について、その機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、高所監視カメラ、ヘリコプターなどによる映像伝送システムを活用し、映像により情報収集を行う。

(8) 避難途中における被災情報の収集

市は、市域内で武力攻撃災害が発生した場合、本項(1)の定めに基づき被災情報の収集を円滑に開始できるよう、避難途中において、可能な範囲で、本項(2)に掲げる被災情報を収集するよう努める。

2 被災情報の報告

(1) 県及び消防庁への第一報の報告　　県P. 107

市は、被災情報の収集にあたり、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により、県及び消防庁に対し、直ちに被災情報の第一報を報告する。

(2) (1)以降の県への報告　　法第127条①

① 市は、本項(1)の定めに基づき第一報を報告した後も、引き続き被災情報の収集に努めるとともに、本項(5)の定めに基づき整理した情報について、あらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により、県が指定する日時に、県に対して報告する。

② 市は、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、被災情報を県及び消防庁に報告する。

第10節　保健衛生の確保その他の措置

収容施設等の保健衛生の確保に必要な措置について定めるとともに、武力攻撃災害により生じた廃棄物の処理や、武力攻撃災害からの文化財の保護について必要な事項を定める。

1　保健衛生の確保

地域防災計画準拠県P. 108

(1) 保健衛生対策

市は、市域内に滞在する避難住民等の状況等に応じて、地域防災計画を参考に、必要な範囲で、以下の対策を実施する。

① 市は、収容施設等や被災家庭での生活の長期化による避難住民等の健康障害を予防するため、疾病予防、健康増進、福祉面の支援の観点から健康相談等を実施するとともに、必要に応じて、要援護者の介護・看護に関する訪問指導等を行う。

② 収容施設等での生活の長期化に伴うストレスの増大や、避難住民等の心の健康を保持するため、精神医療救護活動を実施する。

③ 歯科医療・歯科保健の観点から、応急的な医療活動及び相談等の歯科医療救護活動を行う。

④ 市は、収容施設等や被災家庭での生活の長期化による避難住民等の栄養改善を図るため、必要に応じ、栄養相談及び指導を実施する。

(2) 感染症予防対策

市は、ライフラインの寸断による生活環境の悪化を原因とする感染症の発生や、収容施設等での感染症の集団発生を防ぐため、地域防災計画を参考に、必要な範囲で、以下の対策を実施する。

① 感染症予防に必要な衛生指導等のほか、感染症患者等の発生時における健康診断に伴う病原体検査、感染症の発生状況による臨時予防接種の実施、消毒及びねずみの駆除などの環境防疫作業や飲料水の検査など、収容施設等及び被災地における感染症予防対策を行う。

② 感染症患者等の移送やその患者の家屋等に対する消毒作業など、発生した感染症の対策として必要な措置を行う。

(3) 食品安全確保対策

市は、市域内に滞在する避難住民等の食中毒を防止するため、地域防災計画を参考に、必要な範囲で、以下の対策を実施する。

① 炊き出し施設などの食品取扱い施設の監視指導のほか、食品等の衛生指導、発生した食中毒の処理、被災不良食品の排除指導

などの必要な措置を行う。

② 市が設置する市場を流通する食品等の監視指導及び検査などの措置を行う。

（4）保健衛生の確保への協力の要請　法123条①

① 本項（1）から（4）の定めに基づき必要な措置を実施する場合で、緊急の必要があると認めるとき、市長は、市域内の住民に対し、その措置の実施に必要な援助について協力を要請する。

② 市長は、①の協力を要請する場合、要請に応じて協力することになった住民の、保健衛生の確保及び安全の確保に十分配慮する。

（5）逃走動物による危害の防止

市は、動物愛護センター、保健所及び東山動物園との連携により、武力攻撃に伴う災害の発生時における逃走動物（犬、猛獣等）による危害の発生を防止するとともに、動物の救護に努める。

2　廃棄物の処理

（1）廃棄物の処理の実施

市は、市域内で発生した武力攻撃災害に伴って生じる廃棄物について、対応可能な範囲で、その収集、運搬、処分等の処理を実施する。

（2）処理体制

市は、被災地における廃棄物の発生状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断したうえ、地域防災計画を参考に、発生した廃棄物の処理に必要な体制を整備する。

（3）応援の要求　法第18条①

本項（1）の定めに基づき廃棄物を処理する場合、発生した廃棄物の量が多く、市が設置する処理施設の処理能力のみでは十分に処理できない場合、市長は、その廃棄物の処理について、県に対し、他の市町村の応援等にかかる要求を行う。

（4）廃棄物処理の特例

① 大規模な武力攻撃災害が発生し、生活環境の悪化を防止することが特に必要であるとして、市域内の一部又は全部が、環境大臣により、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない特例地域として指定を受けた場合、市長は、県と連携しながら、廃棄物処理法の規定による許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環　法第124条③

境大臣が定める特例基準に基づき、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② ①の定めに基づき、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により、環境大臣が定めた特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明した場合、市長は、その者に対し、期限を定めて、その廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他、特例基準に適合させるため必要な措置を講ずべきことを指示する。　法第124条④

3　文化財の保護

(1) 文化財保護の実施　法125条

文化庁長官又は県教育委員会から、市が所有又は管理する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物（以下「重要文化財等」という。）について、武力攻撃災害による滅失、き損その他の被害を防止するため必要な措置を講ずるよう命令又は勧告を受けた場合、市は、その重要文化財等について、命令及び勧告の内容に基づき必要な措置を行う。

(2) 文化庁長官に対する支援の求め　法125条

本項（1）の定めに基づき、市が所有又は管理する重要文化財等の保護に必要な措置を実施する場合、市長は、県教育委員会を通じて、文化庁長官に対し、以下の①から⑦に掲げる事項のうち必要な支援を求める。

① 費用負担
② 技術的指導
③ 重要文化財等の移動のための要員、車両及び資機材の提供
④ 巡回の強化のための要員及び資機材の提供
⑤ 収蔵庫及び警報装置の設置
⑥ 保管場所の提供
⑦ その他必要な事項

(3) 重要文化財等以外の文化財の保護　地域防災計画準拠

市は、市が所有又は管理する指定文化財についても、可能な限りその保護に努める。

第11節　国民生活の安定

武力攻撃事態等において、国民生活の安定に必要な生活関連物資等の価格の安定、被災児童に対する教育など避難住民等の生活の安定、水の安定的な供給など生活基盤等の確保について必要な事項を定める。

1　生活関連物資等の価格の安定等　　法第129条

（1）措置の原則

市は、武力攻撃事態等において、食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務（以下「生活関連物資等」という。）の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国民生活及び国民経済の安定、さらに避難住民等の生活の安定のため、以下の①及び②の定めに基づき、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る。

① 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、生産団体、流通団体等の関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請及び指導等を行う。　　地域防災計画準拠

② 生活関連物資等の需給・価格動向について、住民への的確かつ迅速な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、住民への情報提供・相談窓口を設置する。

（2）生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（買占め等防止法）に基づく措置　　基本指針P. 62

買占め等防止法第2条、同法施行令第2条

生活関連物資等の価格が高騰し又は高騰するおそれがあり、買占め又は売惜しみが行われ又は行われるおそれがあるとして、国が、買占め等防止法第2条第1項に基づき、特別の調査を要するとして政令で指定した物資（以下、本項において「特定物資」という。）について、市は、市域内のみに事務所、事業場、店舗又は倉庫（以下、本項において「事務所等」という。）を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く。）及び市域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を実施する。

① 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する調査　　買占め等防止法第3条

② 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に特定物資を保有していると認められる場合の、その事業者に対する対象となる特定物資の売渡しの指示　　買占め等防止法第4条

（市が、売渡しをすべき時期及び数量並びに売渡先を指定する。）

③ ②の売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡先への売渡しの命令　　買占め等防止法第4条

（市が、売渡しをすべき時期及び数量を指定する。）

④ ③の売渡しの命令を実施後、支払い又は受領すべき金額について、命令を受けた事業者と売渡先とで協議することができず、又は協議が整わなかった場合の裁定及びその結果通知　　買占め等防止法第4条

⑤ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、事務所等への立入り、帳簿、書類その他の物件の検査及び関係者に対する質問　　買占め等防止法第5条

(3) 国民生活安定緊急措置法に基づく措置　　国民生活安定緊急措置法第3条

生活関連物資等の価格が高騰し又は高騰するおそれがあるとして、国が、国民生活安定緊急措置法第3条第1項の規定に基づき、特に価格の安定を図るべきとして政令で指定した物資（以下、本項において「指定物資」という。）について、市は、市域内のみに事業場を有し指定物資を販売する者（小売業者を除く。）及び市域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、以下の①から③に掲げる措置を実施する。　　国民生活安定緊急措置法施行令第4条

① 指定物資について、主務大臣が定めた標準価格又は販売価格を一般消費者に見やすいように表示すべきことの指示及び指示に従わない小売業者の公表　　国民生活ﾏﾆｭｱﾙ PXX　国民生活安定緊急措置法第6条

② 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している者に対しての、規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく指示に従わなかった者の公表　　国民生活安定緊急措置法第7条

③ ①及び②の措置に必要な限度における、指定物資を販売する者に対する業務若しくは経理の状況報告、営業所、事務所その他の事業場への立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査及び関係者に対する質問　　国民生活安定緊急措置法第30条

2 避難住民等の生活の安定等

市は、国、県等からの指導及び助言等を踏まえながら、市域内に滞在する避難住民等の生活の安定に関し、必要に応じて、以下の(1)から(7)に掲げる措置を実施する。

(1) 被災児童及び生徒に対する教育　　県P. 108

① 収容施設等での教育の確保

市は、被災した児童及び生徒に対する教育に支障が生じないよう、収容施設等での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等の適切な措置を実施する。

② 学校施設等の応急復旧等
避難住民等が収容施設等から被災地に復帰する場合、教育活動の早期の再開に向け、学校施設等の応急復旧等について、関係機関と連携して適切な措置を実施する。

③ 被災児童及び生徒の就学援助等　　地域防災計画準拠
被災児童及び生徒の就学援助等に関し、国（文部科学省）から指導及び助言があった場合には、県と協力しながら必要な措置を実施する。なお、文部科学省の国民保護計画に記載されている事項は、以下のa）からg）に掲げる事項となっている。

a）教科書及び学用品の支給（本章第6節第18項に基づくものをいう）　　P. 133へ
b）奨学金の貸与
c）学校給食物資の確保及び非常時における給食の実施
d）被災地から一時的に転校する生徒及び児童に対する転編入学の受入れ
e）学校施設等の状況に応じた応急教育の実施
f）教職員の被災に伴う補充措置
g）卒業、入学試験、就職活動に対する措置
※ 授業料の減免については、地域防災計画の定めを参考に、必要に応じて実施する。

（2）市税の減免等　　法第162条②
市は、被災した納税義務者の経済的負担の軽減を図るため、地方税法、名古屋市市税条例等の定めるところにより、震災、風水害、火災等の災害の例に準じて、武力攻撃災害の状況に応じ、以下の①から③に掲げる措置を実施する。　　地域防災計画準拠

① 市税（市民税及び固定資産税等）の減免　　地方税法第323条、第367条、市税条例第31条、44条、地方税法第15条の9、市税条例第4条、地方税法第15条
② 市税に関する申告、申請、請求その他の書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限の延長
③ 市税(延滞金を含む。)の徴収猶予

（3）国民年金保険料、国民健康保険料及び介護保険料の減免等　　基本指針P. 64
市は、避難住民等の経済的負担の軽減を図るため、国民年金法、名古屋市国民健康保険条例、名古屋市介護保険条例の定めるところにより、震災、風水害、火災等の災害の例に準じて、国等の動向を考慮しつつ、状況に応じて、以下の①及び②に掲げる措置の実施を検討する。

① 国民健康保険料又は介護保険料の減免又は徴収猶予　　市国民健保条例第21条、22条、市介保条例第15条、16条、国民年金保険法第90条
② 国民年金保険料の減免

(4) 雇用に関する情報提供等の協力

市は、厚生労働省や県が実施する職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に関し、必要な情報の提供等の協力を行う。

(5) 生活再建資金の融資等　　法132条

① 政府関係金融機関による融資等

激甚災害による被害に相当するような大きな被害をもたらす武力攻撃災害が発生したときは、政府関係金融機関により融資条件や融資対象者の範囲等の弾力的な取り扱い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、利率の低減その他の措置が講じられることが想定されている。

具体的な融資等としては、以下のa)からc)に掲げるものが考えられている。

a) 住宅金融公庫による、住宅の復旧等のための融資条件の緩和等を伴う資金の貸付け、及び既存貸付者に対する救済措置　　基本指針P. 63　地域防災計画準拠

b) 国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫による、被災中小企業の経営の維持安定のための運転資金、設備復旧資金の低利融資等　　地域防災計画準拠

c) 農林漁業金融公庫による、被災農林漁業者に対する施設の災害復旧、及び経営安定のための低利融資等　　地域防災計画準拠

② 市の対応

武力攻撃災害により、住居、家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするにあたり必要となる資金について、市は、自然災害時の融資制度等を参考にしつつ、①の融資等の状況も踏まえ、被災状況に応じた対応を検討する。また、必要に応じて、市に①の融資制度等に関する総合的な相談窓口を開設し、被災者や事業者等に応じた対応を実施する。

(6) 義援金の受付及び配分　　地域防災計画準拠

市は、義援金の寄託があり、今後も寄託があると予想される場合、義援金の受付窓口を設置する。

また、義援金を配分する場合は、被災状況を勘案のうえ、地域防災計画の定めを参考に、配分委員会又は協議会等を設置して配分計画を作成する。

(7) 武力攻撃災害により被災したことを証する書類の発行　　地域防災計画準拠

市は、武力攻撃災害により被害を受けた世帯がある場合、必要に応じ、自然災害の場合に準じて、被災したことを証する書類を発行する。

3　生活基盤等の確保　　県P. 101

（1）ライフライン施設の機能の確保

市は、上下水道、工業用水道、運送、医療等のライフライン施設について、武力攻撃事態等における生活基盤を確保するため、地域防災計画における既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

（2）水の安定的な供給等　　法第１３４条②、県P. 108

市は、武力攻撃事態等において、水を安定的かつ適切に供給するため、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止、送水系統の速やかな切替え等の必要な措置を実施する。

（3）運送の確保　　法第135条①

市は、武力攻撃事態等において旅客を適切に運送するため、市営交通について、施設の状況確認、施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等の必要な措置を実施する。

（4）医療の確保　　法第136条

市は、武力攻撃事態等において医療を確保するため、市立病院等の開業時間の延長等の必要な措置を実施する。

（5）公共的施設の適切な管理　　法第137条

市が管理する道路、橋梁、公園・緑地、河川、港湾、消防水利、地下街等公共施設について、その機能が十分に発揮されるよう、施設の状況を確認し、安全の確保等を行うなど適切に管理する。

第12節　交通規制

避難住民の誘導、救援に関する措置の実施、武力攻撃災害への対処など、武力攻撃事態等における各措置の実施に必要となる交通の確保について、必要な事項を定める。

1　県国民保護計画に記載されている交通規制の実施

県国民保護計画において、交通規制の実施については、以下のように記載されている。

県警察は、武力攻撃事態等において避難住民、緊急物資の運送等のための緊急交通路を確保するため、一般車両（緊急通行車両以外の車両）の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の都道府県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

県計画P. 87

2　道路管理者による道路の支障箇所の発見

市は、市が管理する道路において支障箇所を認めた場合、必要に応じて、県や県警察など関係機関に通報及び連絡する。

法第155条、施行令第39条、県P. 108

3　交通規制の実施

本節第1項に記載する交通規制のほか、市は、以下に掲げる（1）及び（2）により交通規制を行う。

（1）市が行う交通規制

市は、市が管理する道路において、道路の破損、欠壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合、その道路の通行を禁止し又は制限する。

道路法第46条

（2）消防吏員が行う交通規制

消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき、消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第76条の3第4項の規定を準用して必要な措置を行う。

法第155条
施行令第39条

4　交通規制についての住民及び運転者への周知徹底

市が管理する道路について、交通規制が行われたとき、市は、県警察と連携し、住民及び運転者に対し、規制の区域、区間、迂回路等必要な情報を広報するとともに、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容を周知する。

法第155条
施行令第39条

5　緊急通行車両の確認手続等

（1）緊急通行車両の事前届出

市は、県警察が定める事前届出・確認制度に基づき、国民保護措置の実施に必要となる車両を、緊急通行車両として県公安委員会（県警察）に事前に届け出て確認を受ける。

（2）事前届出車両以外の車両の確認手続

緊急通行車両として事前届出により確認を受けた車両以外で、住民の避難、緊急物資の運送など、国民保護措置を実施するために新たに確認手続をする必要が生じた車両について、市は、県警察が定める手続きに従い、緊急通行車両としての確認を受ける。

6　緊急交通路等の確保に必要な障害物の除去　　県P. 108

市は、市が管理する道路のうち、緊急交通路（避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要があり、緊急時に、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限する道路）などとして指定されている道路の確保に必要な障害物の除去について、県警察と連携し、状況に応じて必要な措置を実施する。